: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			法律用語等の固有名称を除き
			<u>およ</u> び, <u>また</u> は, <u>なら</u> びに, ~
			~に <u>あ</u> たり等の記載は平仮名
			表記とし、差異理由は記載し
			ない。
		補足-100-1【工事計画認可申請における本文および	補足説明資料番号の附番の相
		補足-100-1 【工事計画説 引申請における本文やよい 	違。
		添付書類の作成要領について】	

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		目 次	
		1 工事計画認可申請における資料作成にあたっての基本的考え方	
		2 工事計画認可申請における要目表の作成要領	
		3 工事計画認可申請における基本設計方針の作成要領	
		4 工事計画認可申請書に記載する適用基準及び適用規格について	Total debug and the second of
		5 工事計画認可申請書に添付する添付書類の考え方について	記載の適正化
		6 工事計画認可申請における添付書類の作成要領	
		7 工事計画認可申請における添付図面の作成要領	
		8 共用設備の工認書類の扱いについて	
		9 参考資料	
		別紙1 技術基準規則の新旧比較表	
		別紙 2 設置許可基準規則と技術基準規則の比較表	

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		1 工事計画認可申請における資料作成にあたっての基本的考え方	
		【工事計画認可申請書に記載すべき内容】	
		(本文)	
		・「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(以下「技術基準規則」と	
		いう。)」に適合させるために必要な詳細設計の内容	
		・「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則(以下「設	
		置許可基準規則」という。)」への適合性を確認するための設備の仕様を決定する上での	
		設計方針(設備と一体となって適合性を担保する運用を含む)を基にした詳細設計の内	
		容	
		(添付書類)	
		・それらの具体的な考え方,実現方法およびその根拠	
		工事計画認可申請書の書類構成のイメージ図を別紙1に示す。	
		詳細設計の具体的な内容は以下の記載方針のとおり。	
		1 要目表	
		・「工事計画認可申請書に記載すべき内容」のうち,「実用発電用原子炉の設置,運転等に	
		関する規則(以下「実用炉規則」という。)」の「別表第二」(以下「別表第二」という。)の	
		中欄に該当する設備について,発電用原子炉施設の種類ごとに定められた事項を記載する。	
		2 基本設計方針	
		・「工事計画認可申請書に記載すべき内容」のうち,要目表で記載した以外について,以下	
		の考え方で作成する。	
		₽ [	
		設置許可基準規則→ 技術基準規則およびその解釈→	
		1 3/m/	
		(a) (b) 必要に応じ、 設置変更許可添八,添十・	
		基本設計方針↩	
		(a) 設置変更許可本文記載の工事計画認可申請対象設備に関して,設置変更許可との整	
		合性を確保する観点より設置許可基準規則に適合させるため「設備設計方針」や設備	
		と一体となって適合性を担保するための「運用」を基にした詳細設計が必要な設計要	
		求事項を記載する。	
		(b) 技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で,設置変更許可本文以外で詳細設計	
		が必要な設計要求事項がある場合は、その理由を「各条文の設計の考え方」に明確に	

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機	備考
	した上で記載する。	
	・自主的に設置したものは原則記載しない。	
	・基本設計方針は必要に応じて並び替えることにより、技術基準規則の条文の並びとなる	
	よう構成し、箇条書きとするなど表現を工夫する。また、適用する設備ごとに記載する。	
	・作成にあたっては、必要に応じ、以下に示す考え方も反映し作成する。	
	基①(手段の明確化)	
	設置変更許可本文記載事項のうち、「性能」を記載している設計方針は、技術基準規則へ	
	の適合性を確保する上で、その「性能」を持たせるための手段を特定できるように記載す	
	る。	
	また、技術基準規則への適合性の観点で、設置変更許可本文に対応した事項以外に必要	
	となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。	
	なお,手段となる「仕様」が要目表で明確な場合は記載しない。	
	(例)	
	【設置変更許可】・・・安全機能を有する機器に使用するケーブルは、原則、実証試験によ  記載	己載例の相違
	り自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とするが、・・・	
	$\downarrow$	
	【工事計画】火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルは、	
	実証試験により自己消火性(UL 垂直燃焼試験)及び耐延焼性(IEEE383(光ファ	
	イバケーブルの場合はIEEE1202)垂直トレイ燃焼試験)を確認した難燃ケーブ	
	ルを使用する設計とする。	
	基②(運用の担保先の明確化)	
	設置変更許可本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善	
	を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うととも	
	に,運用を定める箇所(QMSの二次文書で定める場合は「保安規定」を記載)の呼び込み	
	を記載し、必要に応じ、当該施設に関連する別表第二に示す添付書類の中でその運用の詳	
	細を記載する。	
	また、技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、設置変更許可本文に対応した事項	
<b> </b>	以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。	
	(記載例)	
	降下火砕物が長期的に堆積しないよう当該施設に堆積する降下火砕物を除去することを保 i	己載例の相違
	安規定に定めて管理する。	

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		基③(評価に対する対応)	
		設置変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、工事計画にて担保する条件を以下のい	
		ずれかの方法を使い分けることにより記載する。	
		i. 評価結果が示されている場合,評価結果を受けて必要となった措置のみを工事計画の	
		対象とする。	
		ii. 今後評価することが示されている場合, 評価する段階(設計または工事)を明確にし, 評	
		価の方法および条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を工事計画の対象とする。	
		基④(該当しない条文)	
		・技術基準規則第10条など,要求事項が該当しない条文については,該当しない旨の理由	
		を記載する。	
		・条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」	
		という審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。	
		基⑤(指針等の引用)	
		技術基準規則の解釈等に示された指針・NISA 文書・他省令の呼び込みがある場合は、以下	
		の要領で記載を行う。	
		・設置時に適用される要求など、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文書	
		名および版を識別するための情報(施行日等)を記載する。	
		・監視試験片の試験方法を示した規格など,条文等で特定の版が示されているが,保守管	
		理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して	
		行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先の表示に加え、当該文書名とそのコ	
		ード番号(必要時)を記載する。	
		(例) JEAC4201‐2007の「‐2007」は記載しない。	
		・解釈等に示された条文番号は、該当文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、	
		条文番号は記載せず,条文が特定できる表題(必要に応じ,上位の表題でも可能)で記載	
		する。	
		(例)38 条解釈 12 号	記載例の相違
		運転員が原子炉制御室に入り、とどまる間の被ばくを「核原料物質又は核燃料物質の製錬	
		の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」第7条第1項における緊	
		急時作業に係る線量限度100mSv以下にできるものであることをいう。	
		$\downarrow$	

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)」に基づく被ば	
		く評価により、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線	
		量限度等を定める告示」に示される 100mSv を下回る設計とする。	
		・条件付の民間規格や設置変更許可の評価結果等を引用する場合は、可能な限りその条件	
		等を文章として反映する(例1)。また、設置変更許可申請書の添付を呼込む場合は、対応	
		する本文のタイトルを呼込む(例 2)。なお、文書名を呼込む場合においても「技術評価	
		書」の呼込みは行わない(例3)。	
		者」の呼込みは1147なV、(例 5/。	
		(例 1)44 条解釈 2 号	
		第1号ハに規定する「漏えい試験ができる」とは、「漏えい率試験規程(JE	
		A C 4 2 0 3-2008)」の規定に「日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験	
		規程(JEAC4203)」の適用に当たって(別記-8)」の要件を付した試験	
		ができること。 (「日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」(JE	
		AC4203-2008)に関する技術評価書」(平成21年2月原子力安全・保安	記載適正化
		院、原子力安全基盤機構取りまとめ))	
		$\downarrow$	
		原子炉格納容器を貫通する箇所及び出入口は,想定される漏えい量その他の漏え	
		い試験に影響を与える環境条件として、判定基準に適切な余裕係数を見込み、日本	
		電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」(JEAC4203) に定める漏え	記載の適正化
		い試験のうちB種試験ができる設計とする。	
		(例 2)32 条解釈 1 号	
		・・・・原子炉の設置 (変更) 許可申請書 (以下「設置許可申請書」という。) 添付書類	
		八に記載された仕様を満足するとともに、設置(変更)許可申請書における評価条件	
		と比較して非保守的な変更がないこと・・・	
		↓ ↓	
		非常用炉心冷却設備は、設置(変更)許可を受けた運転時の異常な過渡変化及び設	
		計基準事故の評価条件を満足する設計とする。	
		(例 3)42 条解釈 4 号	
		第42条に規定する「生体遮蔽」及び遮蔽設計の具体的仕様に関する規定(第2項	
		第3号を除く。)は、日本電気協会「原子力発電所放射線遮へい設計規程」(JEAC	
		4615-2008)の事故時の遮蔽設計に係る事項を除き、本文及び解説4-5に以下	
		の条件を付したものによること。	

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		(1)4.1.2の適用に当たっては、「実効線量が1.3 $m$ $S$ $v$ $/$ $3$ 月間以下とな	
		る区域は管理区域外として設定できる。」を除き, ・・・, 「超える区域」を「超えるお	
		それがある区域」・・・と読み替えるものとする。・・・	
		(「日本電気協会「原子力発電所放射線遮へい設計規程(JEAC4615-2008)」	
		に関する技術評価書」(平成23年3月原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構取	
		りまとめ))	
		$\downarrow$	
		遮蔽設計は,実効線量が 1.3mSv/3 月間を超えるおそれがある区域を管理区域としたうえ	
		で,日本電気協会「原子力発電所放射線遮へい設計規程(JEAC4615)」の通常運転	
		時の遮へい設計に基づく設計とする。	
			法令改正に伴い別表第二から
			記載が削除されたことによる。
		3 工事の方法	法令改正に伴い「工事の方法」
		・工事の手順ならびに使用前事業者検査の項目および方法を記載する。	の要求が追加されたことによ
		TING THE BOTTOM TO THE STATE OF	る。
			° <b>√</b> 0

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		RECORDED BY AND ADDRESS OF THE PARTY OF THE	グランドルール上の別紙の附番方法の相違 法令改正に伴い、「設計及び工事計画認可申請書」の構成としている。 「各施設の工事の方法」および「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」が追加。

:前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		2 工事計画認可申請における要目表の作成要領	
		1. 目的	
		新規制基準対応設備のうち,実用炉規則の別表第二において設備別記載事項(以下「要目	記載の適正化
		表」という。)を記載する設備について、記載の統一および一貫性を図ることを目的として	
		要目表の作成要領を策定する。	
		なお, 記載例については, 別紙1に示す。	
		2. 具体的な要目表の作成方法	
		2.1 資料構成	
		(1) 要目表の資料構成は以下とする。	
		a. 申請対象設備については,実用炉規則の別表第二の記載順に記載する。	記載の適正化
		b. 要目表記載対象設備は「申請範囲」*1により対象設備を明確化する。	
		c. 要目表は、1 設備につき 1 件とし、複数の設備(系統)区分**2 の機能を有する設備であ	
		っても要目表は1件とする。	
		※1:今回の手続き対象外で「記載の適正化のみ」を行う設備は、「申請範囲」に手続き対象	
		外である旨を記載する。	
		(例)○○ポンプ(手続き対象外)	
		※2:設備(系統)区分の記載について、設備名のみで対象が自明の場合は系統名を記載し	
		なくても良い。(以下、各章においても同様。)	
		2.2 要目表の記載方法	
		(1) 施設に共通する記載	
		a. 共用について	
		(a) 共用する設備の名称についての表記は以下とする。	発電所名の相違
		登録号機 記載方法 記載例	
		2 号機 設備名称のあとに「(第◆,▲号機共 △△ポンプ 用)」を記載する。 (第1,2号機共用)	
		他号機 設備名称のあとに「(第◆号機設備,第 △△ポンプ ◆,▲号機共用)」を記載する。	共用設備に係るルールの明確化
		(別紙 1 1/22:①, 別紙 1 2/22:① 参照)	
		(MARKET I/BB. (C) MARKET B/BB. (C) MARKET	

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		(b) 設計基準対象施設として共用している設備を,重大事故等時に共用しない場合,名称	
		に設計基準対象施設としてのみ共用することを記載する。	DB 施設のみ他号機と共用する設
		例:「燃料プール冷却浄化系ポンプ(設計基準対象施設としてのみ第 1,2 号機共用)」	備の記載ルールの明確化。
		(別紙1 3/22:①参照)	

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所		女川原子力発電所第2号機	備考
		(c) 共用に関	する記載ルールについて	
		他号機設備	iであって 2 号機共用設備のうち,新たな規制対象となった設備については,	他号機設備を2号機設備とする
	f	他号機の要目	表の登録がないことから、登録号機側での仕様が明確となるよう 2 号機側に	場合のルールの明確化。
		設備仕様を併	記する。	
			所属の共用設備を,今回の手続きにて,2 号機のみ共用の取りやめを行う場合	
			表にてその旨がわかるよう記載し、設備名称を列記する。	ルを明確化。
		所属号機	記載例	
		1 号機	以下の設備は、既存の第1号機設備、第1,2号機共用であり、本工事計画で第1号機設備とする。 ○○設備 ○○設備	
		3号機	以下の設備は、既存の第3号機設備、第1,2,3号機共用であり、本工事計画で第3号機設備、第1,3号機共用とする。 ○○設備 ○○設備	
			(別紙 1 4/22:① 参照)	

赤字:設備,運用,体制及び書類作成ルール等の相違点(設計方針の相違)

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

:前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		b. 兼用について	
		(a) 複数の設備(系統) 区分で兼用する設備の記載方針	
		① 従前の規制より複数の設備(系統)区分の設計基準対象施設として使用しているもの(残	
		留熱除去系ポンプ等)は、従前の規制手続きと同様に主たる機能に着目し、設計基準対象	
		施設として「主たる設備(系統)区分」のみに記載する。	
		② 新たな規制への対応のために複数の設備(系統)区分の設備として使用する以下のもの	
		は、「主となる設備(系統)区分」に加え「兼用先」にも記載する。	
		・既存の設計基準対象施設を他の設備(系統)区分の設計基準対象施設として新たに兼用	
		するものは設計基準対象施設として「兼用先」に記載する。	
		<ul><li>既存の設計基準対象施設を他の設備(系統)区分の重大事故等対処設備として新たに兼</li></ul>	機器名称の相違
		用するもの(ほう酸水注入系ポンプ等)は重大事故等対処設備として「兼用先」に記載	
		する。	
		(別紙1 5/22:① 参照)	
		・ 新たに追加設置した重大事故等対処設備を他の設備(系統)区分の重大事故等対処設備	記載例の相違
		として兼用するもの(大容量送水ポンプ(タイプ I)等)は重大事故等対処設備として「兼	
		用先」に記載する。	
		(別紙 1 6/22:① 参照)	
		(b) 複数の設備 (系統) 区分で兼用する設備の記載方法	
		① 複数の設備(系統)区分の機能を持つ設備を他の設備(系統)区分の設備として兼用す	
		るものは,「主となる設備(系統)区分」に「兼用先」の設備別記載事項を追加し,注記	
		を付記する。	
		(別紙 1 7/22:① 参照)	
		② 「兼用先」への記載は、要目表中に「主となる設備(系統)区分」を記載し、注記にて	兼用先の設備(系統)に所属する
		「兼用すること」および「設備(系統)名称」を付記する。	機器・配管等の情報を同一要目表
		(別紙 1 5/22:② 参照)	内に明記するルールとした。

:前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機	備考
	③ 「新たに登録する場合」の表記として、「本工事計画で」の文章を記載することで新た	
	な登録であることを示す。	
	(別紙1 5/22:③ 参照)	
	④設備 (系統) 区分によって記載すべき仕様 (揚程等) が異なるものについては、その異な	
	る仕様を一つの要目表にまとめて記載する。この場合、複数の仕様が併記されるため、該	
	当する仕様に注記を付記し、対応する設備(系統)区分が明確になるように記載する。	
	(別紙1 8/22:① 参照)	
	(c) 「主となる設備(系統)区分」と「兼用先」の要目表の関連付け	
	① 「主となる設備(系統)区分」には、「兼用先」の「設備(系統)区分」がわかるように、	
	また「兼用先」には,「主となる設備(系統)区分」がわかるように記載し,互いの関連	
	付けを行う。	
	記載は、「主となる設備(系統)区分」の名称欄に注記を付記し、「兼用先」の全ての	
	設備(系統)区分を記載する。これにより、「兼用先」同士の関連性が明らかになるため、	
	「兼用先」では、「主となる設備(系統)区分」のみを記載する。	
	(別紙 1 5/22:②, 別紙 1 8/22:② <b>参照</b> )	
	② 「主となる施設区分」と「兼用先」の施設区分が異なる場合は、「施設区分」も含んで記	
	載し、「兼用先」が同一の施設である場合には、「施設区分」の記載は行わない。	
	(別紙1 9/22:① 参照)	
	③ 「兼用する設備(系統)区分」については,別紙2の「要目表 兼用先一覧」に従い兼用	
	先を設定する。	
	(d) 「主となる設備(系統)区分」と同じ機器区分(容器, 管等)が兼用先にない場合	
	①「兼用先」では異なる機器区分となるが、要目表として記載できる場合は、別紙2「要目	
	表 兼用先一覧表」の「兼用する施設・設備(系統)区分」に従い兼用先を設定し、要目	
	表に記載する。	
	② 「兼用先」で要目表として記載できる機器区分がない場合,要目表には記載せず,兼用	
	先の施設の基本設計方針の「兼用設備リスト」に設備名を記載する。	
	(e) 情報提供系,サポート系(補機冷却系,換気空調系および電源系)に関しては,施設区	記載例の相違
	分の兼用はしない。	

: 前回提出時からの変更箇所

② 従前の規制では工事計画の手続対象外であった既設設備を重大事故 新たに登録する設備または新たに記載する仕様 (別紙 ③ 設計基準対象施設として新たに工事計画の手続き対象となった設備	
(a) 新たた規制への対応のため工事計画の手続きが必要となる設備 (備) の要目表については、必要な性效を「変更後」に記載し、「変 載する。  この際、機能の政備を変更後に記載する影偏は、注記を付加し表現 載する。この場合、注記を付記する位置については、設備全体が開設 別、代表して「名称」様また以対象設備がは数の場合は「変更後」機 体に変更等がある場合は減当する仕域程別に付記する。  (3) 数大等核等対処設備として新たに透加収置した設備 (第)が	
備)の要目表については、必要な仕録を「東更後」に記載し、「項 載する。  この際、肝欲の設備を変更後に影破する設備は、注記を付記し駅設 載する。この場合、注記を付記しる後隣については、設備金体が疑認 別、代表して「名称」側または対象設備が接款の場合は、受更後」欄 様に変更等がある場合は該当する化採掘別に付記する。  ② 重大事故等対処設備として新たに追加設艦した設備 (別額  ② 発前の規則では工事計画の予報対象外であった既認監備を重大事績 新たに発験する設備またに新たに記載する仕様  (別は	
数する。  この際、既設の設備を変更後に記載する設備は、注記を付記し既設 数する。この場合、注記を付記すら位置については、設備全体が驱政 期、代表して「名称」欄はたは対象設備が複数の場合は「変更隻」欄 後に変更等がある場合は被当する世接動別に付定する。  ② 技術の規制では工事計画の下途対象外であった映設設備を重大事業 新たに登録する設備または新たに記載する仕機 (別)以	更前」は「一」を記
この際、既設の設備を変更後に記載する設備は、注記を付記し既設 載する。この場合、注記を付記する位置については、設備全体が原設 別別、代表して「名称」制または対象設備が複数の場合は「変更後」機 様に変更等がある場合は該当する位権側別に付記する。 ① 重大事故等対処設備として新たに追加設置した設備 (別版 ② 従前の別別では工事計画の下統対象外であった既設設備を重大事項 新たに登録する設備または新たに記載する仕様 (別版	
載する。この場合、注記を付記する位置については、設備全体が既設 則、代表して「名称」欄または対象設備が複数の場合は「変更後」欄 様に変更等がある場合は該当する仕様側別に付記する。 ① 重大事故等対処設備として新たに追加設置した設備 (別版 ② 従前の規制では工事計画の手続対象外であった既設設備を重大事態 新たに登録する設備または新たに記載する仕様 (別版	
載する。この場合、注記を付記する位置については、設備全体が既設 即、代表して「名称」欄または対象設備が複数の場合は「変更後」欄 様に変更等がある場合は該当する仕様例別に付記する。 ① 重大事故等対処設備として新たに追加設置した設備 (別版 ② 従前の規制では工事計画の手続対象外であった既認設備を重大事態 新たに登録する設備または新たに記載する仕様 (別版	
即、代表して「名称」欄または対象設備が複数の場合は「変更後」欄 様に変更等がある場合は該当する仕様側別に付記する。  ① 重大事故等対処設備として新たに追加設置した設備  ② 従前の規制では工事計画の手続対象外であった既設設備を重大事格 新たに登録する設備または新たに記載する仕様  ③ 設計基準対象施設として新たに記載する仕様  ③ 設計基準対象施設として新たに工事計画の手続き対象となった設備	
様に変更等がある場合は該当する仕様個別に付記する。  ① 重大事故等対処設備として新たに追加設置した設備  ② 従前の規制では工事計画の手続対象外であった既設設備を重大事故 新たに登録する設備または新たに記載する仕様  ③ 設計基準対象施設として新たに記載する仕様  ③ 設計基準対象施設として新たに工事計画の手続き対象となった設備	
① 重大事故等対処設備として新たに追加設置した設備 (別紙 ② 従前の規制では工事計画の手続対象外であった既設設備を重大事格 新たに登録する設備または新たに記載する仕様 (別紙 ③ 設計基準対象施設として新たに工事計画の手続き対象となった設備	こ1か所,一部の仕
(別紙) ② 従前の規制では工事計画の手続対象外であった既設設備を重大事品 新たに登録する設備または新たに記載する仕様 (別紙) ③ 設計基準対象施設として新たに工事計画の手続き対象となった設備	
(別紙) ② 従前の規制では工事計画の手続対象外であった既設設備を重大事品 新たに登録する設備または新たに記載する仕様 (別紙) ③ 設計基準対象施設として新たに工事計画の手続き対象となった設備	
② 従前の規制では工事計画の手続対象外であった既設設備を重大事品 新たに登録する設備または新たに記載する仕様 (別紙 ③ 設計基準対象施設として新たに工事計画の手続き対象となった設備	
新たに登録する設備または新たに記載する仕様 (別紙 ③ 設計基準対象施設として新たに工事計画の手続き対象となった設備	1 9/22:② 参照)
(別紙 ③ 設計基準対象施設として新たに工事計画の手続き対象となった設備	女等対処設備として 記載の適正化
③ 設計基準対象施設として新たに工事計画の手続き対象となった設備	
	10/22:① 参照)
(別紙	または <b>仕様</b> 記載の適正化
l l	. 11/22:① 参照)
④ 既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として新たに登録す	<sup>-</sup> る際に,機器クラ
ス区分が変更となることで要求事項(継手仕様等)が追加された記	<b>交</b> 備
(別紙	10/22:⑥ 参照)
⑤ 兼用設備として新たに登録する設備または仕様	
(別細	1 5/22:① 参照)
⑥ 既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用する設備	うつうち、重大事故
等対処設備としての使用条件(温度、圧力等)が設計基準対象施設	としての設計条件
を超える仕様	

:前回提出時からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機	備考
	⑦ 改造工事を行う設備 (既工事計画書の本文記載事項の変更を伴うもの)	
	(別紙1 22/22:① 参照)	
	(b) 従前の規制範囲内での記載の適正化を行う設備の仕様については,「変更前」に記載し	
	「変更後」には「変更なし」を記載する。	
	(別紙1 3/22:② 参照)	
	(c) 従前の規制範囲と整合させるために非主配管化する範囲については,「変更前」に既工	
	事計画書の値を記載し、「変更後」を「一」とした上で、注記を付記し「記載の適正化を	
	行う」旨を記載する。	
	(別紙1 12/22:① 参照)	
	(d) 重大事故等対処設備として既設の設計基準対象施設を使用する設備については「変更	
	前」に仕様を記載し、「変更後」に「変更なし」と記載する。この場合、当該設備がどち	
	らの機能を有するかの識別は、基本設計方針の「主要設備リスト」で行う。	
	(e) 今回の手続き対象外で「記載の適正化のみ」を行う設備は、「変更前」に仕様を記載し、	
	「変更後」に「変更なし」と記載した上で,名称欄に注記を付記し「手続き対象外」で	
	ある旨を記載する。	
	また,「申請範囲」に手続き対象外である旨を記載する。	
	(例) ○○ポンプ (手続き対象外)	
	(f) 今回の手続きに関与しない設備については,要目表の記載の適正化は行わない。	
	(g) 記載の適正化として「変更前」に記載する際に,建設時の工事計画書等を出典として	
	記載する場合において、既工事計画書本文に記載がないため添付書類または添付図面を	
	出典とする場合は、その添付書類または添付図面が添付されている既工事計画認可申請	
	書の「認可年月日」,「認可番号」および「添付書類または添付図面の名称」を記載する。	
	なお,既工事計画書の参考資料については,出典として使用しないこととする。	
	例:注記*1:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。 記載例の	の相違
	記載内容は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇資庁第〇〇〇〇号にて認	
	可された工事計画の○○による。	
	(別紙1 7/22:③ 参照)	

: 前回提出時からの変更箇所

備考	女川原子力発電所第2号機	東海第二発電所	《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)
	(h) 既工事計画書本文の記載事項の記載の適正化を行う場合は、これらの許認可情報は記		
	載せず、「既工事計画書」の記載を注記に記載する。		
	例:注記*1:記載の適正化を行う。既工事計画書には「○○」と記載。		
	(別紙1 3/22:③ 参照)		
	(i) 既工事計画書に設備自体の記載がないものを「変更前」に記載する場合は,「名称」欄		
	または「変更前」欄に注記を付記し、その設備仕様一式そのものが既工事計画書に記載		
	がないことを示す。		
	(別紙1 10/22:② 参照)		
	(j) 既工事計画書に記載された主配管の「区間」において「○○ポンプから△△配管合流		
	部まで」などと記載されている場合は「○○ポンプ~△△配管合流部」と記載を修正す		
	る。ただし、「区間」の範囲の見直しを伴わない修正である場合は注記を付記しない。		
	例:○○ポンプから△△配管合流部まで		
	↓		
	○○ポンプ~△△配管合流部		
	(k) 工事計画書に記載のある機器等を廃止手続きする際の記載については,「変更後」に,		
	「撤去」または「廃止」を記載する。なお、改造にあたって別表第一対象外のポンプは		
	変更後に「一」を記し、注記を付記する。		
	・「撤去」と記載する場合:今回の申請において機器等の撤去を行うもの。		
	・「廃止」と記載する場合:今回の申請においては、機器等の撤去は行わず,廃止手続きを		
	行うもの。		
	(別紙1 4/22:② 参照)		
	(1) 別表第一に該当する取替対象設備については,「変更後」に取替えを実施する旨を注 記に記載する。		
己載の適正化。	d. 同じ設備区分で同一機器を異なる用途で使用する場合の記載について		
	計測制御系統施設の原子炉非常停止信号及び工学的安全施設等の起動信号に記載される		
	検出器のように、異なる用途に対し同一の検出器を使用する場合は兼用とはならないが、		
	使用する全ての用途が明確となるよう、注記を付記し、互いの関連付けを行う。		
	(別紙1 21/22:① 参照)		

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機	備考
	e. 重大事故等対処設備としての使用時における値について	
	(a) 既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用する設備のうち, 重大事故	
	等対処設備としての使用条件(温度,圧力)が設計基準対象施設としての設計条件を超	
	える設備については、その超える部分の仕様を「変更後」に記載する。	
	この際、上段を設計基準対象施設としての値、下段を重大事故等対処設備としての使	
	用時における値とし、注記を付記して「重大事故等時における使用時の値」である旨を	
	記載する。	
	(別紙1 7/22:② 参照)	
	(b) 重大事故等対処設備としてのみ使用する設備については,「最高使用圧力」および「最	
	高使用温度」(ポンプ等については「容量」,「揚程」も含む)の項目欄に注記を付して「重	
	大事故等時における使用時の値」である旨を記載する。	
	(別紙1 9/22:③ 参照)	
	また、既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として新たに登録する際に、機	
	器クラス区分が変更になることで、記載が追加された管継手についても重大事故等対処	
	設備としてのみ使用する設備として、「最高使用圧力」および「最高使用温度」の項目欄	
	に注記を付して「重大事故等時における使用時の値」である旨を記載する。	
	(別紙 1 10/22:③ 参照)	
	f. 設計確認値	
	(a) ポンプ, 熱交換器, 容器等の容量, 熱交換器等の伝熱面積および J I S 配管を除く配	
	管等の厚さについては「設計確認値」および「公称値」を記載する。ただし、設計図書	
	等にて「設計確認値」が明記されていない場合は,「公称値」と同一値を記載する。	
	また、従来、「設計確認値」のみを記載していたものについては、原則、同一の値を「公	
	称値」として記載する。	
	ただし、安全弁・逃がし弁のリフト量、主要弁の弁箱厚さおよび弁蓋厚さ等の機器仕	
	様上の最小値を記載している場合は「設計確認値」のみ記載する。	
	(別紙 1 10/22:④, 別紙 1 14/22:① <b>参照</b> )	
	(b) 「設計確認値」および「公称値」を併記する場合は、「設計確認値」の後に括弧を付し	
	て「公称値」を記載し、注記を付して「公称値」である旨を記載する。	
	(別紙 1 12/22:②参照)	
	g. 材料記号の記載	
	(a) JIS規格に基づく材料記号の記載 (施設時のJIS規格に基づく材料記号を記載す	

:前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機	備考
	<b>ప</b> 。)	
	① 設備の施設以降に、JIS規格改定により材料記号が変更されたものであっても、今回	
	の申請において施設時のJIS材料記号を記載する。	
	② 既設設備の一部に最新のJIS規格が使用されたものは、今回の申請において施設時の	
	JIS材料記号と最新のJIS材料記号をそれぞれ記載する。	
	(別紙1 13/22:①参照)	
	(b) J I S 規格以外を使用する材料記号の記載	
	① 企業のプライベート規格を使用している一般産業品については、使用している材料を総	
	称する一般名を記載する。	
	(別紙1 15/22:①参照)	
	h. 個数	
	(a) 可搬型設備のうち技術基準規則上,予備を必要とする設備については,括弧外に必要	
	数を記載し、括弧内に予備数を併記する。	
	なお,可搬型の主配管については,後述の「(2)個別設備の記載,b. 個別事項(配	
	管), (c) 可搬型主配管」に示す。	
	官)、(C) 可放空土自L官」(Cハッ。	
	i. 取付箇所	
	(a) 常設設備(可搬型設備のうち一部常設箇所を有する設備を含む。) の取付箇所について	
	は「系統名(ライン名)」,「設置床」,「溢水防護上の区画番号」および「溢水防護上の配	
	慮が必要な高さ」を記載する。	
	① 「属する系統の機能の独立性」の確認のため、要目表へ「系統名(ライン名)」を記載	
	し、「系統図」との関連付けを行う。ポンプA、Bや弁A、B、C等の複数機器を1件の	
	要目表に記載する場合には、その機器毎に「系統名(ライン名)」を記載する。	
	なお、系統に接続されない機器(クレーン等)は「一」とする。	
	(詳細は別紙3参照) - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	
	② 「位置的分散」の確認のため、要目表へ「設置床」を記載し、「配置図」との関連付けを	
	行う。記載欄には「建屋名称」および機器等の「設置床レベル」を記載する。	
	(詳細は別紙3参照)	
	③ 「発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」の「防護対象設備リスト」および「防	

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		護区画図面」との関連付けを行うため、要目表へ「溢水防護上の区画番号」を記載する。	
		新規要求事項であるため「変更後」の欄に記載する。	
		なお,溢水防護の対象設備以外の機器は「-」とする。	
		(詳細は別紙3参照)	
		④ 溢水防護上の配慮が必要となる機器等について、その機器が設置される区画のうち、機	
		能喪失高さが最も低いものを選定した上で,要目表へ「溢水防護上の配慮が必要な高さ」	
		として記載する。なお、裕度についてはこの機能喪失高さに含むものとする。この「溢水	機能喪失高さの設定方法の差異
		防護上の配慮が必要な高さ」についても,新規要求事項であるため「変更後」の欄に記載	・女川 2 号機
		する。なお,溢水防護の対象設備以外の機器は「-」とする。	「機能喪失高さ」の設定の際に、
		(詳細は別紙3参照)	裕度を見込んでいることから,
			「機能喪失高さ」を「配慮が必要
			な高さ」として設定。(配慮が必
			要な高さの設定の際に新たに裕
			度を見込まない。)
			・先行審査プラント
			「機能喪失高さ」の設定の際に裕
			度は見込まず、「配慮が必要な高
			さ」を設定する際に裕度を見込
			む。
			⇒先行審査プラントと女川 2 号
			機で「配慮が必要な高さ」の設定
			方法に差異はない。
			記載の適正化。
		(b) 可搬型設備の取付箇所については,「保管場所」および「取付箇所」を記載する。	
		① 屋外の可搬型設備の「保管場所」は、保管場所の設置床高さおよび保管場所が特定可能	
		な記載とする。この場合、移動可能な設備であることを考慮し設置床高さには「約」を付	
		記する。なお,設置床高さの表記方法については,設置変更許可申請書に準じる。	
		(別紙 1 9/22:④ 参照)	
		② 屋外の可搬型設備の「取付箇所」は、取付箇所の設置床高さおよび取付箇所が特定可能	
		な記載とする。この場合、移動可能な設備の設置であることを考慮し、「取付箇所」に記	可搬型設備の「取付箇所」に記載
		載する高さには「約」を記載する。	する高さに関するルールの明確
		(別紙1 9/22:⑤ 参照)	化。

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機	備考
	③ 可搬型設備のうち一部常設箇所を有する設備については、一部常設箇所の「溢水防護	
	上の配慮が必要な高さ」を記載し、その旨が分かるよう注記を付記する。	
	④ 可搬型ホースについて、複数の敷設ルートがある場合には、敷設距離が最長となるルー	
	トについて注記で記載する。また,複数の長さのホースを組み合わせて使用する場合は,	
	その内訳を注記で記載する。	
	(詳細は別紙4参照)	
	j. S I 単位換算	
	(a) 既工事計画書に記載がある設備のうち, S I 単位で記載されていないものについては,	
	SI単位に換算した値を「変更前」に記載し,注記を付して「SI単位に換算した」旨	
	を記載する。	
	(別紙1 11/22:⑥ 参照)	
	k. 使用前検査未完了の工事	
	(a) 新規制施行前に工事計画の認可または届出した工事のうち,使用前検査に合格してい	
	ないもので、今回の一体工事として手続きするものについては、「基本設計方針の変更	
	の工事」として扱う。この場合,「変更前」に認可または届出後の仕様を記載し,注記で	
	基本設計方針の変更である旨の記載を行う。	
	【例】認可を受けた工事	
	注記*1 : 記載内容は, 既工事計画認可申請書(平成○○年○○月○○日付け東北電原	
	○発○○第○○○号工事計画認可申請書,平成○○年○○月○○日付け平成○○・○○・ 記	載例の相違
	○○原第○○号にて認可)による。なお、本工事計画は認可された工事計画に対して、基本	
	設計方針の変更を行うことに伴い申請するものである。	
	(別紙1 16/22:① 参照)	
	(b) 今回の一体工事として手続きしないものについては、別途、「工事計画」の「変更認可	
	申請」、「変更届出」等の手続きを行う。そのため、これらに係る設備のうち今回の一体	
	工事の手続きとして必要となるものは、要目表の「変更前」部分に「既に認可を受けた」	
	工事計画の「変更前」の部分を記載するものとする。その場合において注記は記載しな	
	V	
	1. 防護上の配慮が必要な設備	
	(a) 耐震基準変更に伴う耐震Sクラス設備,共振の影響を受ける耐震Bクラス設備,溢水	
	防護上の配慮が必要となる防護対象設備、竜巻、火山または外部火災等における防護対	
	象であって別表第二の要目表対象設備の場合は、基準変更対応としての手続き対象設備	

:前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機	備考
	として要目表に記載する。	
	m. 機能および使用方法が同じ設備を複数台保有する場合の名称	
	(a) 原子炉再循環ポンプや主蒸気逃がし安全弁等,機能および使用方法が同じ設備を複数	機器名称の相違
	保有する場合の名称は、「A」、「B」、「C」等の個体識別を記載せず、設備名称のみ記載	
	する。	
	例:保有設備「復水移送ポンプ A, B, C」	記載例の相違
	$\downarrow$	
	要目表記載名称「復水移送ポンプ」	
	(b) 弁については弁番号で記載することとし、個体識別を付記した設備名称を記載する。	
	なお、機能および使用方法が同じ設備についてはまとめて記載する。	
	例:要目表記載名称「B21 - F002A, B, C, D」	記載例の相違
	n. 竜巻, 内部溢水評価等の制約により「分散配置」を必要とする設備については, 要目表	To dely feel as length.
	の取付箇所(保管場所)欄に分散して保管する旨を記載する。(大容量送水ポンプ (タイプ	記載例の相違
	I)等)	
	(別紙1 9/22:⑥ 参照)	
	(2) 個別設備の記載	
	a. 個別事項(機器)	
	(a) 工学的安全施設等の作動設定値において、既設の検出器を重大事故等対処設備として	
	兼用し、ロジック回路のみ新たに構成する場合については、「変更前」を「一」とし、	
	「変更後」に設備仕様を記載する。この場合、検出器は既設であることおよび原子炉非	
	常停止信号の検出器と兼用であることを注記する。	
	(b) 非常用電源設備以外のポンプ車等に付属するポンプ駆動用の燃料タンク(車付タンク)	
	については、補機駆動用燃料設備に記載する。また、ディーゼル機関を駆動源とする消	
	火ポンプの燃料タンクも同様とする。	

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機	備考
	(c) 「別表第二」記載事項のうち計測制御系統施設及び放射線管理施設に記載されている	
	「警報装置を有する場合は,その動作範囲を付記すること。」については,設計基準対	
	象施設,重大事故等対処設備ともに技術基準規則で要求されている計測装置のみ適用	
	し、警報動作を適用しない設備については、「-」とする。なお、既工事計画書の記載の	
	適正化を行う場合は,注記を付記して,警報動作を適用しない旨を記載する。	
	(別紙1 17/22:① 参照)	
	(d) 静的触媒式水素再結合器の再結合率の値として, 評価式により算出した値を記載する	ルールの明確化。
	が、この記載値は代表点での値となるため、その旨を注記で記載する。	
	(別紙 1 18/22:① 参照)	
	(e) 中央制御室および緊急時対策所の居住性評価において考慮する生体遮蔽装置について	
	中央制御室および緊急時対策所の居住性評価において解析上遮蔽として考慮する壁等に	
	ついては、「中央制御室遮蔽」、「中央制御室待避所遮蔽」、「二次遮蔽」、「補助遮蔽」または	居住性評価に「補助遮蔽」を用い
	「緊急時対策所遮蔽」として記載する。	て評価するため、生体遮蔽装置に
		関するルールを明確化。
	(f) 津波の影響を考慮する機器は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地	津波の影響を考慮する機器につ
	震による地殻変動に伴い、牡鹿半島全体で約 1m の地盤沈下が発生していることを考慮した	いて,女川固有の事項としてルー
	設計とし、地盤沈下量を考慮した高さである旨、注記で記載する。	<b>ル化</b> 。
	例:「防潮堤の天端高さ」	
	(g) 申請号機以外の号機に設置される設備で、新たに規制対象となった設備については、	他号機設置される設備で2号機
	2号機設備として登録し仕様を記載する。	設備の記載ルールの明確化。
	例:「防潮壁(第3号機海水熱交換器建屋)」	
	b. 個別事項(配管)	
	(a) 要目表名称	
	主配管については用途,使用範囲等の明確化のため,以下の範囲で名称を細分化する。	
1	① 設計基準対象施設のみの境界	
	② 重大事故等対処設備のみの境界	
	③ 重大事故等対処設備として既設の設計基準対象施設を使用するもので,設計基準対象施	
	設としての仕様から変更がない境界	
	④ 重大事故等対処設備として既設の設計基準対象施設を使用するもので、設計基準対象施	
	設としての仕様から変更がある境界	

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		⑤ 兼用設備の境界	
		⑥ 耐震重要度分類Sクラスの境界	
		⑦ 主配管と非主配管の境界	号機を跨ぐ共用設備の記載ルー
		⑧ 共用設備の号機間の境界	ルの明確化。
		③ 設計基準対象施設および重大事故等対処設備の境界	記載の適正化 (K7 のルールを反
			映)
		(b) 管継手	
		① 既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として新たに登録する際に、機器クラス	
		区分が変更になることで、記載が追加された管継手は「変更前」を「一」とし、「変更後」	
		に管継手の仕様を記載し、注記で「既設」である旨を記載する。	
		また、上記のうち「T継手」については、重大事故等時に使用する流路に対して仕様を	
		記載する。すなわち、T継手の分岐部が設計基準対象施設上は主配管であっても、当該	
		分岐部が重大事故等時に使用しない流路である場合は、当該T継手の分岐部は「-」と	
		する。	
		DB/SA       DB/SA       DB/SA         SA       SA         SA       SA <td></td>	
		前」に管継手を追記し、その旨を注記で記載する。	
<b> </b>		(別紙1 19/22:① 参照)	
			要目表中の記載は,管とエルボを
<b> </b>			分けて記載するルールとした。
		(c) 可搬型主配管	
		① 可搬型主配管のうち、可搬型ホースについては、接続する箇所が分かるような名称にす	
		るとともに、ホース1本当たりの長さを名称へ記載する。	
		(例) ○○ライン△△用□□mホース	
		(例) 〇〇ノイマムム州口口mホース	

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機	備考
		(別紙1 20/22:① 参照)
	② 外径が記載できない可搬型主配管の外径については、呼び	ア径を記載し, その旨を注記
	する。	(別紙1 20/22:② 参照)
	③ 厚さが記載できない可搬型主配管の厚さは「一」を記載し、	
	注記 *1:メーカ仕様によるものとし、完成品として一般産業	
	るものであって,使用材料の特性を踏まえた上で,重大事故等	
	用温度が負荷された状態において強度が確保できるものを使用	する。
		(別紙1 20/22:③ 参照)
	・非常用発電装置の常設ホースの記載は、以下とする。	
	注記 *1:メーカ仕様によるものとし、「発電用火力設備に関	する技術基準を定める省会
	に基づき、規定の圧力まで昇圧した後、適切な時間保持したと	
	圧力で点検を行ったとき、漏えいがないものを使用する。	
	④ 可搬型主配管の「個数」および「取付箇所」欄の記載につい	NT
	可搬型主配管の「個数」欄および「取付箇所」欄への記載ス	方法を,別紙4に示す。
	なお、詳細な個数の内訳は「設備別記載事項の設定根拠に関	<b>對する説明書」に記載する。</b>
	3. 別紙	
	別紙1:要目表作成例	
	別紙 2: 要目表 兼用先一覧	
	別紙3:要目表記載のうち機器等の取付箇所の記載方針につい	τ
	別紙4:可搬型主配管の要目表に記載する「個数」の記載方法	と「個数」および「取付箇 別紙名称を記載。
	所」に注記を記載する際の基本的な記載ルールについっ	7

:前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		2-別紙 1	グランドルール上の別紙番号の附番方法の相違
		要目表作成例	

: 前回提出時からの変更箇所

1.	(1) ボング (1) ボング (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		1	

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		2-別紙 2	グランドルール上の別紙番号の
			附番方法の相違
		要目表 兼用先一覧	

赤字:設備,運用,体制及び書類作成ルール等の相違点(設計方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし) : 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機 備考
		25.1 漫画影響手派 ※
		機能のなり 設置区分 設置区分 活動区分

赤字:設備,運用,体制及び書類作成ルール等の相違点(設計方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし) : 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所			女川原	[子力発電]	所第2号機	ŧ		備考
		発用する施設・設備登録の、分割を表現のでは、まままままます。	指数な分 投資の力 未費合や 投資が日報争当 目) 指数な分 投資の分 投資の分 投資の分 大鉄合や 特別ならい 大鉄合き は 全国大部連 (3) 土田原・スプレイ・シュ3 終月プールスプレ 関及らの機能の (3) 土田原・スプレイ・シュ3 終月プールスプレールスプレールスプレールスプレールスプレールスプレールスプレールスプ	T	(8) 主配籍 (9) 主配語 (9)		T	取付割所で制型) 最高度用に 最高度用に の	記載例は省略

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		2-別紙 3	グランドルール上の別紙番号の
			附番方法の相違
		要目表記載のうち機器等の取付箇所の記載方針について	
		1. 要旨 別表第二の記載要求事項のうち,機器等の「取付箇所」の記載として以下に記載方針をま	
		別衣第一の記載安水事項のすめ、機合等の「取り固別」の記載として以下に記載が到をま とめた。	
		2. 発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド記載内容について	
		「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」(以下,「手続きガイド」という)の	
		機器等の仕様に関する記載要求範囲として記載される「取付箇所」への記載要求は以下の	
		とおり。	
		(抜粋)	
		常設の機器等(可搬型の機器等の一部で通常運転時から使用箇所に取り付けている機器	
		等を含む)については、属する系統の機能の独立性及び位置的分散を示すために十分な	
		配置を説明する記載とする必要があり、また、溢水防護上の配慮が必要な機器等につい	
		ては、防護区画との関係及び据付高さ等を記載する必要がある。	
		3. 記載方針	
		3. 記載方針 上記,手続きガイドに基づき,要目表の「取付箇所」記載方針を次に記載する。	
		なお、火災防護対象機器の取り扱いについても、本資料で明確化する。	

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機	備考
	要目表の「取付箇所」に対する記載方針について	
	1. 「属する系統の機能の独立性」について	
	常設機器等の「属する系統の機能の独立性」については,添付図面の「系統図」で示す。	
	そのため、要目表の取付箇所の欄には、当該機器が接続する系統名(ライン名)の記載欄を	
	設け、その欄に取り付ける系統名(「○○系○○ライン」等と表記する。)を記載する。	残留熱除去系のようにライン名
	また、系統図側には、施設名および設備系統名が識別できるよう「施設区分名」と「設備	に加え, 系統名によっても区別す
	(系統) 区分名」を図面名称欄に記載し、要目表と図面が繋がる記載とする。	る必要があるため、「○○系○○
	なお,○○ポンプA,Bや○○弁A,B,Cなどの機器の「個数」が複数個あるものにつ	ライン」と記載。
	いては、その機器毎に「系統名」を記載する。また、系統に接続していないもの(例:クレ	
	ーン等)については「-」で示す。	
	(記載例①参照)	
	2. 「位置的分散」について	
	常設機器等の「位置的分散」は、添付図面の「配置図」で示す。	
	そのため、要目表の取付箇所欄には、当該機器を設置する「設置床」の記載欄を設け、そ	
	の欄に「建屋の名称」および機器等の「設置床レベル」を記載する。	
	また、「配置図」側には、機器配置が識別できるよう「建屋の名称」および「設置床レベ	
	ル」を図面に記載し、要目表と図面が繋がる記載とする。	
	なお、「設置床レベル」の表記方法については、設置変更許可申請書に準じる。	
	(記載例②参照)	
	3. 「溢水防護上の配慮が必要な機器等」について	
	3.1 防護区画との関係について	
	溢水防護上の配慮を必要とする機器等と溢水防護区画との関係が分かるように要目表の	
	取付箇所の欄には、その機器が設置される「溢水防護上の区画番号」を記載する。	
	なお,「発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」に「防護区画番号」を示した「防	
	護対処設備リスト」と「防護区画図面」を添付することでそれらの関係性を示す。	
	成内を展開ノハ1」と「内接色画画画」をかけずることでで400の内外はとかす。	
	また、「溢水防護上の区画番号」及び「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の記載方法につ	
	いては図1および図2に示す。	
	(記載例③参照)	

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機	備考
	3.2 据付高さ等	
	据付高さ等について、溢水防護上の配慮が必要な機器等については、その機	器が設置さ
	れる溢水防護上の区画のうち、 <mark>機能喪失高さが</mark> 最も低いものを選定し、その区	画の「溢水 機能喪失高さの設定方法の差異
	防護上の配慮が必要な高さ」として設定する。	(P2-11 と同様)
	なお、裕度についてはこの機能喪失高さに含むものとする。	⇒先行審査プラントと女川 2 気
	「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の要目表の記載としては、機能喪失高さ	に「以上」 機で「配慮が必要な高さ」の設定
	を付記して表記する。	方法に差異はない。
	また,溢水防護上の配慮が必要ない設備については,「-」を記載する。	
	なお、溢水防護上の配慮が必要な高さについては、追加要求事項として要目	表の「変更
	後」も欄に記載する。	
	(記車	成例④参照)
	ただし、計測制御系統施設の計測装置や放射線管理施設の放射線管理用計測	装置の記載「変更前」、「変更後」の両方に別
	要目表のように、「変更前」、「変更後」の両方共に別表第二の記載事項を記載す	る必要があ 表第二の記載事項を記載する必
	る場合は、「変更後」の欄に「溢水防護上の区画番号」と「溢水防護上の配慮が必	な要な高さ」 要がある場合のルールの明確化
	の欄を記載する。	
	4. 「火災防護対象機器」についての扱い 火災防護対象機器の設置位置と「火災区域」または「火災区画」との関係性 下の整理とする。	について以
	(1) 「火災区域」および「火災区画」の識別として、火災防護設備の要目表に	
	および「火災区画」の「名称」と「番号」を記載し、また添付図面において	
	それら区域および区画の「番号」を記載することで火災防護上の「区域」お	
	(2) 火災防護対象機器について, 添付書類「VI-1-1-7 発電用原子炉施設の火	災防護に関 記載の適正化(設工認に伴う, ネ
	する説明書」に「機器リスト」を添付し、そのリスト中に火災防護対象機器	の「機器名 付資料番号の相違。V⇒VI)
	称」と、その機器が設置される「火災区域番号」または「火災区画番号」を	記載するこ
	とで、「火災防護対象機器」と「火災区域」および「火災区画」との関係性が	わかる記載
	とする。	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし) : 前回提出時からの変更箇所 先行審査プラントの記載との比較表(工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領について)

赤字:設備,運用,体制及び書類作成ルール等の相違点(設計方針の相違)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	(20条の) うち後記等の取付節序の記載方針について 当かが譲返回との関係。 当から「記水防重」、配産を記をとする機等やの 等日本の下が増 所には、その機等が設定 まわら「温水防重」の区面番号」を記載する。 「温水防重」の配面を引き記載する。 を取り返露される「原本のできには、この機等が設定 を取り返露される「原本のできにはない。」 「温水防重」の配面を記載する。 「温水防重」の配面を引き記載する。 「温水防重」の配面を引き記載する。 「温水防重」の配面を引き記載する。 「温水防重」の配面が必要がある。 「温水防重」の配面が必要があるが、当かでます。 「温水防重」の配面が必要があるが、当かでます。 「温水防重」の配面が必要があるが、当かでます。 「温水防重」の配面が必要があるが、当かでます。 「温水防重」の配面が、表面でいるできである。 「温水防重」の配面が、表面でいるできである。 「温水防電」と呼ばれるでは、その面に注意を 「温水防電」とのにまする。	機能喪失高さの設定方法の差異 (P2-11と同様)  ⇒先行審査プラントと女川 2 号 機で「配慮が必要な高さ」の設定 方法に差異はない。  記載の適正化
		(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	

: 前回提出時からの変更箇所

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機  注記*1:非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(原子炉隔離時冷却系)と兼用 *2:記載の適正化を行う。既工事計画書には「定格容量」と記載。 *3:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *4:公称値を示す。 *5:記載の適正化を行う。既工事計画書には「定格揚程」と記載。 *6:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、平成3年6月19日付け3資庁第1003号にて認可された工事計画の添付書類「第3-4-2図原子炉隔離時冷却系ポンプ構造図」による。	備考

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機	備考
	2-別紙 4	グランドルール上の別紙番号の
		附番方法の相違
	可搬型主配管の要目表に記載する「個数」の記載方法と	
	「個数」および「取付箇所」に注記を記載する際の基本的な記載ルールについて	
	1. 要旨	
	別表第二の改正により可搬型主配管の要目表に「個数」が追加されたことを受け、その	
	「個数」への記載方法および「個数」,「取付箇所」に注記を記載する際の基本的な記載方法	
	について以下にまとめる。	
	2. 「個数」の記載方法	
	2.1 「個数」欄には、「技術基準規則で要求される必要な容量を賄える個数」(以下「必要	
	数」という。)と「バックアップの個数」(以下「予備」という。)を記載する。その際,	
	必要数は、括弧外に記載し、予備は、括弧を付し、そのカッコ内に「予備」の記載と個	
	数を示す。	
	なお、「個数」には単位を記載しないが、管種を識別するため「取付箇所」欄に記載する	
	場合は以下の表記とする。	
	①可搬型ホースについては「本」	
	②可搬型鋼管については「台」	
	2.2 可搬型主配管は、使用方法により適用する技術基準規則が異なり、それにより必要数	
	および予備数も変わることから、個々の基本的な記載パターンを以下に定める。	
	2.2.1 基準要求が 2n+ αのもの	
	(例:「建屋外」から「建屋内」に水を供給するための可搬型ホース等)	
	(1) 単一の長さの可搬型主配管の場合	
	・必要数には、2nの本数(台数)を括弧外に記載する。	
	・予備数には、 $\alpha$ の本数(台数)に括弧を付して記載する。	
	(2) 複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する場合	
	・必要数には、ホース長さごとに必要となる本数を合算した値(2n)を括弧外に記載する。	
	・予備数には、ホース長さごとの予備本数を合算した値 $(\alpha)$ に括弧を付して記載する。	

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		2.2.2 基準要求が n+ αのもの	
		(例:「建屋内」のみ使用する可搬型ホース等)	
		(1) 単一の長さの可搬型主配管の場合	
		・必要数には、nの本数(台数)を括弧外に記載する。	
		・予備数には、 a の本数(台数)に括弧を付して記載する。	
		(2) 複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する場合	
		・必要数には、ホース長さごとに必要となる本数を合算した値(n)を括弧外に記載する。	
		・予備数には、ホース長さごとの予備本数を合算した値(α)に括弧を付して記載する。	
		3. 「個数」および「取付箇所」に注記を記載する際の基本的な表記方法	
		3.1 「個数」への注記方法	
		以下に示す「3.1.1」~ 「3.1.4」の場合には,個数に注記を記載する。	
		3.1.1 複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する場合	
		(1) 記載方法	
		・複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する場合は、長さごとに必要となる	
		数がわかるように注記を記載する。	
		3.1.2 設備を兼用する複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する場合	
		(1) 記載方法	
		・設備(系統)区分によって、組み合わせる本数(台数)が異なるものは、各設備(系統)	
		区分で必要となる数がわかるように注記を記載する。	
		3.1.3 機器に専属するホースの場合	
		(1) 記載方法	
		・機器の専属ホースであることがわかるように、専属する機器名が判別可能なよう注記で	
		記載する。	
		3.1.4 2セットで技術基準規則要求を満たす設備に使用するホースの場合	
		(1) 記載方法	
		・2 セットで基準要求を満たす設備に使用するホースは、1 セット分の必要本数および予備	
		数と必要なセット数を注記で記載する。	

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		3.2 「取付箇所」への注記方法	
		以下に示す「3.2.1」の場合には,取付箇所に注記を記載する。	
		3.2.1 複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する場合	
		(1) 記載方法	
		・最長敷設ルートにおけるホース長さごとの必要本数を記載する。	
		4. 各可搬型主配管の個数の内訳	
		可搬型主配管の回数の内部 可搬型主配管のうち、複数の使用方法等により内訳の説明を要する可搬型主配管は、設	
		定根拠に関する説明書または、設定根拠に関する説明書の補足説明資料に示す。	
		ELECTION OF EXPLICIT STREET ST	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		3 工事計画認可申請における基本設計方針の作成要領	
		1. 目的	
		「基本設計方針」の基本的な作成要領について定める。	
		2. 基本設計方針の資料構成	
		(1) 基本設計方針の資料構成は,「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」に記	
		載される「基本設計方針、適用基準及び適用規格」に基づき、技術基準規則の要求を満た	
		すための基本的な設計方針を記載する構成とする。	
		(2) 基本設計方針の記載は、別表第二の施設登場順に「施設(系統)」ごとに作成する。	
		(例:「原子炉本体の基本設計方針」→「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設	
		計方針」→「原子炉冷却系統施設の基本設計方針」・・・)	
		(3) 基本設計方針を作成するにあたり、技術基準規則への適合性を逐条的に示すために、	
		「条文」ごとに基本設計方針を作成した上で、その内容を基に、「施設(系統)」ごとの基	
		本設計方針(以下「基本設計方針」という。)に再構成するための方針を以下に示す。	
		a. 逐条的に示した基本設計方針を条文単位で、各施設(系統)に共通する設計方針と、施設	
		固有の設計方針とに分類し、前者を「共通項目」、後者を「個別項目」とする。	
		b. 基本設計方針の構成は,上記の「共通項目」を第1章,「個別項目」を第2章とする。	
		共通項目と個別項目の構成については以下に示す。	
		【共通項目の基本構成について】	
		c. 共通項目の記載単位は基本的には技術基準規則の条文単位とするが,自然現象,設備に	
		対する要求等の要求内容が同じものについては、複数条文を同一項目にまとめて記載す	
		る。また、記載順序は技術基準規則の条項順を基本とする。共通項目の章立てについて	
		別紙1に示す。	
		d. 共通項目は「原子炉冷却系統施設」(以下,「原冷」という。)のみに記載し,その他の施	記載の適正化
		設の共通項目に関する基本設計方針は原冷の記載を適宜呼び込む。	
		e. 原冷の共通項目のうち,「火災」および「溢水等」の基本設計方針はそれぞれ火災防護設	
		備、浸水防護施設の基本設計方針を呼び込む。	
		【個別項目の基本構成について】	
		f. 個別項目の記載内容は,逐条的に示した各基本設計方針の中で,当該施設に該当する内	
		容を集約して記載する。個別項目の章立てについて別紙1に示す。	
		g. 各施設の「個別項目」の章立てについては,別表第二中欄の「設備別記載事項」の設備	
		項目を基に項目およびその順序を構成する。ただし、技術基準規則等の要求も踏まえな	
		がら、記載項目、順序などは必要により変更する。個別項目の章立てと別表第二との比	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		較表を別紙2に示す。	
		h. 「個別項目」の別表第二中欄の「設備別記載事項」の設備項目を基にした各項目につい	
		ては,さらに各設備の系統等ごとに章立てを行い記載する。	
		i. 説明性を考慮し、章立ては極力細分化する。	
		(4) 基本設計方針のフォーマットは、変更前後の形式とする。なお、記載内容として技術	
		基準規則の要求事項に変更がないものは、「手続き対象外」であることがわかるよう「記	
		載の適正化」として「変更前」に記載する。また、技術基準規則の要求事項が変更または	
		追加となったものに対する記載は「変更後」に記載し、「手続き対象」であることを識別	
		する。具体的な方針は以下のとおり。(別紙3参照)	
		a. 文頭に,設置許可基準規則および技術基準規則ならびにこれらの解釈で定義していない	
		ものについて用語の定義を記載する。	
		「用語の定義」に記載するものは、共通項目のうち各施設に該当する用語のみとする。	
		b. <u>「一部技術基準規則の要求事項が変更または追加となったもの」</u> に対する記載は、「変	
		更前」に変更前の要求に対する基本設計方針を記載し、「変更後」に変更後の要求に対す	
		る基本設計方針を記載する。	
		c. <u>「技術基準規則の要求事項に変更のないもの」</u> については,「変更前」に基本設計方針	
		を記載し、「変更後」に「変更なし」と記載する。「1.」、「2.」等の項目のなかで一部でも	
		変更のあるものは、文章が「変更前」と「変更後」で細切れにならないよう、その項目全	
		体を「変更後」に記載する。	
		d. <u>「技術基準規則の要求事項が新たに追加となったもの」</u> については,「変更前」に「-」	
		を記載し、「変更後」に新たに基本設計方針を記載する。	
		e. 「技術基準規則の要求事項が新たに追加になったもの」でも,「発電用軽水型原子炉施	
		設の火災防護に関する審査指針」等の規格基準の要求等で、 <u>以前から実施しているもの</u>	
		については「変更前」にも記載する。	
		(5) 設計基準対象施設と重大事故等対処設備の記載の組合せ方	
		基本的には DB, SA はまとめて記載する。(設計基準対象施設と重大事故等対処設備に要	
		求される条文のうち,双方の「共通事項」として扱える条文については,極力まとめる。)	
		また,DBと SA を分けて記載する必要がある場合は,原則,DB・SA の順序で記載する。一	
		つの設備や機能が、逐条的に示した基本設計方針の複数条文に記載されている場合は、極	
		力まとめる。その他、説明性を考慮し類似項目は極力まとめた記載とする。	
		3. 基本設計方針の具体的な記載方法について	
		(1) 基本設計方針の具体的な記載方法について示す。	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

は、影響的対象の表現ので、 は、影響を持ちがの高速は、関係、微量変更や「本文をペースに関する。  あれるとかがの通過が対象に、自体を受けます。このでは、では、また。  あれるとかがの通過が対象に、自体を受けます。このでは、では、また。  あると、とのでは、自然を対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	備考	女川原子力発電所第2号機
また、社会医・対象を対し、ないでは、対象を対し、ないでは、対象を対し、対象を対し、対象を対し、対象を対し、対象を対し、対象を対し、対象を対し、対象を対し、対象を対し、対象を対し、対象を対し、対象を対し、対象を対し、対象を対し、対象を対し、対象を対象を対し、対象を対象を対し、対象を対象を対し、対象を対象を対象を対象を対象を対し、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対			a. 具体的な記載方法
工事を表示的例の組織的のは、設理を関連すること、は国家の関連を含め、工作の制度を含め、計算工業を担けている合性を確定する。 さらに、計算工業を関係している合性が必要である。 というななどを認定等でで大きのには関係を含かっているないが、設定が計算である。 というななどを認定等でで大きのには、対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対		載する。	(a) 基本設計方針の記載は,原則,設置変更許可本文をベースに記載する。
<ul> <li>事所として整合性を関係する配点に対きます。 数置変更特可未交をベースに配表する。</li> <li>うらに、表情運車期に、の声型を受けて大変にあるり、計画を作っている。 数型を変更で可能 けんの変更を利用している。 数型を関係する。 数型を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を</li></ul>		う記載する。	また、技術基準規則および解釈の要求事項への適合を網羅するよう記載する。
定ちに、技術は集集別中の場合体を示すいたから、監視を必有可能 という観点を出現という。  また、技術体権規則がより解析ないとはなった。 また、技術体権規則がより解析ないとはなった。 また、技術体権規則がより解析ないとはなった。 また、技術体権規則がより解析ないとはなった。 また、技術体権規則がより解析ないとなった。 を持ちないたり、特殊を受けられているとうという。  は他を与るかり、特殊の、のからは「なりとけ・・・」をとかように一定的、必要なれている場合があり。その中に整備を求めから「接触」を分にまれることもあるとめ、その内がに成立でして、対象要を受けます。  (3) 国本のはまました。  は、国本のはから対かの地で加え、別用、技術監測和地を次の定観がセナる。ただし、合わてよりようと呼吸する。 また、国本のはから対からに配立する機会の地域事件  国本のはから対からに配立する後述の地域事件  国本のはからが、のは、のは、対象を対し、これを費力がは全域すべき機能がよりないた。  (4) 自由的なよりないため、の理解とのような、技術を関するというない、  (5) 国本のはからないため、の理解とのような、大きを関するというない、  (6) 日本のは本のは、の理解とのような、大きを対するというない、  (7) 日本のは本のは、ない、は、知識は、のは、はない、はない、はない、はない、はない、はない、はない、はない、はない、はな		計画認可」での約束	基本設計方針の記載内容は、「設置変更許可」での約束事項を「工事計画認可」での約5
という様似と教皇変を向下大文の転換等力を必べてする認点から、被表面変更を呼吸的 行人の定数を切削して基本の表示が企画をあり、対象を表示を対象をある。 なか、法核基制度規則とおります。 なが、法核基制度規則とおります。 なが、法核基制度規則とおります。 なが、法核基制度規則をおります。 などしている場合があり、その中に数響表のあらく設備しているまとしまるため、その内 労民権によって、犯核要素を判断する。  (4) 由本部計分料の地域のは、原則、技術基制規則を文の定域をとも、などし、それ により教育変更和本文的が組制はなかり、見たくくなる場合は、文字の繋がりを考 支用機成することも可とする。  (5) 自主的に教授したらの対理無能なしない。  (6) 自主的に教授したらの対理無能なしない。  (7) 自主的に教授したらの対理無能なしない。  (8) 基本数計分析ののなに記載する数値のと数本項  基本文が力がののなどのできた。(2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		ースに記載する。	事項として整合性を確保する観点も踏まえて、設置変更許可本文をベースに記載する。
		の記載が必要である	さらに、技術基準規則への適合性を示すにあたり、詳細設計としての記載が必要である。
また、技術医学規則は17所採に配配される要求事項を正対に関係して配配するが、 製配するためたり、作権以の市には「COとは・・・」などのように「保証」が認定され ている場合かあり、その中に展決成本のある「設備」等が含まれることもあるため、その内 等色度にあせて、記載変否を判断する。 (b) 基本設計方針の記集制は、房用、技術業事に別名文の讃歌形とする。ただし、それ により返配を受済すれた側が加り込むとなり、見にくくなる場合は、大章の繋がの全等 支育協定することも可とする。 (c) 日主方に設置したものは原剤と能しない。 b. 基本設計方針のみに記載するとも可とする。 (d) 日主方に設置したものは原剤と能しない。 た 基本設計方針のよりに記載する設備(使用表対象材)のうち、技術医学規則は17解釈で 体情、機能が要求されている整備については、別紙4の「基本理計方針に記載する支援 器に扱いる場合はないる整備については、別紙4の「基本理計方針に記載する支援 器に扱いる場合はないる整備については、別紙4の「基本理計方針に記載する支援 器に扱いる場合は、2000年に関係に関する。 また、正本証計方針に記載する。 また、正本証計方針に記載する。 また、正本証計方針に記載する。		ら,設置変更許可添	という観点と設置変更許可本文の記載事項不足分をカバーする観点から、設置変更許可
<ul> <li>記載するにあたり、「種種」の中には「〇〇とた・・・・」などのように「定義」が記載されている場合があり、その内容を表に応じて、記載表写を判断する。</li> <li>(b) 基本設計力がの連載的は、原則、技術基準期限表の記載化とする。</li> <li>(c) 自由的に議定したものは原則記載しなり。見にくくなる場合は、文字の繋がりを考え、基本設計方針のみに記載する設備の収益等項</li> <li>基本設計方針のみに記載する設備(要目表母母母)のうち、技術基準規則および解収で、特定・保証が要求されている設備については、別数4の「基本設計力針に記載する設備(要目表母母母)のうち、技術基準規則はよび解収で、特定・保証が必要が表現されている設備については、別数4の「基本設計力がに記載する表情を提出に対する表別事情が多数を指定地グフロー」に続いり認定すべき機器は保証が必要が提出に対する表別事情が多数を指定地グフロー」に続いり認定すべき、後部は保証が必要が提出に対する表別事情が多数を指定地グフロー」に続いり認定すべき、多な、基本の表示されたは参数となったれたの表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別と表別と表別を表別と表別と表別と表別と表別と表別と表別と表別と表別と表別と表別と表別と表別と表</li></ul>			付八の記載を引用して基本設計方針に記載する。
でいる場合があり、その中に認度要素のある「液化」等が含まれることもあるため、その内容促進に応じて、記載要否を利助する。  (b) 基本契計方針の忍載期は、原則、技術基性規則多文の忍載視とする。ただし、それにより製置要更許可本文像が組要れたなり、定にくくなる場合は、文章の繋がりを考え、再構改することも可とする。  (c) 自中的に設定したものは原則記載しない。  は 基本契計方針のみに記載する設備の記載事項  基本契計方針のみに記載する設備の記載事項  基本契計方針のみに記載する設備(要自対対象外)のうち、技術基件規則および解釈で性差距・機能が要求されている設備はこいでは、関係はこいでは、関係はこいでは必要と提供・機能が要求されている設備については、関係はこいでは必要と提供・機能が要求とれている設備については、関係はこいでは必要として経過で表現が対ける説明書件改善を取得が定じていている。  また、基本報計分析と記載された化様の設定技術を発度に起し、基本報刊方針に記載する。  また、基本報計分析と記載された化様の設定技術を発度に起し、基本報刊方針に記載する。  また、基本報計分析と記載された化様の設定技術については、「混婚的記載事項の設定性機能、一つの設定と載していては、「混婚的記載事項の設定性機能については、「混婚的記載事項の設定性機能については、「混婚的記載事項の設定性機能については、「混婚的記載事項の設定性機能については、「混婚的記載事項の設定性機能については、「混婚的記載事項の設定性機能については、「混婚的記載事項の設定性機能については、「混婚的記載事項の設定性機能については、「混婚的記載事項の設定性機能については、「混婚的記載事項の設定性機能については、「混婚的記載事項の設定性機能については、「混婚的記載事項の設定性機能能能力を表現事項を表現事項を表現事項を表現事項を表現事項を表現事項を表現事項を表現事項		羅して記載するが,	また,技術基準規則および解釈に記載される要求事項を基本的に網羅して記載するが,
(d) 無水設計方針の記憶期は、原則、技術基準規則条文の記載目とする。ただし、それにより吸電変更計画本文側が報明はになり、見にくくなる場合は、文章の繋がりを考え再構成することも可とする。  (d) 目中的に設置したものは原則記憶しない。  (d) 目中的に設置したものは原則記憶しない。  基本設計方針のみに記載する設備の記憶単項  基本設計方針のみに記載する設備(要目表対象外)のうち、技術医学規則および解釈で性能、機能が要求されている設備については、別様もの「基本設計方針に記憶する。  提出機が表現まれている設備については、別様もの「基本設計方針に記憶する。  また、基本設計方針に記憶する説明書作の対象性が設置とフロー」に従い関係にすべき  (必要なけ物が、機能が要求と対し、基本設計方針に記憶する。  また、基本設計方針に記憶する。  また、基本設計方針に記憶する。  また、基本設計方針に記憶する。  また、基本設計方針に記憶する。		「定義」が記載され	記載するにあたり、「解釈」の中には「○○とは・・・」などのように「定義」が記載され
(b) 基本設計方針の記載例は、原則、技術基準展明全文の記載項とする。ただし、それにより設置変更許可本文側が創切れになり、見にくくなる場合は、文章の繋がりを考え、再構成することも可とする。  (c) 自主的に設置したものは原則記載しない。  b. 基本設計方針のみに記載する設備の記載事項  基本設計方針のみに記載する設備の記載事項  基本設計方針のみに記載する設備であ設備、個目改対象外)のうち、技術基準展明および解釈で、性態・機能が要求されている設備については、別談4の「基本設計方針に記載すべき機器を提供していては、別談4の「基本設計方針に記載すべき機器を提供していては、定定規則に関する説明書所収対象を確認定プレー」に定い明確にすべき(必要分)性能・機能さたほ仕様を整度(認定)し、基本設計方針に記載する。  また、基本設計方針に記載された仕様の設定機関については、「設備別定被専項の設定級別に関する説明書」の別語に記載された仕様の設定機関については、「設備別定被専項の設定級別に関する説明書」の別語に記載された仕様の設定機関については、「設備別定被専項の設定級別に関する説明書」の別語に記載された仕様の設定機関については、「設備別定被専項の設定級別に関する説明書」の別語に記載された仕様の設定機関については、「設備別定被専項の設定級別に関する説明書」の別語に記載された仕様の設定機関については、「設備別定被専項の設定級別に関する説明書」の別語に記載された任様の設定機関については、「設備別定被専項の設定級		:もあるため、その内	ている場合があり、その中に設置要求のある「設備」等が含まれることもあるため、そのF
により設置変更許可本文側が維切れになり、見にくくなる場合は、文章の繋がりを考え再構成することも可とする。  (c) 自主的に設置したものは原則記載しない。  b. 基本設計方針のみに記載する設備の記載事項  基本設計方針のみに記載する設備の記載事項  基本設計方針のみに記載する設備(要日表対象外)のうち、技術基準規則および解釈で性能・機能が要求されている設備については、別紙4の「基本設計方針に記載すべき機器は低端および設定根拠に関する説明書作成対象設備遂定フロー」に従い明確にすべき(必要な)性能・機能すたは仕様を整理(選定)し、基本設計方針に記載する。  また、基本設計方針に記載する。  また、基本設計方針に記載する。			容程度に応じて、記載要否を判断する。
により設置変更許可本文側が維切れになり、見にくくなる場合は、文章の繋がりを考え再構成することも可とする。  (c) 自主的に設置したものは原則記載しない。  b. 基本設計方針のみに記載する設備の記載事項  基本設計方針のみに記載する設備の記載事項  基本設計方針のみに記載する設備(要日表対象外)のうち、技術基準規則および解釈で性能・機能が要求されている設備については、別紙4の「基本設計方針に記載すべき機器は低端および設定根拠に関する説明書作成対象設備遂定フロー」に従い明確にすべき(必要な)性能・機能すたは仕様を整理(選定)し、基本設計方針に記載する。  また、基本設計方針に記載する。  また、基本設計方針に記載する。		する ただし それ	(b) 基本設計方針の記載順け
(c) 自主的に設置したものは原則記載しない。  b. 基本設計方針のみに記載する設備の記載事項  基本設計方針のみに記載する設備の記載事項  基本設計方針のみに記載する設備(要目表対象外)のうち、技術基準規則および解釈で性能・機能が要求されている設備については、別紙4の「基本設計分針に記載すべき機器化様および設定機機に関する説明書作成対象設備選定フロー」に従い明確にすべき(必要な)性能・機能または仕様を整理(選定)し、基本設計方針に記載する。  また、基本設計方針に記載された仕様の設定根拠については、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」の別添に記載する。			
(c) 自主的に設置したものは原則記載しない。  b. 基本設計方針のみに記載する設備の記載事項  基本設計方針のみに記載する設備(要目表対象外)のうち、技術基準規則および解釈で性能・機能が要求されている設備については、別紙4の「基本設計分針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備置でフロー」に従い明確にすべき(必要な)性能・機能または仕様を整理(選定)し、基本設計方針に記載する。 また、基本設計方針に記載された仕様の設定根拠については、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」の別添に記載する。		X+1/3% / E /	
b. 基本設計方針のみに記載する設備の記載事項  基本設計方針のみに記載する設備(要目表対象外)のうち、技術基準規則および解釈で 性能・機能が要求されている設備については、別紙4の「基本設計方針に記載すべき機 器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備選定フロー」に従い明確にすべき (必要な)性能・機能または仕様を整理(選定)し、基本設計方針に記載する。 また、基本設計方針に記載された仕様の設定根拠については、「設備別記載事項の設定模 拠に関する説明書」の別添に記載する。			7.11 117/20 3 C C O J C 7 S o
基本設計方針のみに記載する設備(要目表対象外)のうち、技術基準規則および解釈で性能・機能が要求されている設備については、別紙4の「基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備選定フロー」に従い明確にすべき(必要な)性能・機能または仕様を整理(選定)し、基本設計方針に記載する。また、基本設計方針に記載された仕様の設定根拠については、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」の別添に記載する。			(c) 自主的に設置したものは原則記載しない。
性能・機能が要求されている設備については、別紙 4 の「基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備選定フロー」に従い明確にすべき (必要な)性能・機能または仕様を整理(選定)し、基本設計方針に記載する。 また、基本設計方針に記載された仕様の設定根拠については、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」の別添に記載する。			b. 基本設計方針のみに記載する設備の記載事項
器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備選定フロー」に従い明確にすべき (必要な)性能・機能または仕様を整理(選定)し、基本設計方針に記載する。 また、基本設計方針に記載された仕様の設定根拠については、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」の別添に記載する。		<sup></sup> <sup></sup>	基本設計方針のみに記載する設備(要目表対象外)のうち,技術基準規則および解釈で
(必要な)性能・機能または仕様を整理(選定)し、基本設計方針に記載する。 また、基本設計方針に記載された仕様の設定根拠については、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」の別添に記載する。		<b>ラ針に記載すべき機</b>	性能・機能が要求されている設備については,別紙4の「基本設計方針に記載すべき機
また、基本設計方針に記載された仕様の設定根拠については、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」の別添に記載する。		- 従い明確にすべき	器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備選定フロー」に従い明確にすべき
拠に関する説明書」の別添に記載する。		戯する。	(必要な)性能・機能または仕様を整理(選定)し、基本設計方針に記載する。
		別記載事項の設定根	また,基本設計方針に記載された仕様の設定根拠については,「設備別記載事項の設定材
			拠に関する説明書」の別添に記載する。
┃ c. 兼用する設備の記載			c. 兼用する設備の記載
兼用する設備については、兼用先が明確になるよう記載する。			
(a) ある設備を複数の施設で使用する場合には、兼用設備として記載する。ただし、他		載する。ただし,他	
の施設で登録した設備を、間接的に使用する情報提供系、サポート系(補機冷却系、			
換気空調系および電源系)に関しては,施設区分の兼用はしない。			
例: 緊急時対策所で居住性を確保するための緊急時対策所可搬型エリアモニタ, 緊急時対 設備名称の相違			
策所非常用フィルタ装置等(技術基準 76 条要求) は放射線管理施設のみで登録し、緊		以	
急時対策所との兼用としない。			

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		(b) 兼用する設備のうち,主登録施設(以下「主施設」という。)では要目表対象設備	
		であるが,兼用先の施設(以下「従施設」という。)では要目表対象外となる設備	
		従施設の基本設計方針に、兼用設備リストとして整理する。【別紙 5】	記載の適正化
		(c) 兼用する設備のうち,兼用先すべてで要目表対象外であり,基本設計方針にのみ記	
		載する設備	
		兼用先の施設名を基本設計方針の本文中(原則として,兼用設備名称の後に括弧書き)	
		に記載するが、主施設と従施設を区別するため、主施設と従施設の兼用先の記載を以下	
		のとおり記載する。	
		・主施設(従施設の設備と兼用)	
		・従施設(主施設の設備を従施設の設備として兼用)	
		なお,2以上の施設で兼用する場合は,主施設には兼用するすべての従施設(複数施設)	
		を記載し、従施設には兼用する主施設のみを記載する。	
		d. 可搬型設備の記載	
		基本設計方針のみに記載する設備(要目表対象外)は、基本設計方針の中で常設または	
		可搬型を明確にする必要があるため,可搬型設備については,名称の前に「可搬型である」	
		と明示する。	
		ただし、以下のように可搬型であることが明らかな設備を除く。	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機	備考
	(a) 名称に「可搬型」,「携帯型」等が含まれているもの。	
	例: <u>可搬型</u> 計測器,衛星電話設備( <u>携帯型</u> )	役備名称の相違
	(b) 文中に「配備」,「保管」,「(使用時等に) 設置」を用いているもの。(なお, 常設設	
	備については、「設置」を用いる。)	
	例:障害物を除去り能なブルドーサ及びハックボワを1台(才備1台) <u>保官</u> ,使用する。	役備名称の相違
	例:泡消火薬剤混合装置の保有数は、航空機燃料火災に対応するため、1 台と故障時及び保	己載例の相違
	守点検時の予備として1台の合計2台を <u>保管</u> する。	
	(c) 常設と可搬型が混在する設備については、個別検討し記載する。	
	e. 「第1章 共通項目」における基本的設計と個別設計の記載	
	「第1章 共通項目」には,原則として基本的設計のみを記載し,個別設計への展開	己載の適正化
	は「第2章 個別項目」に記載する。ただし、基本設計方針で明確にすべき個別設計を	
	記載する施設(系統)区分が個別項目にない場合は、共通項目に、個別設計の設備がわ	
	かるように記載する。	
	f. その他	
	(a) 共用および相互接続に関する設計は,項目立てを行い記載する。	レールの明確化
	(b) 項目の付番は下記のとおりとする。	· > 4 tilpe l 🖂
	2. 自然現象	
	■ 2.1 地震による損傷の防止	
	2.2.1 耐震設計	
	■ (1) 耐震設計の基本方針	
	a. ···	
	b. ···	
	${}_{(a)}\cdots$	
	(b) ···	
	! ! イ	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
	п	
	(1)	
	I (¤)···	
	4. 具体的記載を行うにあたっての注意事項	
	1 基本設計方針の冒頭に「概要」,「基本事項」,「基本的考え方」の見出しは記載しない。	
	2 同様の趣旨の文章が重複しない記載とする。	
	3 文章の語尾については,統一的に「~設計とする。」とはせず,文脈の流れの中で,適切	
	な語尾とする。	
	4 「~の設備を設置している。」,「~することにしている。」等,現在の状況を示す意味を	
	持つ語尾は使用しない。(「現状ありき」の表現としない)	
	5 要目表に記載しない設備は,基本設計方針に記載する。	
	ただし、設備数が多い場合は、全部を記載すると文章が読みづらくなるため、代表的な設	
	備を数件記載して「等」でまとめることも可とする。	
	6 基本設計方針は、箇条書きではなく、できるだけ文章で繋げて記載する。	
	7 用語は,設置許可基準規則(解釈含む)および技術基準規則(解釈含む)の用語を使用し記	
	載する。(必要により設置許可基準規則にて使用される用語を技術基準規則の用語に置き換	
	える。)	
	ただし、用語の置き換えまたは主語の変更を行うことにより、規制対象範囲が変わる場合	
	があるため、置き換え等の際には、対象範囲の確認を行うこと。	
	8 設置変更許可本文において記載した「運用」で設備設計の前提条件を担保するものは,	
	基本設計方針に最上位文書である保安規定で定めることを明記する。例えば、「〇〇しない	記載の適正化
	よう, △△することを保安規定に定める。」と記載する。	
	9 添付八のみに記載されている「運用」については,「本当に記載が必要か。」を判断した	
	うえで、以下のとおり対応する。	
	・基本的には基本設計方針に記載しないが、品質保証プロセスで行う「各条文の設計方針	
	の考え方」に「保安規定」にて担保する内容であることを記載する。	
	・設置許可基準規則にはなく技術基準規則のみに要求がある条文で運用に関わるものは、	
	基本設計方針に記載する。	
	10 乳異亦重新司士士、添仕川ア軍用。で晒し、」で到料がより、翌年記式に呼いてい、では井	ルールの明確化
		- 24 May 1 F
	○基本設計方針に記載するもの	
		(イ)…  【(コ)…  【(コ)…  【(コ)…  【(コ)…  【(エ) 「

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		・設置変更許可を受けた内容を運用により担保するもの	
		・設置変更許可添付十追補1で資機材として登録された資機材の管理	
		・溢水防護や火災防護などの設計・評価の前提条件となる運用・手順、等	
		○基本設計方針に記載しないもの	
		・一般的な資機材に関する運用・手順※	
		・一般的な保守管理に関する運用・手順	
		・添付説明書に記載がある運用・手順のうち、補足的に説明しているのみのもの等	
		※基本設計方針に記載しないが、添付説明書で保安規定に定める旨を記載する必要な運	
		用・手順については、保安規定にて担保されるようにする。	
		11 「運用」で担保するものと「設計(設備)」で担保するものが混在する記載は避ける。	
		12 基本設計方針に記載する適合性の内容は,「主語」,「述語」をはっきりさせ, 規制対象	
		が何であるかを明確にする。	
		13 仕様が要目表で明確な場合は,基本設計方針には記載しない。	
		14 設置変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は,工事計画にて担保する条件を以下	
		のいずれかの方法で記載する。	
		①評価結果が示されている場合, 評価結果を受けて必要となった措置のみを工事計画の対	
		象とする。	
		② 今後評価することが示されている場合,評価する段階(設計または工事)を明確にし,	
		評価の方法および条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を工事計画の対象とする。	
		15 設置変更許可本文のうち性能を記載している設計方針は,技術基準規則への適合性を	
		確保する上で、その性能を実現するための手段が具体的にわかるように記載する。また、	
		技術基準規則への適合性の観点で、設置変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運	
		用を付加する場合も同様の記載を行う。なお、手段の仕様が要目表で明確な場合は記載し	
		ない。	
		16 個別機器等で,技術基準規則に要求があるが,要目表の記載要求がない設備について	
		は、その設備の種類ごとに仕様(「名称」、「個数」等)を文章中に記載し、個体の識別がで	
		きる記載とする。	
		17 基本設計方針の記載のうち、工事計画で担保することになる設計方針(変更する際に工	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		事計画の手続きが必要となる部分)を明確にする。	
		18 条項号のうち,適用する設備がない要求事項は,「適合するものであることを確認する」	
		審査であることを踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。	
		ただし,技術基準規則要求が「なお・・・」のように補足的な説明をしている箇所は,そ	
		の対象設備を設置しない場合、対象設備を設置しない旨の記載は不要とする。	
		19 設置変更許可に記載している概略図の読み込みは,基本設計方針に記載せず,工事計	
		画認可申請書の添付書類として配置図、系統図等で記載する。	
		20 技術基準規則の解釈に示された指針・NISA文書・他省令の呼び込みがある場合	
		は、以下の要領で記載を行う。	
		(1)設置時に適用される要求など,特定の版の使用が求められている場合は,引用する文	
		書名および版を識別するための情報(施行日等)を記載する。	
		(2) 監視試験片の試験方法を示した規格など,条文等で特定の版が示されているが,保守	
		管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して	
		行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先を示すとともに、当該文書名とそのコ	
		ード番号(必要時)を記載する。(例: J E A C 4201-2007 の「-2007」は記載しない。)	
		(3) 解釈等に示された条文番号は、該当文書改正時に変更される可能性があることを考慮	
		し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題(必要に応じ、上位の表題でも可能)で記	
		載する。	
		21 JEAC等の技術評価を行った「技術評価書」は、基本設計方針への読み込みは行わ	
		ない。	
		22 表現の注意点について	
		基本設計方針の本文中に「設置変更許可添付八に規定された仕様を満たす・・・」の表現は	
		しない。	
		(添付八の記載は、基本、規制対象外として扱う。)	
		5. 「設置許可基準規則」および「技術基準規則」と「基本設計方針」および「添付書類」	
		等との関係について	
		基本設計方針の作成にあたり「設置許可基準規則」および「技術基準規則」と「基本設計	
		方針」および「添付書類」等との関係を示すフローを以下に示す。	
		なお、基本設計方針の作成にあたっては、品質保証のプロセスを経て作成する。	
1			

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

The state of the s	《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			186   187   18	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		6. 基本設計方針に添付する「主要設備リスト」および「兼用設備リスト」のフォーマット	
		について	
		施設ごとの主要な設備(要目表記載設備)について、設計基準対象施設と重大事故等対	
		処設備との使用区分を識別するため耐震重要度分類、機器クラス、設備分類を記載した「表	
		1 主要設備リスト」を添付する。	
		また、兼用する設備のうち兼用先の施設/設備(系統)区分において主要設備リストに記	
		載されない設備(要目表記載対象外設備)については、「表 2 兼用設備リスト」に示す。	
		(4) 全面引用11 对1 0 次则排入	
		(1) 主要設備リストの資料構成 主要設備リストのフォーマットは,基本設計方針と同様に変更前後の形式とし,記載順	
		については要目表の記載順とする。設備リストの「設備(系統)区分」および「機器区分」に	
		ついては、別表第二の設備別記載事項の設備名および機器名を記載し、「名称」は要目表の 名称と整合性を図る。	
		· 선생	
		(2) 兼用設備リストの資料構成	
		兼用設備リストには、主要設備リストのフォーマットに「主たる機能の施設/設備(系	
		統)区分」の項目を追加する。「主たる機能の施設/設備(系統)区分」には兼用設備の主	
		たる機能を使用する施設/設備(系統)区分(主施設)を記載する。	
		(3) 設計基準対象施設の記載内容	
		当該設備(系統)区分において、設計基準対象施設として使用する各設備については、	
		「耐震重要度分類」および「機器クラス」を記載する。	
		耐震重要度分類は技術基準規則の規定による。なお、耐震重要度Sの設備のうち、津波防	
		護施設,浸水防止設備および津波監視設備ついては要求事項が異なるため,S*として通常	
		の耐震重要度Sの設備と区別する。	
		また,耐震重要度 B,C の設備のうち,設置許可基準規則の解釈(別記 2)や審査ガイド	
		の要求によって基準地震動による評価が必要となる設備等についてはそれぞれ略語を定義	
		し,通常の耐震重要度 B の設備と区別する。略語の定義について次の表に示す。	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	
		(特殊な耐震重要度 B, C の施設)	
		B-1 $B$ $D$	
		1を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保持できる設計とするもの	
		B-2 Bクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損な	
		わないように設計するもの	
		B-3 B クラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して使用済燃料プールの冷	
		却、給水機能を保持できる設計とするもの	
		C-1 Cクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損な	
		わないように設計するもの	
		C-2 Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して、火災感知及び消火の機	
		能並びに溢水伝播を防止する機能を保持できる設計とするもの	
		C-3 C クラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して非常時における海水の	
		取水機能を保持できる設計とするもの	
		機器クラス区分のうち,クラス1~4機器,原子炉格納容器および炉心支持構造物につい	
		ては技術基準規則の規定による。発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の規定を	
		準用するものについては「火力技術基準」とする。	
		容器,管,ポンプ,弁または支持構造物のうちクラスを持たない機器については,「Non」	
		とする。容器、管、ポンプ、弁または支持構造物以外のものは「一」と記載する。また、当	
		該設備(系統)区分において、設計基準対象施設として使用しないものについても「-」と	
		記載する。	
		火災防護設備及び浸水防護設備等は、防護対象が設計基準対象施設及び重大事故等対処	
		設備である場合、設計基準対象施設として分類する。	
		これら設備リストに記載する「略語の定義」について別紙6に示す。	
		(4) 重大事故等対処設備の記載内容	
		当該設備(系統)区分において,重大事故等対処設備として使用する各設備については,	
		変更後の「設備分類」および「重大事故等機器クラス」を記載する。「設備分類」および「重	
		大事故等機器クラス」については設置変更許可添付八との整合性を図る。なお、重大事故	
		防止設備のうち可搬型のものを「可搬/防止」,重大事故緩和設備のうち可搬型のものを	
		「可搬/緩和」とし、それ以外の可搬型重大事故等対処設備を「可搬/その他」とする。	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		「重大事故等機器クラス」において,容器,管,ポンプ,弁または支持構造物以外のもの	
		は「一」と記載する。また、当該設備(系統)区分において、重大事故等対処設備として使	
		用しないものについても「-」と記載する。	
		(5) 主要設備リストおよび兼用設備リストの記載例	
		主要設備リストおよび兼用設備リストの記載例を別紙5に示す。	
		7. 別紙	
		別紙1:「基本設計方針目次」	別紙名称を記載
		別紙2:「個別項目 目次」	
		別紙3:「基本設計方針比較表」	
		別紙4:「基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象	
		設備 選定フロー」	
		「基本設計方針へ機器仕様を記載する機器の選定手順について」	
		別紙5:「主要設備リストおよび兼用設備リスト記載例」	
		別紙6:「略語の定義」	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機(R1.6.13 提出版)	東海第二発電所	1	グランドルール上の別紙番号の附番方法の相違 代表で1ページのみ記載

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電	所第2号機	備考
			3-別紅	(2) グランドルール上の別紙番号
				の附番方法の相違
		個別項目	目次	記載の適正化
				代表で1ページのみ記載
		原子炉本体 基本設計方針 第2章 個別項目 [	目次	
		基本設計方針 第2章 個別項目	実用炉規則別表第二 (参考)	
			1 炉型式,定格熱出力等 2 炉心	
			<ul><li>(1) 炉心形状等</li><li>(2) 燃料体最高燃焼度</li></ul>	
			(3) 燃料材の最高温度	
			(4) 熱的制限値 3 燃料体	
			<ul><li>4 チャンネルボックス</li><li>5 反射材</li></ul>	
			6 炉心支持構造物	
			<ul><li>(1) 炉心シュラウド及びシュラウドサポート</li></ul>	
			<ul><li>(2) 上部格子板</li><li>(3) 炉心支持板</li></ul>	
			(4) 燃料支持金具	
		2. 原子炉圧力容器	(5) 制御棒案内管 7 原子炉圧力容器	
		2.1 原子炉圧力容器本体 2.2 監視試験片	(1) 原子炉圧力容器 (2) 原子炉圧力容器支持構造物	
		2. 2 m. DEPOST	(3) 原子炉圧力容器付属構造物	
		3. 流体振動等による損傷の防止	(4) 原子炉圧力容器内部構造物	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所		女川原子力	7発電所第2号機		備考
						グランドルール上の別紙番:
		3-別紙3	変更後 用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	第1章 共通項目 原子炉本体の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 溢水等, 5. 設備に対する要求(5.5 安全弁, 5.6 逆止め弁, 5.7 内燃機 関の設計条件, 5.8 電気設備の設計条件を除く。), 6. その他」の基本 設計方針については, 原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通 項目」に基づく設計とする。	5.2 材料及び構造等 設計基準対象施設(圧縮機,補助ボイラー,蒸気タービン(発電用のものに限る。),発電機,変圧器及び遮断器を除く。)並びに重大事故等対処設備に属する容器,管,ポンプ若しくは介若しくはこれらの支持構造物又は炉心支持構造物の材料及び構造は,施設時において,各機器等のクラ	の附番方法の相違 代表で1ページのみ記載
		基本設計方針比較表	変更前 用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」, 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。 a. 文頭に、設置許可基準規則および技術基準規則ならびにこれらの解釈 で定義していないものについて用語の定義を記載する。「用語の定義」 に記載するものは、共通項目のうち各施設に該当する用語のみとす。	第1章 共通項目 原子炉本体の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 溢水等, 5. 設備に対する要求(5.5 安全弁, 5.6 逆止め弁, 5.7 内燃機 関の設計条件, 5.8 電気設備の設計条件を除く), 6. その他」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項 目」に基づく設計とする。	5.2 材料及び構造等 設計基準対象施設 (圧縮機、補助ボイラー、蒸気タービン (発電用の ものに限る。)、発電機、変圧器及び遮断器を除く。) に属する容器、 管、ポンプ若しくは弁若しくはこれらの支持構造物又は炉心支持構造物 の材料及び構造は、施設時において、各機器等のクラス区分に応じて以	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		3-別紙 4	グランドルール上の別紙番-
		基本設計方針に記載すべき機器仕様および	の附番方法の相違
		設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー	代表で1ページのみ記載
		TEP1-0  (1)	1人女で1~一ンのみ記載

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機(R1. 6. 13 提出版)	東海第二発電所	# 1 個子(1) (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2	## グランドルール上の別紙番号の附番方法の相違 代表で1ページのみ記載
		(1.4.) (1.4.)	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所				女川原子力発電所第2号機	備考
					3-別紙 6 付表 1 略語の定義 (1/3)	グランドルール上の別紙番号 の附番方法の相違 代表で1ページのみ記載
		4		略語₽	定義4	
				Se	耐震重要度分類におけるSクラス(津波防護施設,浸水防止設備 及び津波監視設備を除く)。	
			4	i.	Sクラス施設のうち、津波が護施設、浸水が止設備及び津波監視 + 設備→	
			ب	S*+	なお、基準地震動による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能(津)が話機能、浸水が止機能及び津波監視機能をいう)を保持するものとする。4	
				В₽	耐震重要度分類におけるBクラス(B − 1, B − 2及びB − 3を 除く) ≠	
			ęl	B – 14	Bクラスの設備のうち、共振のおそれがあるため、弾性1號十用地 震動Saに2分の1を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保 持できる設計とするもの。	
		設計基準対象	And in the state of the state o	B − 2+	Bクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの₽	
		科家施設工		₽ – 3+ +	Bクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して使用済 燃料プールの冷却、給水機能を保持できる設計とするもの。	
				C₽	耐震重要度分類におけるCクラス(C-1,C-2及びC-3を除。 ⟨〉。	
			٩	€ C=1€	Cクラスの設備のうち,波及的影響によって,耐震重要施設がその安全機能を損なわないように誤けするもの。	
				C-2+	Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して火災感 ↓ 知及び消火の機能並びに地震時の溢水伝播を防止する機能を保持できる誤響とするもの↓	
			21	C-34	でクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して非常時 における海水の取水機能を保持できる設計とするもの←	
		200		<b>-</b> φ	当該施設において設計基準対象施設として使用しないもの	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		4 工事計画認可申請書に記載する適用基準及び適用規格について	記載の適正化
		1. ガイド規程	記載の適正化
		「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」によれば,工事計画に記載する必	
		要がある適用基準及び適用規格については,「各設備の設計・製作に適用する基準及び規格	
		について,具体的な規格番号,名称及び制定又は改訂年度も含め記載する。」とされ,記載	
		対象とする基準及び規格については、「技術基準規則に規定される性能を満足させるための	
		基本的な規格及び基準」となっており、「具体的には技術基準規則解釈に引用されるもの等」	
		と示されている。	
		2. 記載すべき適用基準及び適用規格の考え方	
		1 炉規制関係法令【炉規法,規則,省令他】	
		記載しない	
		炉規制関係法令は,適合すべき技術基準規則の上位法令であり,設計・製作に適用する	
		基準及び規格に該当しないため記載しない。	
		2 関係他法令【建築基準法,消防法他】	
		記載する	
		技術基準規則への適合のために、各設備の設計・製作にあたって、具体的な評価方法等	
		を規定した法令であり、適合性判断のための評価基準を明確化するために記載する。	
		3 設置許可基準規則(解釈含む)	
		記載しない	
		設置許可基準規則に適合するものとして許可を受けた設置許可に従って工事計画認可	
		を受けるため、適用が自明であることから記載しない。	
		4 炉規制法および電事法の各技術基準【原子炉,火力設備,電気設備】	
		記載しない	
		現行の各技術基準は、適合することが条件であって、適用が自明であることから、記載	
		しない。	
		5 各技術基準の解釈【原子炉、火力設備、電気設備】	
		記載する	
		各技術基準に定められる技術的要件を満足する技術的内容は、各技術基準の解釈に限定	
		されるものではないため、適合性判断のための評価基準を明確化するために記載する。	
		(年度を含む。)	ルールの明確化
		なお、解釈に引用されている適用基準及び適用規格についても下記のとおり適宜記載す	
		る。	
		6 原子力安全委員会指針および専門部会報告書,NISA 文書等	
		記載する	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし) :前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機	備考
	適合性判断のための評価基準を明確化するため,原子力安全委員会指針および専門部会	
	報告書、NISA文書等について記載する。	
	7 審査基準【火災防護に係る審査基準】	
	記載する	
	該当する「火災防護に係る審査基準」は、技術基準規則解釈に記載されており、適合性	
	判断のための評価基準を明確化するため記載する。	
	8 ガイド【竜巻, 津波, 外部火災他】	
	記載する(枠外)	
	適合性判断のための評価基準を明確化するため「適用基準及び適用規格」としてではな	
	く,参考として枠外に記載する。	
	9 JIS規格, ASME等	
	記載する	
	適合性判断のための評価基準を明確化するためJIS規格等については,年度および該	ルールの明確化
	当 No. を含めて記載する。	
	なお、記載にあたり、既設設備にあっては、告示 501 号及びJSMEにおいて適用JI	
	S (年度含む) が明記され、既に適正に適用されていることから、JSME材に該当し	
	ないJIS材を使用している部分等について記載する。	
	10 学協会規格【JSME, JEAG, JEAC】	
	記載する	
	適合性判断のための評価基準を明確化するため、各設備の設計・製作に適用する学協会	
	規格を記載する。	
	なお、記載にあたり、各学協会規格に引用される基準・規格については、当該学協会規	
	格に包絡されるため記載しない。	
	* 設置時、改造時等に適用した過去の適用基準及び適用規格を含む。	
	3. 記載様式	
	(1) 変更前	
	工事計画書への適用基準及び適用規格の記載要求については, 平成 17 年の電気事業法施	
	行規則の改正で別表第三に規定された。	
	この記載要求が規定される以前の工事計画書については,適用基準及び適用規格の記載	
	がないことから,工事計画書記載事項だけからでは変更前の適用基準及び適用規格を確認	
	できない。	
	従って、変更前については、下記について記載する。	
	① 平成 17 年以降の工事計画書に記載のある適用基準及び適用規格	
	② 建設時より工認審査の前提とされていた「発電用原子力設備に関する構造等の技術基	
	準(通商産業省告示 501 号)」	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし) :前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機	備考
	③ 技術基準対象条文の解釈を含めて記載のある適用基準及び適用規格のうち、省令62 気	
	およびその解釈・解説に引用されている適用基準及び適用規格を基本に、実際に適用して	
	いた基準及び規格	
	(2) 変更後	
	上記(変更前)に記載のとおり,平成 17 年の電気事業法施行規則改正以降,工事計画書	:
	へ適用基準及び適用規格を記載していることから、変更後については、平成17年の施行規	1
	則改正以降の工事計画書を含めて、適用基準及び適用規格を記載する。	
	具体的には下記について記載する。	
	① 技術基準対象条文の解釈を含めて、記載のある適用基準及び適用規格のうち、現状認	:
	備に適用しているもの(平成17年以前から適用しており、現在も適用しているものを含	ルールの明確化
	<b>&amp;</b> )	
	② 今回の変更に伴って適用する基準及び規格	
	③ 平成17年以降の工事計画書に記載のある適用基準及び適用規格のうち、現在も適用し	,
	ているもの	
	4. 記載方法(記載整理)	
	工事計画への適用基準及び適用規格の記載方法については、基本設計方針検討にて作品	
	した各施設と技術基準規則の各条文との対比一覧表に基づき、「共通条文」該当の適用基準	
	及び適用規格については、基本設計方針のまとめ方と同様に「原子炉冷却系統施設」に記	L
	載することを基本とし、火災に関するものは「火災防護設備」、浸水に関するものは「浸水	
	防護施設」に記載する。残りの「個別条文」については該当の施設区分ごとに記載し、同一	
	の基準及び規格が共通条文と個別条文両方に該当する場合は、双方に重複して記載する。た	
	だし、「共通条文」の適用基準及び適用規格のうち、複数の施設に適用されない場合は、通	i
	用する施設の「個別条文」として整理する。	
	さらに,「共通条文」で「原子炉冷却系統施設」「火災防護設備」「浸水防護施設」に該当	i
	しない場合も、適用する施設に「個別条文」として整理する。	
	なお,工事計画の添付書類(各種説明書)における適用基準及び適用規格については,当	i
	該添付書類中に記載がある内容に係る適用基準及び適用規格のうち,「2 記載すべき適用基	:
	準及び適用規格の考え方」に基づくものを記載する。ただし、当該添付書類中に具体的な	
	記載がなく、関係する添付書類を引用しているだけの場合は、関係する添付書類中の記載	
	内容に係る適用基準・適用規格は記載しない。	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし) :前回提出時からの変更箇所

1
中

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし) :前回提出時からの変更箇所

:前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		5 工事計画認可申請書に添付する添付書類の考え方について	
		1. 要旨	
		新規制基準への適合性確認審査に係る工事計画認可申請を行うにあたり、添付書類の添	
		付の考え方を以下に示す。	
		2. 添付書類の添付を行うにあたっての考え方について	
		(1) 添付書類の添付を行うにあたり、法令上の整理と今回の申請における添付書類の添	
		付方針について以下に示す。	
		a. 法令上の整理	
		実用炉規則では、工事計画申請書には別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下	法令改正に伴う追記。
		欄に掲げる書類ならびに設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する書類を添	
		付することを要求している。	
		また、別表第二においては、添付書類を添付すべきものとして「認可の申請又は届出に	表現の差異
		係る工事の内容に関係あるものに限る。」と規定されている。	記載の適正化(別表第二の記載
		工事計画に係る手続き上の「工事の内容」とは、大別すると実用炉規則別表第二の中欄	による。)
		における「基本設計方針」の変更と「設備ごとに機器等の単位で定められている仕様に関	
		する記載要求事項(要目表)」の変更と考える。	
		ここで、「認可の申請または届出に係る工事の内容に関係のあるもの」を以下に整理す	
		వ.	
		認可の申請 <mark>または</mark> 届出に係る	
		工事の内容に関わるもの	
		● 設備ごとに機器等の単位 基本設計方針の変更 で定められている仕様に	
		関する記載要求事項の変	
		更(要目表)	
		詳細は、工事計画に係 る手続きガイドに記載	
		技術基準規則の追加 または変更に係るもの 設計方針の変更に係るもの の工事の種類による。	
		GATTING COV	
		b. 今回の申請における添付書類の添付方針について	
		設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する書類を添付する。	法令改正に伴う追記。
		今回の「認可の申請に係る工事の内容に関係あるもの」に対する添付書類の添付方針に	
		ついて以下に記載する。	

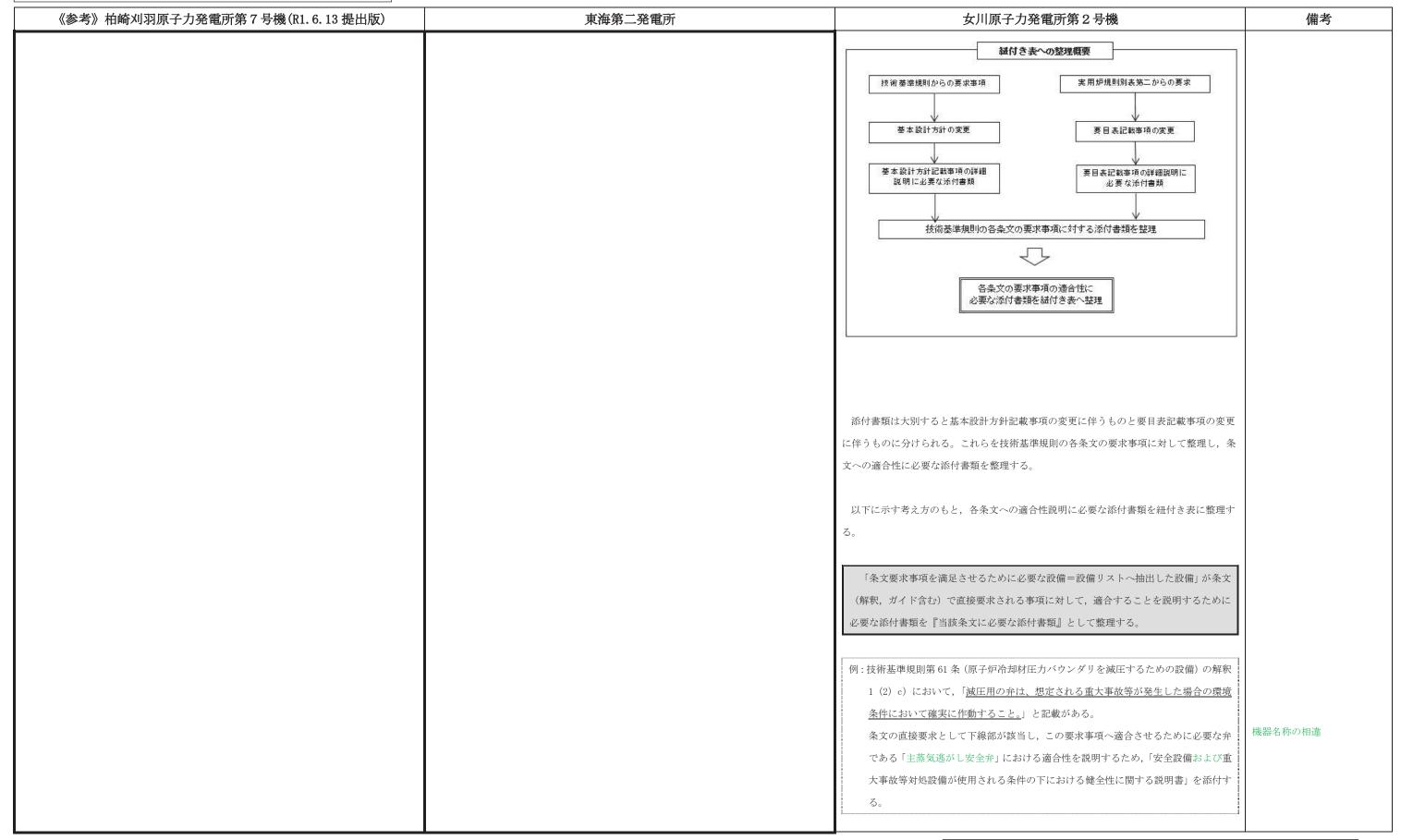
赤字: 設備, 運用, 体制及び書類作成ルール等の相違点(設計方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし) :前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		「技術基準規則の要求事項に追加または変更があるもの」=「基本設計方針の変更に	
		該当するもの」に対して適合するために必要な設備について関連する添付書類を添付す	
		<b>ప</b> .	
		「技術基準規則の要求事項に追加または変更があるもの」の具体例を以下に示す。	
		・重大事故等対処施設の要求事項が追加となったもの	
		(第 49 条~第 78 条が該当)	
		・設計基準対象施設の要求事項が追加となったもの	
		(例:浸水防護施設,火災防護設備等)	別表第二の記載による。
		・設計基準対象施設の要求事項が変更となったもの	
		(例: 耐震基準変更,原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大等)	
		重大事故等対処施設は、新規登録であるため関連する全ての書類が必要となるが、その	
		うち、既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用するもので使用する条件	
		等が変わらず、既工事計画書の添付書類等を読み込みできるものは、添付書類中にその旨	
		を記載し、設計基準対象施設とのリンクを明確にした書類を添付する。	
		設計基準対象施設について、基本設計方針の変更により適合性を確認する必要があるも	
		ので、既工事計画書に登録があるものは、添付図面は添付せず、既工事計画書の登録情報	
		(認可年月日, 図面番号等) を目次に記載する。	
		(pc 1777) Edma 5 dy Chottenday / 50	
		「技術基準規則の要求事項に変更がないもの」=「基本設計方針の変更がないもの」	
		に対して既に適合している設備については、添付書類は添付しない。	
		に対して見に回口している以間に グーンは、体的音視は体的 しない。	
		技術基準規則の要求事項に変更がないもの=基本設計方針の「変更前」にあたる部分に	
		ついては、今回の「認可の申請に係る工事の内容に関係あるもの」に該当しないため既設	
		の設備において既に基本設計方針の記載事項を満たしていることから関連する添付書類は	
		添付しない。	
		例外として,技術基準規則の変更はないが設置許可基準規則の要求事項で変更がある場	
		合は添付書類を添付する。	
		例:「廃棄設備」に要求される堰について,条文要求に変更がないことから「今回の申請	
		に係る工事の内容に関係あるもの」に該当しないため添付書類は添付しない。	
		1	

赤字: 設備, 運用, 体制及び書類作成ルール等の相違点(設計方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし) :前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		ただし,第 12 条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」の要求	
		を満たすために堰を溢水防護上期待する場合は「溢水防護に関する説明書」に「堰」	
		について記載する必要がある。	
		例外:原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大部については,技術基準規則条文上の変更はな	
		いが,設置許可基準規則の要求事項である原子炉冷却材圧力バウンダリの定義にお	
		いて「変更」があることから,「基本設計方針の変更」=「申請対象」として扱う。	
		個別条文で技術基準規則の要求事項に変更がない設備でも,共通条文で技術基準規則の	
		要求事項の変更により適合性を確認する必要がある記載事項については妥当性を確認する	
		必要があるため関連する添付書類を添付する。	
		例:原子炉冷却系統施設として条文要求が変更されていない「原子炉冷却材浄化系再生	
		熱交換器」だが、技術基準規則第5条「地震による損傷防止」が変更されたことに	
		より地震による安全機能が損なわれることがないことを説明する「耐震性に関する	
		説明書」に原子炉冷却材浄化系再生熱交換器を記載する。	
		3. 技術基準規則の各条文へ対応する添付書類の整理について	
		技術基準規則に規定される各条文の要求事項と添付書類との関連性と,その適合性の説	
		明に必要な添付書類を「技術基準規則と工事計画認可申請書の添付書類との紐付き表」	
		(以下「紐付き表」という。) として整理する。	
		紐付き表への整理概要を以下に示す。	

: 前回提出時からの変更箇所



赤字: 設備, 運用, 体制及び書類作成ルール等の相違点(設計方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし) :前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		ただし,重大事故等対処設備に関する条文のうち技術基準規則第59条~第77条につい	
		ては,非常用電源設備等必ずしも条文に直接的に施設要求が明記されていない設備につい	
		ても、当該条文への適合性を説明する上で必要な設備として整理する。	
		施設要求が明記されていない設備については都度,判断を要する。以下にその判断基準	
		の一例を示す。	
		【技術基準規則59~77条への適合性判断の基準】	
		・技術基準規則59~77条は想定事象に対処するために必要な設備を『施設すること	
		を要求』している条文のため基本的には系統図、配置図等の図面により施設されてい	
		ることを説明する。	
		・個別では直接的に要求の読めない共通事項(強度・耐震・安全弁等)は,それらの条	
		文側で適合性を確認するため、個別条文としての添付書類は省略する。	
		4. 別紙	別紙記載の有無の相違。
		別紙1:工事計画の補正における添付書類の添付要否の考え方について	
		**************************************	

赤字: 設備, 運用, 体制及び書類作成ルール等の相違点(設計方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし) :前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所		女川原子力多	発電所第	第2号	幾	備考
		工事計	一画の補正における添ん	†書類の添	系付要否6		グランドルール上の別紙番号の附番方法の相違
		施設区分₽	添付書類名称₽	今回の添 DB <sub>P</sub>	付の有無← SA⊷	。 添付書類の添付の考え方≠ *	別紙省略
			送電関係一覧図₽	O+		保安電源設備等の基準変更箇 所への適合性を説明するため 添付する。4	(代表例として1ページのご記載)
			急傾斜地崩壊危険区域内 において行う制限工事に 係る場合は、当該区域内 の急傾斜地(急傾斜地の 崩壊による災害の防止に 関する法律第二条第一項 に規定するものをいう。 以下同じ。)の崩壊の防止 措置に関する説明書。	×ø	Χę	急傾斜地崩壊危険区域の対象 がないため添付しない。≠	
	各発行に共立	· 《電用原子炉施設	工場又は事業所の概要を 明示した地形図。	Ob	Χ₽	発電所敷地境界, 炉心位置を示した地形図であるが, 施設時から変更を行っていないため新規制基準対応に合わせて添付する。	
			主要設備の配置の状況を 明示した平面図及び断面 図。	O+	00	設計基準対象施設の基準変更 箇所への適合性及び重大事故 等対処設備の要求事項への適 合性説明のため添付する。4	
			単線結線図(接地線(計 器用変成器を除く。)につ いては電線の種類、太さ 及び接地の種類も併せて 記載すること。) 4	00	O₽	設計基準対象施設の基準変更 箇所への適合性及び重大事故 等対処設備の要求事項への適 合性説明のため添付する。	
			新技術の内容を十分に説 明した書類₽	×÷	×÷	技術基準規則及びその解釈に 基づかない設備を施設しない ため添付しない。♪	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		6 工事計画認可申請における添付書類の作成要領	
		工事計画認可申請にあたり,実用炉規則では,別表第二の上欄に掲げる種類に応じて,同	
		表の下欄に掲げる書類を添付することを要求している。	
		この添付書類は,工事計画認可申請した施設(以下「当該施設」という。)の技術基準規	
		則および解釈への適合性を示すための書類であることに鑑み、当該施設の詳細設計の考え	
		方,技術基準規則および解釈への適合性を示すため,各添付書類に共通する作成要領を以	
		下にまとめる。	
		なお、特記事項のある書類については添付書類として別途記載する。	
		1. 基本的な構成**1	
		添付書類の章立ての基本的な構成は以下のとおりとする。	
		(1) 概要	
		(2) 基本方針 (技術基準規則および解釈等の要求項目を含む。)	
		(3) 適用基準及び適用規格等 (該当する場合)	ルールの明確化
		(4) 評価 (該当する場合)	
		(5) 施設の詳細設計方針	計算機プログラムの概要を別
		(6) 別添(必要に応じ添付する。)	添ではなく, 個別の添付書類
			(VI-5シリーズ) として作成
			する。
		※1:書類内容に応じて、各章立ての中の分類を分けることも可とする。	
		2. 具体的な記載内容および記載にあたっての留意事項	
		「1. 基本的な構成」の章立て構成に基づく具体的な記載内容および記載にあたっての留	
		意事項を以下に示す。	
		全体的な留意事項	
		(1) 基本設計方針および要目表と整合が図られていること。	
		(2)「技術基準規則および解釈の要求事項に追加または変更があるもの」に対して関連す	
		る内容を記載する <sup>※3</sup> 。	
		(3) 書類全体にわたり、極力、記載内容が重複しないようにする。	
		※3:全体の繋がりやトーン合わせ等の状況や内容に応じて、例外的に追加または変更の	
		ない部分を記載する場合もある。	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

:前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		1. 概要	
		(1) 説明書類の目的や位置付け※4を記載する。	
		(記載例)	
		本書類は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(以下「技術	記載の適正化
		基準規則」という。)第26条第1項第4号及び第7号並びにそれらの「実用発電用原子炉	
		及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」(以下「解釈」という。)に基づき、燃	記載の適正化
		料取扱いに使用するクレーン、装置等の燃料取扱設備における、燃料集合体の落下防止対	
		策及び使用済燃料プール内の燃料体又は使用済燃料(以下「燃料体等」という。)又は重	
		量物の落下により破損しないことについて説明するものである。併せて、技術基準規則第	
		26条第2項第4号二及びその解釈に基づき、燃料取扱設備等の重量物が落下しても使用済	
		燃料プールの機能が損なわれないことを説明する。	
		※4:a. 条文に対応することを示す宣言だけではなく,直接的な要求に対する説明に関連	
		した特殊な内容を示すことの宣言	
		b. 既工認の読み込みや他の説明書との関連を示す宣言	
		2. 基本方針	
		(1) 当該添付書類で説明している全体の流れがわかる概要を記載する。	
		(例) 火災防護に関する説明書	
		女川原子力発電所第2号機における設計基準対象施設及び重大事故等対処施設	発電所名称の相違
		は、火災により発電用原子炉施設の安全性や重大事故等に対処するための必要な	
		機能を損なわないよう,設計基準対象施設のうち,火災防護上重要な機器等並び	
		に重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して,以下に示す火	
		災の発生防止,火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した	
		火災防護対策を講じる。	
		2.1 火災発生防止	
		発電用原子炉施設内の火災発生防止として、発火性又は引火性物質を内包す	
		る設備に対し、漏えい及び拡大の防止対策、防爆対策、設置上の考慮、換気	
		及び発火性又は引火性物質の貯蔵量を必要な量にとどめる対策を行う。ま	
		た, … 防止する設計とする。…	
		(2) 当該施設の設置にあたって評価が必要な場合に、設置変更許可での評価結果を用いる	
		場合は、その評価結果およびそれを踏まえた設計方針を記載する。	
		(3) 今後,評価する場合は評価時期,評価方法および条件,評価結果に応じてとる措置と	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

:前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		いった評価方針を記載する。	
		(4) 当該施設に係る技術基準規則および解釈の要求を記載する。	
		(5) 設置変更許可申請書の本文記載事項のうち、技術基準規則および解釈に対応条文のな	
		い設置許可基準規則要求を受けた約束事項があればそれを記載する。	
		(6) 上記以外で関連する規格要求等がある場合も記載する。	
		3. 適用基準及び適用規格等	
		(1) 当該添付資料を説明するために適用した基準・規格等を記載する。	ルールの明確化
		(2) 計算式のよりどころにしたもの等参照した基準・規格等を(1) と区別し,「(参	
		照)」として記載する。	
		(例) 3. 適用基準及び適用規格等	
		適用する規格、基準等を以下に示す。	
		・「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(平成2	
		年8月30日原子力安全委員会)」	
		(参照)・流体力学の数値計算法 東京大学出版会	
		4. 評価	
		(1)「2. 基本方針」(2) または(3) 項で記載した評価に関する内容の詳細を記載する。	
		(2) 評価や解析を行うにあたっては、評価や解析の基本方針、評価方法、前提条件、評価	
		結果の記載順を基本とした構成とする。	
		<留意事項>	
		a. 設置許可基準規則への適合性確認として実施した有効性評価にて性能評価を行った	
		ものについては、「有効性評価において性能を有していることを確認した」旨を記載	
		する。この時,評価条件に合致していることも記載する。	
		b. 評価解析を行うにあたり、結果を導くまでの過程を後から検証できるよう、前提条	
		件,使用する計算式および入力値等を明確にするとともに,出典元も記載する。	
		c. ガイド等に準ずる場合,準ずる旨の記載だけでなく,評価や確認した内容も記載す	
		వ.	
		5. 施設の詳細設計方針	
		(1) 当該施設の基本設計方針および要目表記載事項に係る詳細設計方針を記載する。	
		(2) 原則として,設計基準対象施設および重大事故等対処施設の設計方針を融合させた記	
		載とする。	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

:前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		(3) 融合が困難な場合は、設計基準対象施設および重大事故等対処施設の両方に共通する	
		大枠の考え方を記載した上で、それぞれ特徴的なものを個別に記載する。	
		(4) 「4. 評価」も考慮した上で,技術基準規則および解釈ならびに設置許可基準規則を	
		受けて設置変更許可本文に記載している約束事項等の要求に対して,基本設計方針およ	
		び要目表の記載事項が適合していることを記載する。	
		<u>&lt;留意事項&gt;</u>	
		a. 構造, 仕様および設置場所 (取付位置) 等, 変更が生じた際に性能に影響があると考え	
		られるものは記載する。	
		別添	
		(1) 設置変更許可時に作成した「まとめ資料」については、工事計画認可申請書の説明書	
		類として添付することの要否を検討する。必要と判断した場合であっても、そのまま添	
		付するのではなく,必要な情報を整理した上で添付する。この時,原則として文章部分	
		は本文側に含ませ、図表のみを添付する。ただし、工事計画書本文を補足する上で全体	
		を添付する必要がある場合は、上記によらなくてもよいこととする。	
		(2) 別添を添付する場合は、原則として添付書類本文の章立て等の説明のまとまり(最小	
		単位)に対して一つまでとし、別添番号を文章に溶け込ませてリンク先を明確にする**	
		5。また,複数の別添が該当する場合は,別添の構成を見直し,上記の原則に従う。	
		(3) 各計算書作成の基本方針および評価に用いた計算機プログラム (解析コード) につ	
		いての説明は,VI-5「計算機プログラム(解析コード)の概要」に示す。	計算機プログラムの概要を別
		<留意事項>	添ではなく個別の添付書類(VI
		a. 別添の中に, さらに別紙や添付資料を付けるような, 多重階層的な構成は, 極	-5シリーズ)として作成する。
		力避ける。	
		<b>※</b> 5:	
		(記載例)	
		屋外に設置又は保管している重大事故等対処設備は、竜巻の影響を受けることから、全	
		ての重大事故等対処設備を竜巻の影響を考慮する施設として選定する。	
		屋外に設置する具体的な重大事故等対処設備については, 添付書類「VI-1-1-2-別添 1 屋	記載の適正化。
		外に設置されている重大事故等対処設備の抽出」に示す。	
		※2:書類全体の構成として、上記に示す標準的なパターン以外に、「4.評価」または「5.	
		施設の詳細設計方針」がないパターンや、分冊構成として詳細に記載するパターンもある	
		ため、添付書類で説明する内容に応じて最適なパターンを選択するなど、柔軟に対応する	
		こととする。	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

:前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		3. 説明書固有の特記事項が含まれている作成要領	
		説明書固有の特記事項が含まれている作成要領については,以下に別紙として記載する。	
		(1) 別紙1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書の作成要領	
		(1) 別紙1 設備が記載事場の設定依拠に関する説明書の作成要領 (2) 別紙2 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書の作成要領	
		(3)別紙3 女川第2号機 強度に関する説明書の記載上の整理について	発電所名称の相違。
		(4)別紙4 女川第2号機 耐震評価を行っている各施設の工認添付書類記載の整理につ	発電所名称の相違。
		いて	
		(5)別紙5 火災,自然現象,溢水,可搬評価に係る強度・耐震評価の方針書および計算	
		書の作成要領	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		6-別紙 1	グランドルール上の別紙番号
			の附番方法の相違
		設備別記載事項の設定根拠に関する説明書の作成要領	
		1. 概要	
		本資料は、工事計画認可申請書に添付書類として要求される「設備別記載事項の設定根	
		拠に関する説明書」(以下「設定根拠説明書」という。) の作成にあたっての作成要領を示	
		<b>す。</b>	
		2. 設定根拠説明書の位置付け	
		工事計画認可申請を行うにあたり、別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄	
		に掲げられる書類を添付する必要があるが、そのうち発電用原子炉施設に共通の添付書類	
		として「設定根拠説明書」がある。	
		この設定根拠説明書の記載内容は,別表第二の中欄に記載される設備別記載事項のうち	
		以下に示す別表第二の下欄の項目について、要目表に記載する機器等が通常運転時、設計	
		基準事故時, 重大事故等時等に機能を要求される状況で所要の機能を発揮するための設計	
		条件の設定根拠に関して記載し、技術基準規則への適合性を説明する書類としている。	
		容量又は注入速度,最高使用圧力,最高使用温度,個数,再結合効率,加熱面積,伝熱面	
		積,揚程又は吐出圧力,原動機の出力,外径,閉止時間,漏えい率,制限流量,落下速度,	
		駆動速度及び挿入時間,効率,吹出圧力,慣性定数,回転速度半減時間,慣性モーメント,	
		設定破裂圧力並びに設計温度	
		また、基本設計方針にのみ記載する機器等についても、当該機器等の主たる機能に係る	
		仕様(容量, 最高使用圧力, 最高使用温度, 個数等) について, 「3 工事計画認可申請にお	
		ける基本設計方針の作成要領 (別紙4)」の「基本設計方針に記載すべき機器仕様および設	
		定根拠に関する説明書作成対象設備選定フロー」に従い抽出し、設定根拠説明書の別添1	
		で「技術基準要求機器リスト」を作成する。選定された設備について、設定根拠書を作成す	
		る設備は、別添2に「設定根拠に関する説明書(別添)」として仕様設定根拠を記載する。	記載の適正化
		3. 設定根拠説明書の構成	
		設定根拠説明書は、別表第二で規定される施設区分ごとに作成し、その施設区分ごとに	
		各設備をまとめて作成するものとし、構成は下記とする。	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

:前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		(1) 表紙	
		(2) 各設定値に対するその根拠についての説明	
		4. 設定根拠説明書の作成方針	
		設定根拠説明書の作成にあたり設備共通部分の作成方針を以下に示す。設定根拠説明書	
		は要目表の記載に併せて、1設備につき「一つ」とする。	
		なお,個別設備の作成方針は「7.設定根拠説明の対象項目と作成方針」にて記載する。	
		(1) 記載順序	
		各設定根拠説明書の記載の順序は、別表第二中欄の記載順序に準拠し、以下の順とする。	
		a. 装置類(以下の設備に属さない設備)	
		b. 熱交換器	
		c. ポンプ	
		d. 容器 (ガスボンベを含む)	
		e. 貯蔵槽	
		f. ろ過装置	
		g. 安全弁および逃がし弁	
		h. 主要弁	
		i. 主配管	
		j. 再結合装置ならびに電熱器	
		k. 送風機	
		1. 排風機	
		m. フィルタ	
		(2) 技術基準規則第五条および第十二条の変更のみで申請対象となる設備	
		a. 技術基準規則第五条変更に伴う申請対象設備	
		既存の設備であり、技術基準規則第五条変更に伴う申請対象設備として、新たな耐震S	
		クラス設備、共振のおそれのある耐震Bクラス設備の記載の適正化として、要目表を作成	
		する設備については,設定根拠説明書を作成しない。	
		b. 技術基準規則第十二条変更に伴う申請対象設備	
		既設設備であり、技術基準規則第十二条変更に伴う申請対象設備として、溢水防護上の	
		配慮が必要な高さの記載の適正化として、要目表を作成する設備については設定根拠説明	
		書を作成しない。	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

:前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		(3) 設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用する場合	
		複数の設備(系統)区分の機能を持つ設備で、設計基準対象施設と重大事故等対処設備の	
		両方の機能を持つものは、要目表の記載に併せて、設計基準対象施設の設備(系統)区分に	
		て設定根拠説明書を作成する。記載にあたっては、設備(系統)区分ごとに内容を記載す	
		<b>ప</b> .	
		(記載例①参照)	
		(4) 重大事故等対処設備として複数の設備(系統)区分で兼用する場合	
		重大事故等対処設備の機能のみを持つ設備で、複数の設備(系統)区分の機能を持つもの	
		は、要目表の記載に併せて、一つの設備(系統)区分にて設定根拠説明書を作成する。記載	
		にあたっては、設備(系統)区分ごとに内容を記載する。	
		(記載例②参照)	
		(5) 概要説明	
		各設備の設定根拠説明書の冒頭で、概要説明として以下の内容を記載する。	
		a. 設計基準対象施設	
		設計基準対象施設として以下の内容を記載する。既工事計画書において、すでに設定根	
		拠説明書を作成している設備については、その設定根拠説明書を呼込む。	
		なお、記載については最新プラントの記載内容を基本とし、女川 2 号機のプラント設計	発電所名称の相違。
		に合わせた設計方針を記載する。	
		・設計基準対象施設として、各設備について要求される機能(設備仕様を設定する際の条	
		件等)を記載する。	
		(記載例③参照)	
		b. 重大事故等対処設備	
		・原則、各設備に要求されている技術基準規則の各条文の要求事項を記載する。	
		(記載例④参照)	
		各設備に要求されている条文は、設置変更許可申請書の「重大事故等対処設備の設備分類	
		[等] にて分類している設置許可基準規則の各条文に対応する技術基準規則の条文とする。	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

:前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		・上記要求事項に対して、要求される機能を満足する上で、必要な系統構成等を記載する。	
		(記載例⑤参照)	
		「系統構成等を記載するにあたっては,原則,基本設計方針に記載する機能喪失を想定する」	
		設備,使用する設備,系統構成等を記載する。複数の条文に対して,系統構成等が同じであ	
		る場合は、まとめて記載するが、記載項目が多岐に亘る場合には、箇条書きで記載する。	
		c. 配管	
		配管については設計基準対象施設および重大事故等対処設備の系統概略を記載する。	
		(記載例⑥参照)	
		d. 重大事故等時に流路として使用する設備	
		重大事故等時に設計基準対象施設の一部を流路として使用する設備については設計基準	
		対象施設および重大事故等対処設備の系統概略を記載する。	
		5. 設定根拠説明書内で記載する「同様の使用方法」の定義	
		設計基準対象施設として使用する設備を重大事故等時においても使用する場合の設定根	
		拠説明書内に記載する「設計基準対象施設と同様の使用方法」とは、各設備の記載内容(容	
		量,圧力,温度等)のうち,設計基準対象施設として使用する場合の設計条件と変わらない	
		場合(注)に使用する。	
		ただし、対象配管の上流に当該設備の設定の根拠となる設備(冷却器、ポンプ等)がある	
		場合には、その設備の重大事故等時における使用圧力、使用温度を基に配管の重大事故等	
		時の根拠を記載する。	
		(注)重大事故等時の条件が設計基準対象施設の設計段階にて基とした条件(系統構成,流体	
		の種類等)と同じ。	
		(記載例⑧参照)	
		6. 重大事故等時に使用する場合の圧力および温度について	
		重大事故等対処設備については,重大事故等時において使用する場合の圧力および温度	
		に関して記載することから,施設区分の冒頭の設定根拠の最高使用圧力および最高使用温	
		度の項目にて注記を付記し,重大事故等時において使用する場合の圧力および温度である	
		ことを記載した上で以降省略する旨を記載する。	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

:前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		7. 設定根拠説明の対象項目と作成方針	
		(1) 共通設備の作成方針 (記載例⑧参照)	
		熱交換器	
		容量	
		MW/個	単位(記載例)の差異
		・容量(交換熱量)を設定した条件とそのときの必要容量を記載する。	
		・複数の設備(系統)区分を有する場合は、その設定根拠を記載する。	
		・新設設備について、複数の容量の合計にて容量が設定されている場合は、容量の内訳を	
		記載する。	
		・既工事計画書対象の既設設備については、工事計画書本文に記載している容量にて技術	
		基準規則に適合していることを使用前検査にて確認していることから、設計段階にて評	
		価した容量の内訳は記載しない。その場合、施設時と系統構成を含めて変わらないことを	
		記載する。	
		・公称値の設定根拠についても記載する。	
		伝熱面積	
		m <sup>2</sup> /個	単位(記載例)の差異
		・容量(交換熱量)を満たすのに必要な伝熱面積の算出方法の概要および算出結果を記載	
		する。	
		・公称値の設定根拠についても記載する。	
		最高使用圧力(管側)	
		MPa	
		・最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設	
		定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用圧力に準じる場合は、上流側の機器を基本	
		とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、	
		互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、	
		どの系統を根拠としているか記載する。	
		・設計基準対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ	
		記載する。	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

:前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		最高使用圧力 (胴側)	
		MPa	
		・最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設	
		定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用圧力に準じる場合は、上流側の機器を基本	
		とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、	
		互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、	
		どの系統を根拠としているか記載する。	
		・設計基準対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ	
		記載する。	
		最高使用温度(管側)	
		$^{\circ}$	
		・最高使用温度を設定した条件を示し、そのときの温度を示した上で、最高使用温度の設	
		定根拠を記載する。なお,他の機器の最高使用温度に準じる場合は,上流側の機器を基本	
		とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、	
		互いに呼込まないよう留意する。また,複数の系統構成がある場合は,その旨を記載し,	
		どの系統を根拠としているか記載する。	
		・設計基準対象施設の最高使用温度と重大事故等時の使用温度が異なる場合は、それぞれ	
		記載する。	
		最高使用温度(胴側)	
		$^{\circ}$	
		・最高使用温度を設定した条件を示し、そのときの温度を示した上で、最高使用温度の設	
		定根拠を記載する。なお,他の機器の最高使用温度に準じる場合は,上流側の機器を基本	
		とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、	
		互いに呼込まないよう留意する。また,複数の系統構成がある場合は,その旨を記載し <b>,</b>	
		どの系統を根拠としているか記載する。	
		・設計基準対象施設の最高使用温度と重大事故等時の使用温度が異なる場合は、それぞれ	
		記載する。	
		個数	
		・常設設備については設置個数を、可搬型設備については保有数を記載する。	
		・設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用している設備については、それぞれの個	
		数の根拠を記載する。	
		»	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		ポンプ	
		容量	
		m <sup>3</sup> /h/個	
		・ポンプ容量を決定した条件とそのときの必要容量を記載する。	
		・複数の設備(系統)区分を有する場合は、その設定根拠を記載する。	
		・公称値の設定根拠についても記載する。	
		・新設設備について、複数の容量の合計にて容量が設定されている場合は、容量の内訳を	
		記載する。	
		・既工事計画書対象の既設設備については、工事計画書本文に記載している容量にて技術	
		基準規則に適合していることを使用前検査にて確認していることから、設計段階にて評	
		価した容量の内訳は記載しない。その場合、施設時と系統構成を含めて変わらないことを	
		記載する。	
		・重大事故シーケンスにおいて、解析条件として使用されている設備については、主要な	
		シーケンスを記載し、有効性評価解析にてその容量の有効性が確認されている旨を記載	
		する。	
		揚程または吐出圧力	
		m, MPa	
		・新設設備について、揚程の内訳である、水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管	
		圧損 (ホース,弁圧損を含む)について記載する。	
		・既工事計画書対象の既設設備については、工事計画書本文に記載している揚程にて技術	
		基準規則に適合していることを使用前検査にて確認していることから、設計段階にて評	
		価した揚程の内訳は記載しない。その場合、施設時と系統構成を含めて変わらないことを	
		記載する。なお、新たに工事計画書対象となる既設設備については、新設設備と同様に揚	
		程の内訳を記載する。	
		・公称値の設定根拠についても記載する。	
		原動機出力	
		kW/個	
		・原動機出力の設定根拠を記載する。なお、新設設備および新たに工事計画書対象となる	
		既設設備については、原則、ポンプの最大流量または定格流量における必要軸動力の計	
		算過程を示す。	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		最高使用圧力	
		MPa	
		・最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設	
		定根拠を記載する。なお,他の機器の最高使用圧力に準じる場合は,上流側の機器を基本	
		とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、	
		互いに呼込まないよう留意する。また,複数の系統構成がある場合は,その旨を記載し,	
		どの系統を根拠としているか記載する。	
		・設計基準対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ	
		記載する。	
		最高使用温度	
		${\mathbb C}$	
		・最高使用温度を設定した条件を示し、そのときの温度を示した上で、最高使用温度の設	
		定根拠を記載する。なお,他の機器の最高使用温度に準じる場合は,上流側の機器を基本	
		とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、	
		互いに呼込まないよう留意する。また,複数の系統構成がある場合は,その旨を記載し,	
		どの系統を根拠としているか記載する。	
		・設計基準対象施設の最高使用温度と重大事故等時の使用温度が異なる場合は、それぞれ	
		記載する。	
		個数	
		_	
		・常設設備については設置個数を,可搬型設備については保有数を記載する。	
		・設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用している設備については,それぞれの個	
		数の根拠を記載する。	
		・原動機の個数について,ポンプと電動機が一体の場合には,「○○ポンプ(電動機含む)	
		は,…」と明記する。なお,ポンプと電動機が一体でない場合は個別に個数を記載する。	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

:前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		容器	
		容量	
		m³/個	
		・容量を設定した根拠とその必要容量を記載する。	
		・複数の設備(系統)区分を有する場合は、その設定根拠を記載する。	
		・公称値の設定根拠についても記載する。	
		・新設について、複数の容量の合計にて容量が設定されている場合は、容量の内訳を記載	
		する。	
		・既設設備について、工事計画書本文に記載している容量にて技術基準規則に適合してい	
		ることを使用前検査にて確認していることから、設計段階にて評価した容量の内訳は記	
		載しない。	
		・重大事故シーケンスにおいて、解析条件として使用されている設備については、主要な	
		シーケンスを記載し、有効性評価解析にてその容量の有効性が確認されている旨を記載	
		する。	
		最高使用圧力	
		MPa	
		・最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設	
		定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用圧力に準じる場合は、上流側の機器を基本	
		とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、	
		互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、	
		どの系統を根拠としているか記載する。	
		・設計基準対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ	
		記載する。	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		最高使用温度	
		${\mathbb C}$	
		・最高使用温度を設定した条件を示し、そのときの温度を示した上で、最高使用温度の設	
		定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用温度に準じる場合は、上流側の機器を基本	
		とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、	
		互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、	
		どの系統を根拠としているか記載する。	
		・設計基準対象施設の最高使用温度と重大事故等時の使用温度が異なる場合は、それぞれ	
		記載する。	
		個数	
		_	
		・常設設備については設置個数を、可搬型設備については保有数を記載する。	
		・設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用している設備については、それぞれの個	
		数の根拠を記載する。	
		貯蔵槽	
		容量	
		m <sup>3</sup> /個	
		・容量を設定した根拠とその必要容量を記載する。	
		・公称値の設定根拠についても記載する。	
		最高使用圧力	
		MPa	
		・最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設	
		定根拠を記載する。なお,他の機器の最高使用圧力に準じる場合は,上流側の機器を基本	
		とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、	
		互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、	
		どの系統を根拠としているか記載する。	
		・設計基準対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ	
		記載する。	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

:前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		最高使用温度	
		$^{\circ}$	
		・最高使用温度を設定した条件を示し、そのときの温度を示した上で、最高使用温度の設	
		定根拠を記載する。なお,他の機器の最高使用温度に準じる場合は,上流側の機器を基本	
		とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、	
		互いに呼込まないよう留意する。また,複数の系統構成がある場合は,その旨を記載し,	
		どの系統を根拠としているか記載する。	
		・設計基準対象施設の最高使用温度と重大事故等時の使用温度が異なる場合は、それぞれ	記載の適正化。
		記載する。	
		個数	
		・常設設備については設置個数を,可搬型設備については保有数を記載する。	
		・設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用している設備については,それぞれの個	
		数の根拠を記載する。	
		ろ過装置	
		容量	
		m <sup>3</sup> /h/個	単位(記載例)の差異
		・容量を設定した根拠とその必要容量を記載する。	
		・複数の容量の合計にて容量が設定されている場合は、容量の内訳を記載する。	
		・公称値の設定根拠についても記載する。	
		最高使用圧力	
		MPa	
		・最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設	
		定根拠を記載する。なお,他の機器の最高使用圧力に準じる場合は,上流側の機器を基本	
		とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、	
		互いに呼込まないよう留意する。また,複数の系統構成がある場合は,その旨を記載し,	
		どの系統を根拠としているか記載する。	
		・設計基準対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ	
		記載する。	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		最高使用温度	
		$^{\circ}$ C	
		・最高使用温度を設定した条件を示し、そのときの温度を示した上で、最高使用温度の設	
		定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用温度に準じる場合は、上流側の機器を基本	
		とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、	
		互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、	
		どの系統を根拠としているか記載する。	
		・設計基準対象施設の最高使用温度と重大事故等時の使用温度が異なる場合は、それぞれ	記載の適正化
		記載する。	
		個数	
		_	
		・常設設備については設置個数を,可搬型設備については保有数を記載する。	
		・設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用している設備については、それぞれの個	
		数の根拠を記載する。	
		安全弁	
		逃がし弁	
		吹出圧力	
		MPa	
		・吹出圧力の設定根拠について記載する。なお,上・下流設備,配管の最高使用圧力に準じ	
		ている場合はその旨を記載し、互いに呼込まないよう留意する。	
		個数	
		_	
		・常設設備については設置個数を、可搬型設備については保有数を記載する。	
		・設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用している設備については、それぞれの個	
		数の根拠を記載する。	
		主要弁	
		最高使用圧力	
		kPa	単位記載例の差異
		・最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設	1 THOUSEN TO
		定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用圧力に準じる場合は、上流側の機器を基本	
		た」以近と記載する。なが,世が7成前が4取回区用圧力で平しる物口は,上側側が成命を基本	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

:前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、	
		互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、	
		どの系統を根拠としているか記載する。	
		・設計基準対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ	記載の適正化
		記載する。	
		最高使用温度	
		${\mathbb C}$	
		・最高使用温度を設定した条件を示し、そのときの温度を示した上で、最高使用温度の設	
		定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用温度に準じる場合は、上流側の機器を基本	
		とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、	
		互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、	
		どの系統を根拠としているか記載する。	
		・設計基準対象施設の最高使用温度と重大事故等時の使用温度が異なる場合は、それぞれ	記載の適正化
		記載する。	
		個数	
		<b> </b> -	
		・常設設備については設置個数を、可搬型設備については保有数を記載する。	
		・設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用している設備については、それぞれの個	
		数の根拠を記載する。	
		主配管	
		最高使用圧力	
		MPa	
		・最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設	
		定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用圧力に準じる場合は、上流側の機器を基本	
		とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、	
		互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、	
		どの系統を根拠としているか記載する。	
		・設計基準対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ	
		記載する。	
		・複数の最高使用圧力を設定する配管のうち、それぞれの設定根拠に明確な差異がない場	
		合は、前段で複数設定する根拠を記載する。	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

:前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		最高使用温度	
		取尚使用温度	
		・最高使用温度を設定した条件を示し、そのときの温度を示した上で、最高使用温度の設	
		定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用温度に準じる場合は、上流側の機器を基本	
		とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、	
		互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、	
		どの系統を根拠としているか記載する。	
		・設計基準対象施設の最高使用温度と重大事故等時の使用温度が異なる場合は、それぞれ	記載の適正化
		記載する。	
		・複数の最高使用温度を設定する配管のうち,それぞれの設定根拠に明確な差異がない場	
		合は、前段で複数設定する根拠を記載する。	
		外径	
		mm	
		・重大事故等対処設備として新たに設置した配管については、当該配管における流量を示	
		し、その流量と配管外径および標準流速における流量の関係の表から最小配管呼び径が	
		選定され、当該配管の外径が最小配管呼び径以上であることを記載する。(原則として記	
		載例③に倣い記載)	
		・設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用する配管であって、設計基準対象施	
		設として使用する場合と流量が変わらないまたは設計基準対象施設と同様の使用方法で まってにお記載し、標準流声をは公照する。から、標準流声を扱うて使用する場合について	
		ある旨を記載し、標準流速表は省略する。なお、標準流速を超えて使用する場合について は問題ない旨を記載する。(原則として記載例⑨に倣い記載)	記載例の相違。
		tみpg/とはく、日で正典()で、(バスリー)( して記載が同じれて以文・記載)	□□戦(グリマノイロ)建。
		・ホース類は,重大事故等時の可搬性,接続性等を考慮して選定していることを記載する。	
		Same Same Same Same Same Same Same Same	
		・差込み継手の内径は,標準流速を基に径を選定しないため,原則とし記載しない。	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

:前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		個数	
		・可搬型設備の保有数を記載する。	
		送(排)風機	
		容量	
		m³/min	
		・送(排)風機容量を決定した条件とそのときの必要容量を記載する。	
		・公称値の設定根拠についても記載する。	
		原動機出力	
		kW/個	
		・原動機出力の設定根拠を記載する。なお、新設設備および新たに工事計画書対象となる	
		既設設備については,原則,送(排)風機の最大風量または定格風量における必要軸動力	
		の計算過程を示す。	
		個数	
		・常設設備については設置個数を、可搬型設備については保有数を記載する。	
		・設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用している設備については、それぞれの個	
		数の根拠を記載する。	
		・原動機の個数について,送(排)風機と電動機が一体の場合には,「○○送(排)風機	
		(電動機含む) は、…」と明記する。なお、送(排)風機と電動機が一体でない場合は	
		個別に個数を記載する。	
		フィルタ	
		効率	
		%	
		・効率の設定根拠を記載する。	
		個数	
		・常設設備については設置個数を、可搬型設備については保有数を記載する。	
		・設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用している設備については、それぞれの個	
		数の根拠を記載する。	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

:前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		(2) 重大事故等時に流路として使用する設備	
		重大事故等時に設計基準対象施設の一部を流路として使用する設備については、重大事	
		故等時の流路として設定根拠説明書を作成する。作成にあたっては、重大事故等時に設計	
		基準対象施設としての機能を使用せず、流路としてのみ使用することから、設定根拠の説	
		明としては、流路としての機能に係る項目(最高使用圧力、最高使用温度、個数)の設定根	
		拠のみを記載する。なお、その他の項目については「一」とする	
		8. 記載例	
		設備別記載事項の設定根拠に関する説明書の記載例を以下に示す。	
		BOSTONIA SER DE LA ROYCE DE LE LA ROYCE DE LE ROYCE DE LE ROYCE DE LE ROYCE DE LE ROYCE DE LA ROYCE DE	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機(R1.6.13 提出版)	東海第二発電所	Comment with the comment of the	<b>備考</b> 記載例は省略 (代表で1ページのみ記載)

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

:前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		6-別紙 2	グランドルール上の別紙番号
			の附番方法の相違
		発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書の作成要領	
		1. 概要	
		本資料は,工事計画認可申請書(以下「 <mark>設計及び工事の計画</mark> 」という。)に添付書類とし	法令改正に伴う名称の相違。
		て要求される「発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」(以下「説明書」	
		という。)の作成にあたっての作成要領を示す。	
		2. 基本方針	
		設計及び工事の計画が設置変更許可申請書の基本方針に従った詳細設計であることを、	法令改正に伴う名称の相違。
		設置変更許可申請書との整合性により説明する。	
		設置変更許可申請書との整合性は、設置変更許可申請書「本文(五号)」と <mark>設計及び工</mark>	法令改正に伴う名称の相違。
		事の計画のうち「基本設計方針」および「機器等の仕様に関する記載事項」(以下「要目	
		表」という。) について説明するとともに、設置変更許可申請書「本文(十号)」に記載す	
		る解析条件についても整合性を説明する。また、設置変更許可申請書「添付書類八」のう	
		ち設置変更許可申請書「本文(五号)」に係る設備設計を記載している箇所については、	記載の適正化
		設置変更許可申請書「本文 (五号)」の関連情報として記載する。	
		加えて、設置変更許可申請書「本文(十一号)」と設計及び工事の計画のうち「設計及	法令改正に伴う追記。
		び工事に係る品質マネジメントシステム」についても整合性を説明する。	
		(記載例①参照)	
		本資料は、本工事計画の申請範囲に対する許可との整合性を示す説明書であるため、申	
		請範囲外に関する <mark>設計及び工事の計画</mark> は記載しない。	法令改正に伴う名称の相違。
		3. 説明書の構成	
		(1) 説明書の構成は,下記のとおり。	
		・表紙 	
		・目次	
		· 概要	
		・基本方針	
		・説明書の構成	
		・発電用原子炉の設置の許可との整合性	
		(2) 「発電用原子炉の設置の許可との整合性」内の文章構成は設置変更許可申請書「本文	
		(五号)」,「本文(十一号)」に記載された順とする。	法令改正に伴う追記。
		(記載例②参照)	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

:前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機	備考
	また、様式は比較表形式とし、設置変更許可申請書「本文(五号)」に関する説明書	記載の適正化
	においては,左欄から「設置変更許可申請書「本文 (五号)」」,「設置変更許可申請書	
	「添付書類八」該当事項」,「 <mark>設計及び工事の計画</mark> 該当事項」,「整合性」および「備	記載の適正化
	考」を記載する。なお、設置変更許可申請書「本文(十号)」については、設置変更許	
	可申請書「本文(五号)」内の該当箇所に挿入する。	
	設置変更許可申請書「本文(十一号)」に関する説明書においては,左欄から「設置	法令改正に伴う追記。
	変更許可申請書「本文(十一号)」」,「設計及び工事の計画 該当事項」,「整合性」およ	
	び「備考」を記載する。	
	(記載例③参照)	
	(3) 「 <mark>設計及び工事の計画</mark> 」に基本設計方針を記載する場合は,施設区分,番号および表	法令改正に伴う名称の相違。
	題を記載し、「基本設計方針」であることも記載する。	
	さらに,「基本設計方針」が共通項目の場合にはその旨も記載する。	
	(記載例④参照)	
	また、要目表を記載する場合は、施設区分を記載し、「要目表」であることも記載す	
	<b>ప</b> 。	
	(記載例⑤参照)	
	(4) 設置変更許可申請書と <mark>設計及び工事の計画</mark> との整合性確認については, 設置変更許可	法令改正に伴う名称の相違。
	申請書「本文(五号)」、「本文(十一号)」と同等の「設計及び工事の計画」の記載箇所	法令改正に伴う追記。
	に実線のアンダーラインを引く。	
	(記載例⑥参照)	
	また、記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引き、「 <mark>設計及び工事の計画</mark> 」	法令改正に伴う名称の相違。
	が設置変更許可申請書「本文 (五号)」,「 <mark>本文 (十一号)」</mark> と整合していることを「整合	法令改正に伴う追記。
	性」欄に記載する。	
	(記載例⑦参照)	
	整合性の結果については、設置変更許可申請書「本文」の各項目(イ,ロ,ハ,・・・)	
	の冒頭に整合結果を総括して記載する。	
	設置変更許可申請書「本文(十号)」との整合性に関する補足説明は一重枠囲みによ	
	り記載する。	
	(記載例®a 参照)	
	また,「本文(五号)」,「 <mark>本文(十一号)</mark> 」との整合性に関する補足説明は原則と	法令改正に伴う追記。
	して「整合性」欄に記載するが、欄外に記載する場合は別途、二重枠囲みにより記載す	
	<b>ప</b> 。	
	(記載例®b 参照)	
	なお,整合性を説明する記載の例は表1のとおり。	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

:前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		(5) 設備の兼用について整合性を説明する場合, <mark>設計及び工事の計画</mark> の欄には兼用してい	法令改正に伴う名称の相違。
		る設備の主登録先の要目表等を記載し、設置変更許可申請書の兼用記載との整合性を示	
		す。	
		(記載例⑨参照)	
		(6) その他	
		・「基本設計方針」または設置変更許可申請書「添付書類八」の段落の一部を抜粋す	
		る場合,「中略」と記載して抜粋であることを明示する。	
		(記載例⑩参照)	
		・説明書中のほかの箇所を指す場合は、設置変更許可申請書「本文」の項目をアド	
		レスとして表示する。(例:設置変更許可申請書(本文)「ニ(3)(ii) 使用済燃料	
		プールの冷却等のための設備」に示す。)	機器名称の相違
		(記載例⑪参照)	
		・整合性を説明するために,記載箇所を明示する必要がある場合または同じ段落に	
		複数の説明箇所がある場合には、該当箇所に番号を付記する。(例:ロー①)	
		(記載例②参照)	
		・設置変更許可申請書「添付書類八」については,上記(4)において <mark>設計及び工事の</mark>	法令改正に伴う名称の相違。
		計画にアンダーラインを引いた箇所について,同等の記載箇所には実線,記載が	
		異なる箇所には破線のアンダーラインを引いて明示する。	
		(記載例⑬参照)	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

:前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発	<b>電所第2号機</b>	備考
		表1日整合性の配載パターン(例)。		法令改正に伴う名称の相違。
		F		
		ケース・	犯他例	
		各項の整合性待果: (配動例な参照)	設置変更許可申請書(本文)第五号①項におい いて。 <mark>設計及び工事の計画</mark> の内容は、以下の とおり整合している。。	
		野野及が工事の野園 の記録が設備を開発す	欧計及が工事の計画の「○○」は、「必要に「・	
			応し程由を記載】設置変更許可申請書(本	
		たは合む) 記載となっている場合。	立)の「△△」(の内容、の区分)と同様(同	
			一般欄) であり [を含んでおり、記載してお り] 整合している。	
		設置変更許可申贈書(本文)の記載を設計	<b>設計及び工事の計画</b> の「〇〇」は、「必要に「	
			応じ程由を記載〕設置変更許可申請書(本	
		載している場合。	立)の「△△」を具体的に [詳細に] 記載しており整合している。	
		同一機器(〇〇)で設備(系統)区分が設	「〇〇」は、数量変更許可申請書(本文)に「	
		針及び工事の計画(設備名)と設置変更許	おける「設備名」を設計及び工事の計画の	
			(主たる圣器として)「施設多」のうち「設 構名」に整理しており整合している。。	
		設置変更許可申贈書(本文)との整合性を 別の箇所で説明する場合。 (配載例②参照)	設置変更許可申請書 (本文)「□□□□◇◇ ◇ · ◇ · 」に示す。 ·	
			・設置変更許可申請書(本文) において許可を「 受けた「〇〇」は、本工事計画の対象外である。」	
		設置変更許可申職器(本文)で詳細設計を 不要としている事項。 (記載例恋参照)	設置変更許可申請書(本文)で設計上の考慮 は不要としている。	
		単位等が異なるため、影響する紫健(寸法, 圧力等)が異なる場合。	(計算式、単位接算等にて整合性を示す。) ・ 外径=内径+板庫×2:	
		y nakonizasi seesi (24000 Met 1 mil 11)	○ ○ NPa= △ △ kg/cm'G	
		適用のため保会規定で対応する事項。	設置変更許可申請書(本文)の「□□」は。 保安規定にて対応する。	
		4. 添付		添付記載の有無の相違。
			以上	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

:前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機	備考
		グランドルール上の別紙番号
	6-別紙 3	の附番方法の相違。
		発電所名称の相違。
	女川第2号機 強度に関する説明書の記載上の整理について	
	1. 基本的考え方	
	今回の工事計画認可申請設備について,新たに制定された「実用発電用原子炉及びその	記載の適正化
	附属施設の技術基準に関する規則」(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第六号)(以	
	下「技術基準規則」という。)のうち強度に関する要求事項への適合性については「強度に	
	関する説明書」に記載する。また、自然現象等特殊な荷重を考慮した評価等は、施設や機器	
	等の単位で整理する方針とし、それらの資料は「強度に関する説明書」の「別添」として扱	
	う。	
	2. 整理方針	
	(1) 強度評価の対象範囲は、今回申請の工事計画本文に記載の機器等のうち技術基準規則	
	において材料および構造の要求のある機器や防護設備等で強度評価が必要となる機器等	
	とする。	
	(0) 「孙应)-明上,汉明寺、(7-5)、龙原田原フ层护型のア東社区はなって佐たば、	
	(2) 「強度に関する説明書」については、発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイ	
	ドにおいて、「技術基準規則第 17 条及び第 55 条の規定並びに第 31 条, 第 48 条及び第 78	
	条により準用する火力省令の構造強度に関する規定に適合することを示す必要があり、 ####################################	
	技術基準規則で分類されているクラスに応じた強度評価の内容を説明することとする。」	
	と記載されていることから、添付書類としての記載対象機器は、要目表および基本設計	
	方針記載のクラス区分に該当する容器,管,ポンプ,弁およびそれら機器を支持する支持 #5.4% しまる	
	構造物とする。 また、技術基準規則第 17 条の解釈により引用されている JSME 設計・建設規格では、	
	,	
	設計上定める条件または各運転状態における最高使用圧力(内圧含む)および設計機械	
	的荷重(自重および配管反力等)に対して許容応力を定めて評価することが定められて おり、認計機械的存電には地震搭重は含めず、地震搭重は別念取扱うとされていること	
	おり、設計機械的荷重には地震荷重は含めず、地震荷重は別途取扱うとされていること から設計条件および各運転状態に対する評価とする。	
	//*り放訂米件やよい台連転仏態に刈りる計画とりる。	
	(3) 自然現象等特殊な荷重を考慮した評価が必要な機器等および技術基準規則の機器区分	
	(3) 自然現象寺特殊な何里を考慮した評価か必要な機器寺やよび技術基準規則の機器区分 に該当しない機器等の強度評価については、「強度に関する説明書」の別添として整理し	
	説明する。具体的な説明書および対象機器を「表 1 「強度に関する説明書」別添で整理を	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

:前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女	川原子力発電所第2号機		備考
		行う対象機器」に示す。 かお、別添として整理す	る説明書には,原則,方針,方法および計算結果を	 >記載する	
			, その他の説明書との関係を確認し整理する。	- FLL年X 7 ・シ	
		表 1 「強度に	こ関する説明書」別添で整理を行う対象機器		(代表で1ページのみ記載)
		説明書	対象機器 ・原子炉補機冷却海水ポンプ ・高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ ・高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ	備考	
		[竜巻] 竜巻への配慮が必要な施設 の強度に関する説明書 (方針,方法,計算結果)	・復水貯蔵タンク ・配管及び弁 ・排気筒 ・換気空調設備 ・軽油タンク(燃料移送ポンプ等含む) ・原子炉建屋、タービン建屋、制御建屋、軽油タンク室 ・補助ボイラー建屋、1号制御建屋、サイトバンカ建屋、海水ポンプ室門型クレーン ・ディーゼル発電設備(排気消音器、ミスト配管)、軽油タンクベント配管 ・竜巻防護ネット ・防護鋼板 ・屋外重大事故等対処設備の固縛装置	別添 1	
		[火山] 火山への配慮が必要な施設 の強度に関する説明書 (方針,方法,計算結果)	<ul><li>・原子炉補機冷却海水ポンプ</li><li>・高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ</li><li>・復水貯蔵タンク</li><li>・原子炉建屋</li><li>・制御建屋</li><li>・タービン建屋</li><li>・軽油タンク室</li></ul>	別添 2	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

:前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		6-別紙 4	
			グランドルール上の別紙番号
		女川第2号機 耐震評価を行っている各施設の	の附番方法の相違。
		工認添付書類記載の整理について	発電所名の相違。
		1. 基本的な考え方	
		技術基準規則第 11 条,第 52 条に係る「火災防護設備」,第 12 条に係る「溢水防護に係	
		る設備」のうち、基準地震動Ssに対して機能を保持するとしている設備については、そ	
		の耐震計算方法が第5条および第50条に基づき実施する耐震計算方法と共通であることか	
		ら,これらの設備の耐震計算書を添付書類「VI-2 耐震性に関する説明書」にまとめる。	
		また,第54条に係る「可搬型重大事故等対処設備」についても同様に,基準地震動Ss	法改正に伴う添付書類附番の
		に対して機能を保持していることの評価を実施していることから,その耐震計算書を添付	変更 (V⇒VI)。
		書類「VI-2 耐震性に関する説明書」にまとめる。	76 条の可搬型設備に関しては
		ただし、上記の設備は技術基準規則第5条または第50条(地震による損傷の防止)以外	54 条の要求で包絡されること
		への適合性を説明する上で、基準地震動Ssに対する耐震性を確認しているものであるこ	から記載しない。
		とから、添付書類「VI-2 耐震性に関する説明書」の別添として整理する。	
			法改正に伴う添付書類附番の
		2. 整理方針	変更 (V⇒VI)
		(1) 添付書類「VI-2 耐震性に関する説明書」	
		○ 添付書類VI-2 は,第 4 条および第 49 条 (地盤) ならびに第 5 条および第 50 条 (地震に	法改正に伴う添付書類附番の
		よる損傷の防止)に適合することを説明することを基本とする。	変更 (V⇒VI)
		○ 上記条文以外への適合性を説明する各資料にて、基準地震動Ssに対して機能を保持す	
		るとしている以下の設備の耐震計算書については,添付書類VI-2 の別添として示す旨	
		を,添付書類「VI-2-1 耐震設計の基本方針」に記載する。	
		・火災防護設備	
		・溢水防護に係る設備	
		・可搬型重大事故等対処設備	
		○ 機能維持評価における機能確認済加速度について,添付書類「VI-2-1-9 機能維持の基	
		本方針」に施設共通となる機能確認済加速度を記載する。	法改正に伴う添付書類附番の
		また,これとは異なる機能確認済加速度として,加振試験等を実施して得られたもの	変更 (V⇒VI)
		を適用する場合には,各計算書に加振試験等の方法と得られた機能確認済加速度を明記	
		する。	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

:前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			法改正に伴う添付書類附番の
		(2) 添付書類「VI-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」	変更 (V⇒VI)
		○ 火災防護設備の個別の設計方針については,添付書類VI-1-1-7 に記載する。	
			法改正に伴う添付書類附番の
		○ 火災防護設備は機器等の耐震クラスおよび重大事故等対処施設の区分に応じて機能を	変更 (V⇒VI)
		保持する設計とし,その耐震評価方法および結果については添付書類VI-2 の別添に示	
		す。	
			法改正に伴う添付書類附番の
		(3) 添付書類「VI-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」	変更 (V⇒VI)
		○ 溢水防護に係る設備の個別の設計方針については、添付書類VI-1-1-8 に記載する。	
		○ 地震起因による溢水量の算出に <mark>あ</mark> たって,耐震B,Cクラス機器のうち基準地震動Ss	法改正に伴う添付書類附番の
		に対して耐震性が確保されているものについては溢水源として想定しないこととし,添	変更 (V⇒VI)
		付書類VI-1-1-8 に対象設備を整理する。これらの耐震評価方法および結果については 添付書類VI-2 の別添に示す。	
			法改正に伴う添付書類附番の
		なお,スロッシングおよび想定破損に関する説明は,添付書類VI−1−1−8 に記載する。	変更 (V⇒VI)
			地下水低下設備については,溢
			水対策設備ではないため、VI-
			2-別添シリーズではなく, VI-
			2 シリーズ (5 条要求) にて説
			明する。
			法改正に伴う添付書類附番の
		(4) 添付書類「VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における	変更 (V⇒VI)
		健全性に関する説明書」	
		○ 可搬型重大事故等対処設備の個別の設計方針については, 添付書類VI-1-1-6 の別添 2 に	
		記載する。	
			法改正に伴う添付書類附番の
		○ 可搬型重大事故等対処設備については、基準地震動Ssに対して機能を保持する設計と	変更 (V⇒VI)
		し,その耐震評価方法および結果については添付書類VI-2 の別添に示す。	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			グランドルール上の別紙番号
		6-別紙 5	の附番方法の相違。
		火災、自然現象、溢水、可搬評価に係る強度・耐震評価	
		の方針書および計算書の作成要領	
		1 HII FREE	
		1. 概要 本資料は、別添資料とする自然現象等の荷重を考慮した技術基準規則第 17 条および第 55	
		本資料は、別称資料と9 3 日然現象寺の何里を考慮した技術基準規則第 17 栄わよび第 30 条対象外の強度評価に係る方針書および計算書の作成要領、ならびに技術基準規則第 5 条	
		および第50条対象外の耐震評価に係る方針書および計算書の作成要領を示す。	
		なお、本要領を適用するものは、火災防護の耐震別添、津波の強度別添、溢水の強度およ	
		び耐震別添、可搬の耐震別添、竜巻の強度別添、ならびに火山の強度別添とする。	
		2. 各評価に係る添付書類および強度・耐震評価の別添資料の構成	
		火災,自然現象,溢水,可搬評価に係る評価書,ならびに別添資料として作成する強度・	
		耐震に係る方針書および評価書に関する構成は、以下のとおりとする。	
		(1) 各評価に係る添付書類は、基本設計方針を受けて各評価に対する防護設計の考え方を	
		具体化する。各評価の添付書類は、基本方針、評価対象施設の選定、施設の設計方針(①)	
		等で構成する。施設の設計方針(①)には、強度・耐震評価の方針を記載し、各施設に関	
		する要求機能,性能目標,評価方針,荷重条件等を示す。	
		(2) 別添資料とする強度・耐震評価の基本方針(②) は、施設の設計方針(①) または添付	
		書類「VI-2 耐震性に関する説明書」で整理される耐震評価の各方針または方法(④)を	変更 (V⇒VI)
		受けて、個別の施設の強度・耐震評価の方針を示すものであり、強度・耐震評価に必要な	
		事項のうち、各施設の評価に共通する荷重および荷重の組合せ、許容限界、評価方法等を	
		記載する。	
		(2) 別沃佐料レナス強度・研修計算書 (②) け 強度・研修部庫の甘木七年 (②) ナ.処けて	
		(3) 別添資料とする強度・耐震計算書(③) は、強度・耐震評価の基本方針(②) を受けて 個別施設の評価結果を示すものであり、施設ごとに実際に用いる評価条件、評価方法、評	
		個別地放り計画指来を小すものであり、地放ことに実際に用いる計画条件、計画方法、計 価結果等を記載する。	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機 (R1. 6. 13 提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

:前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		2. 強度評価の基本方針	
		・強度計算書の全体の構成を記載する。	
		(記載例:全体の流れ)	
		強度評価は,「2.1 評価対象施設」に示す評価対象施設(設備)を対象として,「3. 荷	
		重及び荷重の組合せ並びに許容限界」で示す○○荷重と組み合わせすべき他の荷重によ	
		る組合せ荷重(による応力等)が許容限界内にあることを「4. 強度評価方法」に示す評	
		価方法を使用し、「5. 適用規格」に示す適用規格を用いて確認する。	
		2.1 評価対象施設	
		・ 上位文書である施設の設計方針で設定する評価対象施設, 構造計画を引用し, 配置概	
		要及び評価対象部位を記載する。	
		2.2 評価方針 (竜巻評価等, 評価項目, 評価内容が多岐にわたるもの)	
		・ 上位文書である施設の設計方針で設定する評価方針を引用し、何の設備に何の評価	
		項目(計算式等)が適用されるかを分かるように、評価対象部位単位で評価項目との	
		関連を示す。また、適用の考え方をルール化する。更に、3.以降の評価内容を説明す	
		<b>వ</b> .	
		3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界	
		・ 上位文書である施設の設計方針で設定する荷重及び荷重の組合せの考え方を引用し,	
		想定する全ての荷重を記載し、強度計算において考慮すべき荷重の組合せを設定す	
		వ.	
		・ 上位文書である施設の設計方針で構造強度上の性能目標及び評価方針を引用し、評	
		価対象部位ごとに許容限界を設定する。	
		・ 計算機プログラム (解析コード) を用いて解析する場合を除き, 原則, 各計算書で用	
		いる荷重及び許容値の算定式をモデル図等とともに記載する。計算書に記載する場	
		合は、計算書に記載する理由及び関連付けを記載する。	
		4. 強度評価方法	
		・ 強度評価の基本方針、強度計算方法の考え方等を記載。	
		・ 計算機プログラム (解析コード) を用いて解析する場合を除き, 原則, 各計算書で用	
		いる強度評価の算定式を記載する。併せて、モデル化の考え方、モデルの諸元、境界	
		条件等を記載する。計算書に記載する場合は、計算書に記載する理由及び関連付けを	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

:前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		記載する。	
		(記載例:構造強度評価)	
		評価対象施設(設備)を対象として,「想定する荷重(による応力等)」が許容限界内	
		にあることを[使用する評価方法]により確認する。	
		5. 適用規格	
		・ 評価に用いる適用規格を記載する。	
		4. 耐震評価の基本方針 (②) の作成方針	法改正に伴う添付書類附番の
		別添資料として作成する耐震評価の基本方針は、自然現象等の各評価書の施設の設計方	変更 (V⇒VI)
		針(①) または添付書類「VI-2 耐震性に関する説明書」で整理される耐震評価の各方針・	
		方法(④)を受けて、個別の施設の耐震評価の方針を示すものであり、耐震評価に必要な事	
		項のうち、各施設の評価に共通する荷重および荷重の組合せ、許容限界、評価方法等を記	
		載する。他の添付書類に関連付けして説明する場合、関連付けが可能であることの理由を	
		含めて関連付けの内容を記載する。	
		1. 概要	
		・ 技術基準規則に適合する設計とするために、各評価対象施設が要求される耐震性を	
		有することを説明する。	
		・ 評価対象施設が,技術基準規則の第 5 条及び第 50 条の対象ではないことを記載す	
		る。	
		・ 評価対象施設の耐震重要度分類を記載 (耐震B又はCクラスの施設が,基準地震動S	
		s による地震力に対して耐震性を有することを確認する旨を記載)する。	
		・ 別添資料全体の構成について記載する。	
		(記載例)	
		本資料は、(技術基準規則) 第〇〇条及び (解釈) に適合する設計とするため、資料〇	
		○のうち資料○○「○○」にて設定する耐震○クラスの○○施設が、基準地震動Ssに	
		よる地震力に対して耐震性を有することを確認するための耐震計算方針について説明	
		するものである。○○施設への基準地震動Ssによる地震力に対する耐震性の要求は,	
		技術基準規則の第○○条及び第○○条の対象ではない。	
		○○施設の具体的な計算の方法及び結果は、別添○○に示す。	
		2. 耐震評価の基本方針	
		・ 耐震方針書の全体の構成を記載する。	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		(記載例:全体の流れ)	
		耐震評価は,「2.1 評価対象施設」に示す評価対象施設(設備)を対象として,「3. 荷	
		重及び荷重の組合せ並びに許容限界」で示す○○荷重と組み合わせすべき他の荷重によ	
		る組合せ荷重(による応力等)が許容限界内にあることを「4. 耐震評価方法」に示す評	
		価方法を使用し,「5. 適用規格」に示す適用規格を用いて確認する。	
		2.1 評価対象施設	
		・ 上位文書である施設の設計方針で設定する評価対象施設及び上位文書である施設の	
		設計方針又は耐震設計の方針・方法で設定する構造計画を引用し,配置概要及び評価	
		対象部位を記載する	
		2.2 評価方針 (可搬評価等, 評価項目, 評価内容が多岐にわたるもの)	
		・ 上位文書である施設の設計方針で設定する評価方針を引用し、何の設備に何の評価	記載の適正化
		項目(計算式、減衰定数等)が適用されるかを分かるように、評価対象部位単位で評	
		価項目との関連を示す。また、適用の考え方をルール化する。更に、3.以降の評価内	
		容を説明する。(可搬評価のように、評価内容が多岐にわたる場合。)	
		3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界	
		・上位文書である施設の設計方針で設定する荷重及び上位文書である耐震計算の方針・	
		方法で設定する荷重の組合せの考え方を引用し、記載する。	
		・上位文書である施設の設計方針で設定する構造強度上の性能目標及び評価方針を引用	
		し、評価対象部位ごとに許容限界を設定する。	
		・計算機プログラム(解析コード)を用いて解析する場合を除き,原則,各計算書で用	
		いる荷重及び許容値の算定式をモデル図等とともに記載する。計算書に記載する場合	
		は、計算書に記載する理由及び関連付けを記載する。	
		4. 耐震評価方法	
		4.1 地震応答解析	
		・ 地震応答解析の基本方針, 地震応答解析に用いる入力地震動, 解析方法及び解析モデ	
		ル,設計用減衰定数,実施した試験概要等の順番で,評価内容が具体的に分かるよう	
		に記載する。	
		・ 適用寸法の考え方(公称値,下限値等)を記載する。	
		4.2 応力評価 (又は耐震評価)	
		・ 応力評価 (又は耐震評価) の基本方針, 評価方法の考え方等を記載する。	
		・ 計算機プログラム (解析コード) を用いて解析する場合を除き, 原則, 各計算書で用	
		いる応力評価(又は耐震評価)の算定式を記載する。併せて、モデル化の考え方、モ	
		デルの諸元,境界条件等を記載する。計算書に記載する場合は,計算書に記載する理	
		由及び関連付けを記載する。	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

:前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		(記載例:構造強度評価)	
		評価対象施設(設備)を対象として,[想定する荷重(による応力等)]が許容限界内	
		にあることを[使用する評価方法]により確認する。	
		4.3 機能維持評価	
		・ 各設備で要求される動的機能, 電気的機能等の機能維持の評価方針, 実施した試験概	
		要等を記載する。	
		(記載例:機能維持評価)	
		評価対象施設(設備)が、[想定する荷重(による加速度等)]に対して、機能を保持	
		(維持) することを、機能維持評価により確認する。	
		4.4 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの考慮	
		・ 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せ評価の方針を記載する。	
		・ 2 方向の評価方法,評価結果については,別添○○として記載する関連付けを記載す	
		る。	
		5. 適用規格	
		・評価に用いる適用規格を記載する。	
		5. 別添強度計算書(③) の記載要領	
		別添資料として作成する強度計算書は、自然現象等特殊な荷重を考慮した評価を実施す	
		ることから、評価方針、評価方法および評価結果等を記載することとしており、 J S M E	
		規格に基づいた添付書類の強度計算書とは構成が異なる。したがって、別添資料とする強	
		度計算書は、同様の構成となる耐震計算書を参考に基本的に以下の構成とする。	
		なお, 評価内容に応じ, 該当がない項目については記載不要とし, 記載項目の順序が前後	
		することは可とする。	
		1. 概要	
		・ 上位文書である強度評価の方針書の評価方針を引用し、強度評価の目的及び範囲を	
		明確にする。	
		(記載例)	
		本資料は、資料○○別添○○「○○」に示すとおり、○○(個別施設)が○○(ハザ	
		ード)においても,〇〇機能の維持を考慮して,主要な構造部材が構造健全性を有する	
		こと(又は、主要な構造部材が○○機能を保持可能な構造強度を有すること、等)を確	
		認するものである。	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

:前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		2. 基本方針	
		・ 上位文書である強度評価の方針書に示す構造計画のとおり、「2.1 位置(又は配置)」	
		及び「2.2 構造概要」を設定していることを記載する。	
		2.1 位置 (又は配置)	
		・ 上位文書である強度評価の方針書で設定している構造計画等を引用し、施設の位置	
		(又は配置) を記載する。	
		・ 位置によって評価の条件が変更となるものは、施設の配置図を記載する。	
		2.2 構造概要	
		・ 上位文書である強度評価の方針書で設定している構造計画等を引用し、施設の構造	
		図、部位、寸法を記載する。	
		・ 評価対象施設が複数存在する場合は、代表の概要図を示す。本文に記載する部材は構	
		造図中で明示する。	
		2.3 評価方針	
		・ 上位文書である強度評価の方針書で設定している荷重条件, 許容限界等を引用し, 評	
		価の方針として、「3.強度評価方法」以降で実施する評価方法の内容を記載する。	
		2.4 適用規格	
		・ 個別評価に用いる適用規格を記載する。	
		3. 強度評価方法	
		3.1 記号の定義	
		・ 評価に使用する記号の定義を記載する。過去の工事計画書の例にならい,記号の定義	
		は,記号表として記載するか,あるいは当該式の下に記載する。	
		3.2 評価対象部位	
		・ 上位文書である強度評価の方針書で設定している評価対象部位を引用し,詳細な評	
		価対象部位及び部位選定の考え方を記載する。	
		・ 同じ評価方法で評価する部位が複数あり、代表部位で記載する場合は、最も評価が厳	
		しくなる部位を選定していることを説明する。	
		3.3 荷重及び荷重の組合せ	
		・ 上位文書である強度評価の方針書で設定している荷重及び荷重の組合せを引用し,	
		施設の評価対象部位ごとの荷重及び組合せ荷重を具体的に記載する。	
		・ 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の荷重算出方法等を引用して記載す	
		る場合は、引用する内容が分かるように記載する。	
		・ 上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は,具体的に説明	
		する。	
		3.4 許容限界	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

:前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		・ 上位文書である強度評価の方針書で設定している許容限界を引用し、施設の評価対	
		象部位ごとに許容限界を記載する。	
		・ 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の許容値等を引用して記載する場合	
		は、引用する内容が分かるように記載する。	
		・ 上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は,具体的に説明	
		する。	
		3.5 評価方法	
		・ 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の計算方法, 計算式, 解析手法等を引	
		用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。	
		・ 上位文書で設定していない個別の計算式,解析手法,試験結果等を用いて評価する場	
		合は,具体的に説明する。	
		4. 評価条件	
		・ 評価結果の妥当性を確認する上で必要となる,設計条件,評価用加速度,機器要目等	
		の評価条件を記載する。計算書の前段で記載する評価条件についても,必要により再	
		掲する。	
		(記載例)	
		添付書類○○、○○の耐震計算書フォーマットに記載される評価条件	
		5. 強度評価結果	
		・ 評価結果, 許容値等を記載する。	
		6. 別添耐震計算書 (③) の記載要領	
		別添資料として作成する各耐震計算書は、基本的に以下の構成とする。ただし、該当がな	
		い項目については、記載不要とする。地震応答解析と応力評価 (または耐震評価) が一連の	
		評価となる場合等は、必要によりまとめて記載する。評価内容等に応じて、記載項目の順	
		字は前後する。	
		1. 概要	
		・ 上位文書である耐震評価の方針書の評価方針を引用し、耐震評価の目的及び範囲を	
		明確にする。	
		(記載例)	
		本資料は、別添資料〇〇「〇〇」に示すとおり、〇〇(個別施設)が基準地震動Ss	
		による地震力に対しても○○機能を維持するために、耐震性を有することを確認するも	
		のである。	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		2. 基本方針	
		・ 上位文書である耐震評価の方針書に示す構造計画のとおり、「2.1 位置(又は配置)」	
		及び「2.2 構造概要」を設定していることを記載する。	
		(記載例)	
		○○設備は,資料○○別添○○「○○」に示す構造計画のとおり,「2.1 位置(又は配	
		置)」及び「2.2 構造概要」を設定している。	
		2.1 位置 (又は配置)	
		・ 上位文書である耐震評価の方針書で設定している構造計画等を引用し、評価対象部	
		位の位置(又は配置)を記載する。	
		・ 位置によって評価条件が変更となるものは、評価対象の配置図を記載する。	
		2.2 構造概要	
		・ 上位文書である耐震評価の方針書で設定している構造計画等を引用し、構造図、部	
		位,寸法を記載する。	
		・ 評価対象部位が複数存在する場合は、代表の概要図を示す。本文に記載される部位	
		は、構造図中で明示する。	
		(記載例)	
		○○設備の構造は、別添○○「2.1 評価対象設備」に示す構造計画としており、○○	
		設備の構造計画を第○○表に,外観図を第○○図に示す。	
		2.3 評価方針	
		・ 上位文書である耐震評価の方針書で設定している荷重条件, 許容限界等を引用し, 評	
		価の方針として,「3. 地震応答解析」以降で実施する評価方法の内容を記載する。	
		2.4 適用規格	
		・ 個別評価に用いる適用規格を記載する。	
		3. 地震応答解析 (又は固有値解析)	
		3.1 基本方針	
		・ 上位文書である耐震評価の方針書で設定している解析方針を引用し,解析の流れが	
		分かるように,地震応答解析(又は固有値解析)の目的,考え方等を記載する。	
		3.2 解析方法 (又は固有振動数の計算方法)	
		・ 適用する解析方法,計算機プログラム(解析コード),適用寸法の考え方(公称値,	
		下限値等),実施した試験の内容等を記載する。	
		3.3 設計用地震力	
		・ 地震応答解析に用いる地震力,減衰定数等を記載する。減衰定数を引用する場合は,	
		引用元の資料名を記載する。	記載の適正化

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

:前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		・ 入力地震力に設計用床応答曲線を用いる場合は,機器の設置位置を記載する。	
		3.4 解析モデル及び諸元	
		・ 解析モデル、解析モデルの考え方、解析モデルの諸元、境界条件等を記載する。	
		3.5 地震応答解析結果 (又は固有値解析結果)	
		・ 地震応答解析(又は固有値解析)の結果(固有値,モード図,応力解析の入力となる	
		荷重,変位,加速度等)を記載する。	
		4. 応力評価 (又は耐震評価)	
		4.1 基本方針	
		・ 上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価方針を引用し、評価の流れが	
		分かるように, 応力評価(又は耐震評価)の目的, 考え方, 耐震クラス等を記載する。	
		4.2 評価対象部位	
		・ 上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価対象部位を引用し、詳細な評	
		価対象部位及び部位選定の考え方を記載する。	
		・ 同じ評価方法で評価する部位が複数あり、代表部位で記載する場合は、最も評価が厳	
		しくなる部位を選定していることを説明する。	
		4.3 荷重及び荷重の組合せ	
		・ 上位文書である耐震評価の方針書で設定している荷重及び荷重の組合せを引用し,	
		評価対象部位ごとの荷重及び組合せ荷重を具体的に記載する。	
		・ 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の荷重算出方法等を引用して記載す	
		る場合は、引用する内容が分かるように記載する。	
		・ 上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は,具体的に説明	
		する。	
		4.4 許容限界	
		・ 上位文書である耐震評価の方針書で設定している許容限界を引用し, 評価対象部位	
		ごとに許容限界を記載する。	
		・ 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の許容値等を引用して記載する場合	
		は、引用する内容が分かるように記載する。	
		・ 上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は,具体的に説明	
		する。	
		4.5 評価方法	
		・ 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の計算方法、計算式、解析手法等を引	
		用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。	
		・ 上位文書で設定していない個別の計算式,解析手法,試験結果等を用いて評価する場	
		合は、具体的に説明する。	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

:前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		・ 計算に使用する記号の定義を記載する。過去の工認資料の例にならい,記号の定義	
		は, 記号表として記載するか, あるいは当該式の下に記載する。	
		5. 機能維持評価	
		・ 上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価方針を引用し、解析の流れが	
		分かるように、機能維持評価の目的、考え方等を記載する。	
		5.2 評価対象部位	
		・ 上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価対象部位を引用し、詳細な評	
		(	
		5.3 許容限界	
		・ 上位文書である耐震評価の方針書で設定している許容限界を引用し、評価対象部位	
		ごとに許容限界を記載する。	
		・上位文書である耐震評価の方針書の機能維持方針を引用し、機能維持評価の方法を	
		記載する。具体的には、評価対象の応答加速度が、「5.3 許容限界」で示す機能確認	
		済加速度等の許容限界以下となることを確認する等を記載する。	
		6. 評価条件	
		・ 評価結果の妥当性を確認する上で必要となる,設計条件,評価用加速度,機器要目等	
		の評価条件を記載する。計算書の前段で記載する評価条件についても,必要により再	
		掲する。	
		(記載例)	
		添付書類:○○,○○の耐震計算書フォーマットに記載される評価条件	
		7. 強度評価結果	
		・ 許容限界, 耐震評価結果, 評価結果等を記載する。	

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	原子力発電所第2号機	備考
	7 工事計画記	恩可申請における添付図面の作成要領	
	1. 目的		
		二に添付要求のある添付図面(系統図、配置図、構造図)	
		性を図ることを目的として、添付図面の作成要領を策定	
	する。なお、記載例については、	別紙1に示す。	
	2. 添付図面を添付する対象範囲	作成する添付図面(系統図,配置図,構造図)を添付す	
	(1) 別表第二の個別の施設ことに る対象範囲は、次頁のとおりと		
		9 3。 を明示した図面 (以下,機器配置図) および主配管の配置	
	を明示した図面(以下、配管配置		
		備については、個別に選定する。	
	N I		
	対象設		
	重大事故等対処設備とし	配置図 配置図   配置図   で要目表に記載す   に関する   に対する   に関する   に関する   に関する   に関する   に対する   に対する	
	a a ( ( 既設含む ) ( ( 何 : 高圧代替注水系ポン	√1 #34-Y' 0 0 0 0	記載例の相違
	発電設備等)	(注1) (注2) (注2,3)	
	既設の設計基準対象施部 設備として使用するもの	で機器クラス区分	
	b が変更 (クラスアップ) 用条件が変更となるもの		
	(例:原子炉格納容器等		
	既設の設計基準対象施部 設備として使用するもの	で、既工事計画書	
	c に記載がないもの。 (例:SA主ラインに影	(3±1)	
	がし弁) 既設の設計基準対象施部	か 番大事 放笠 対処	
	設備として使用するもの	で、既工事計画書	
	d に記載があり、設計基準 仕様から変更のないもの	(注1) (注2) (注2,3)	₹ # M の 和 字
	(例: 残留熱除去系ポン 設計基準対象施設のうち	新規制対象として	記載例の相違
	e 新たに要目表に記載する	もの ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
	(例: 火災防護設備、浸 耐震基準変更等に伴う割	価対象設備を要目 × × ×	
	をとして再掲するもの 要目表の記載の適正化の	(注 4)	
	g (例:別表改正にあって もの)	T, 手続き対象外の × × × ×	
	設計基準対象施設で改造		記載の適正化
	の(機器の撤去・廃止を	除(注 3)	
	i 撤去・廃止設備	O	

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機 備考
		(注 1) 重大事故等対処設備における主配管系統図を添付する。また,重大事故等対処設備
		と設計基準対象施設との関係性を示すため、設計基準対象施設における主配管系統図につ
		いても添付する。
		(注 2) 既工事計画書に添付図面の記載があるものについては、図面自体は添付せず添付図
		面の目次に許認可情報(「認可(届出)年月日」,「認可(届出)番号」および「添付図面名
		称」) を記載する。ただし、クラスアップした範囲および今回のSA申請範囲のうち、これ 既工事計画書に記載がある図
		まで工事計画の手続きを必要としなかった範囲での配管ルートの変更を行った箇所につい 面に関するルールの明確化
		ては図面を添付する。
		(注3) 構造図には,主要寸法を記載する。なお,別表第二下欄で要求される構造図のうち
		記載すべき主要寸法がない設備(計測装置等)については、説明書にて示す。
		(注 4) 耐震Sクラス設備およびBクラス共振の系統図については,対象範囲確認のため,
		別途社内資料として作成する。
		(2) 基本設計方針にのみ記載する設備の扱い
		a. 基本設計方針にのみ記載する設備の図面については,別表第二上で要求される「添付
		図面」としては添付せず、当該設備が関連する説明資料で必要により図示するものと
		する。
		(3) 兼用設備の添付図面の添付について
		a. 兼用設備 (基本設計方針にて兼用先を記載するものを含む) に係る添付図面の添付対
		象について、以下に示す。
		系統図 機器配置図 配管配置図および構造図
		主登録 兼用 主登録 兼用 主登録 兼用
		○       ○       ○       ×         使用する系統ごとに兼       主登録する       主登録する       主登録側と配管配
		用範囲を含めて記載 施設(設備) する施設 施設(設備) 置及び構造は同様
		し、添付する。 に添付す (設備)ご に添付す であることから添
		なお、図中に当該設備       る。       とに添付       る。       付しない。         (系統)における主配管       する。       ルールの相違(主配管についる)
		を大線で示す。       て、太線による識別を行う)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		(4) 公差表の添付について	
		a. 配置図および構造図を添付する設備のうち、要目表の変更後に主要寸法が記載される 設備について公差表を添付する。なお、一部の設備については以下のとおりとする。	
		(a) 既工事計画書にて認可を受けている範囲内にある設備については公差表を添付しな	
		い。(DBクラス3からSAクラス2~クラスアップした配管の継手のうちDBで認	公差表を添付しないルールの
		可を受けた温度圧力条件から変更のないもの)	明確化
		(b) 設計段階で主要寸法の寸法公差が設定されていない設備については,公差表を添付し	AT HELL
		た上で「規定しない」旨を記載する。(浸水防護堰等)	
		(c) 可搬型重大事故等対処設備の主要寸法のうち概略寸法を記載している箇所については	
		「概略寸法のため規定しない」旨を記載した上で,寸法公差を設定しない。(車両寸	
		法等)	
		(d) 安全弁・逃がし弁の「呼び径」については,性能または構造強度等の評価に係らない	
		ことから,公差表は添付しない。	
		(e) 公差は技術基準適合の閾値であることから,要目表の記載値に「○○以上」と評価上	
		の最小値を記載している場合は公差表を添付しない。	
		(例:安全弁・逃がし弁のリフト量,主要弁の弁箱厚さおよび弁蓋厚さ等)	
		3. 添付図面の記載方法	
		(1) 共通事項	
		a. 別表第二の施設(系統)区分ごとに添付図面を作成する。	

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		(例:核燃料取扱施設及び貯蔵施設,原子炉冷却系統施設,計測制御系統施設,…)	
		b. 資料の構成は、別表第二の記載順に施設(系統)ごとに作成し、添付図面の目次により、	
		添付する図面を明確化する。	
		(2) 系統図	
		a. 重大事故等対処設備 (SA) の主たる流路を示す系統図を添付する。	
		また、そのSAの主たる流路と設計基準対象施設(DB)の主たる流路との切り替え性	
		を示すために、DBの主たる流路を示す系統図を添付する。	
		(2/13:①, 3/13:① 参照)	
		b. DB系統図、SA系統図とも設備(系統)区分ごとに作成する。	
		SA系統図は、当該設備区分における主配管(主たる設備区分の主流路の範囲)を太線	
		で示す。このときSA(DB拡張を含む)系統図は水源から注入先まで流路を含めて工認	て,太線と細線による識別を行
		申請対象となるため、該当する主配管は全て太線で示す。	5)
		(例:PCV貫通部,PCVスプレイヘッダ 等)	
		なお、当該系統における機器および主配管外の配管は細線で示し、他系統の機器および	
		配管は破線で示す。	
		(2/13:234, 3/13:2, 4/13:①参照)	
		c. 主要弁・安全弁・逃がし弁および主配管の区分弁については、弁番号を記載する。	ルールの相違(弁番号を記載す
		(4/13:②③, 5/13:①参照)	ることにより明確化する)
		d. DB, SAの「計測制御系統図」については,申請対象計測器を破線で囲むことで,	
		示すものとする。	
		(6/13:①参照)	
		(0/ 10 · 09/m/	
		e. 技術基準規則第 54 条の重大事故等対処設備に要求される切り替え性,接続先の規格の	
		e. 技術基準規則第 54 条の重人事成等対処設備に要求される切り替え性、接続元の規格の 統一、複数の異なる場所への接続口の設置要求に対する記載方法については、以下に示	
		就一、複数の異なる場所への接続目の設直要水に対する記載方法については、以下に示す。	
		9.0	

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		(a) 切り替え性	
		設計基準対象施設との切り替えを行う弁については、弁番号を記載する。	ルールの相違(弁番号を記載す
		(7/13:①参照)	ることにより明確化する)
		(b) 接続先の規格の統一	
		可搬型設備の接続箇所について、接続先が統一された形状等であることが分かるよう	
		に、接続方式、呼び径およびボルト本数等の仕様について記載する。	
		(3/13:③参照)	
		( ) 用为人相可。 の物体口部開	
		(c) 異なる場所への接続口設置 接続先を2箇所に分散配置する場合,接続先となる場所名を図面上に記載する。	名称の相違
		接続元を2 箇別に万敗配直9 3 場合,接続元とは3 場別名を図面上に記載9 3。 (例:原子炉建屋 東側,原子炉建屋 北側)	4 体の相選
		(3/13:4参照)	
		(6) 10. (2)	
		f. 主配管の要目表に「分岐点」または「合流点」の名称がある場合は,系統図の該当箇	
		所に、引き出し線を用いて、要目表と同一名称を記載する。	
		g. 申請する主配管の分岐部のうち、枝管が主配管に該当しない場合は、枝管の仕様を記載	
		する。(ただし、ベント・ドレン・計装配管を除く)	
		(2/13:⑤参照)	
		h. 撤去・廃止設備は、撤去・廃止する範囲を系統図上に マークで明示する。	
		(13/13:①参照)	

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		(計装配管でない (計装配管等)	図面のシンボルの相違
		(3) 機器配置図 a. 共通事項 (a) 機器配置図に記載する機器の名称および保管場所・取付箇所は要目表の記載と合わせる。 (b) 一つの機器で、「機器本体」と「附属機器」の要目表がある場合は、「機器本体」の配置を機器配置図に記載し、附属機器は「機器本体」と同一の取付箇所であることを注記にて記載する。 (8/13:①参照)	記載の適正化
		(c) 屋外に配置している機器については、要目表に記載する取付箇所の記載内容に 0.P. ○ mを記載する。ただし、津波の影響を考慮する機器は、平成 2 3年 3月 1 1日に発生した東北地方太平洋沖地震による地殻変動に伴い、牡鹿半島全体で約 1m の地盤沈下が発生していることを考慮した設計とし、地盤沈下量を考慮した高さである旨、注記で記載する。(例:「防潮堤の天端高さ」) (9/13:①参照)	フロアレベル基準面表記の相 違 津波の影響を考慮する機器に ついて,女川固有の事項として ルール化
		(d) 建屋内に配置している機器で、機器配置図に記載しているフロアレベルと当該機器の設置レベルが異なる場合は、機器名称の後に 0. P. Om を記載する。	フロアレベル基準面の相違 津波高さに係る評価に用いて いる設備も 0.P.で表記するた め東海第二と同様のルールは 不要

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		b. 常設設備	
		(a) 常設設備の取付箇所については,同一の設備(系統)区分の機器を,フロア別にまと	
		めた記載とする。	
		c. 可搬型設備	
		(a) 屋外の可搬型設備の保管場所については,図中に全ての保管場所を明示する。	
		(9/13:②参照)	
		(1) マ柳利和供の男人体でいしゃ用が用できまいでは、同一の礼体(えな) マハの後田・	
		(b) 可搬型設備の取付箇所および保管場所については、同一の設備(系統)区分の機器を はいめた記載します。ただし機器が名称もり、100回天で限せられた場合は複数の図	複数の図面に分けることを可
		まとめた記載とする。ただし機器が多数あり、1つの図面で収まらない場合は複数の図 面に分けることも可とする。	複数の図面に分りることを可能とするルールを明確化
		□に力けることも引とする。 (9∕13:③参照)	配とするが がを別惟口
		(V/ 10 · O/P/M)	
		d. 設計基準対象施設と重大事故等対処設備との位置的分散について	
		(a) 設計基準対象施設と重大事故等対処設備との位置的分散は、機器配置図としては、対	
		象となる機器名称を記載するのみとし、具体的な位置的分散についての説明は、添付書	
		類「VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性	
		に関する説明書」の資料中に,その「対象設備」や位置的分散について表などを用いて	
		示すこととする。	
		(4) 配管配置図	
		a. 配管配置図に記載する配管(常設および可搬型の放水砲等)の外径,厚さおよび材料は エロまの記載し合わせる	
		要目表の記載と合わせる。	海第二と同様のルールは不要
		b. 兼用設備側の配管配置図については主登録側と配管配置および構造は同様であること	ルールの相違
		から添付しない。	(主登録側の図面に兼用する
			旨の記載はしない)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		c. 重大事故等対処設備として使用する既存の設備のうち, 既工事計画書に図面の記載があ	
		るものについては,配管配置図自体は添付せず,添付図面目次に該当する設備の許認可	
		情報(「認可(届出)年月日」,「認可(届出)番号」および「添付図面名称」)を記載する。た	
		だし,クラスアップの範囲については図面を添付する。	
		d. 配管図の記載要領については以下のとおりとする。	
		(a) 配管は呼び径に関わらず、単線にて表示する。	
		(b) 接続先表示は、次のものとする。	
		① 同一系統において,別図面に記載する場合は,接続先の図面の図面番号を記載する。	
		② 接続先が他系統になる場合は、相手側を破線にて記載し、系統名または機器名称を記	
		載する。	
		③ 同一系統において、同図面に記載する場合は、各々の接続先にアルファベット記号	
		(小文字) を付け、記載する。	
		[作成例]	
		①項の場合	
		(その2) ~機校 シート番号 (その1)	図面のシンボルの相違
		原子炉治却材浄化系へ	
		場所的に系統名称を書くことが困難な場合は、細線にて引出し線を書き、系統名称を記	
		載する。	
		③項の場合	
		"a" 〜接続 "a" より接続	図面のシンボルの相違

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		(c) ルート表示は, 次によるものとする。	
		クラス1および2配管については、継手を表示する。	
		① 曲げ部	
		平面図、立面図でのエルボ・曲げ管の区別は下図による。	
		クラス1およびクラス2配管以外ではその区別をせず、下図の曲げ管の場合による。	
		エルボの表示を 示す。	図面のシンボルの相違
		② 分岐部 ティー、管台の区別は下図による。クラス1およびクラス2配管以外ではその区別をせず、下図の管台の場合による。	
		③ レジューサ 下図の表記を行い,同芯,偏芯の区別は行わない。	
		水平管に取り付く場合       立ち上がり管に取り付く場合 (レジューサの上方が小径満側 のとき)       立ち上がり管に取り付く場合 (レジューサの下方が小径端側 のとき)	図面のシンボルの相違
		④ 配管が重なる箇所の表示 上の配管 上の配管	
		⑤ キャップ <b>→</b> D	

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		⑥ 閉止板	
		⑦ カップリング	
		(d) 主流路を構成しない分岐部は次のように記載する。	
		(ティー)	
		(ディー) 主流路	
		エ事計画に記載される 工事計画に記載されないテティーがある場合 イーがある場合 (クラス および2) (クラス および2以外) 注1:工事計画に記載の管継手であり、主流路でない場合は破線(細線)とする。	
		(管台) 主流路	
		(5) 構造図	
		a. 構造図の図中に主要寸法を記載する。 (10/13:①参照)	
		b. 複数の施設または設備(系統)区分で兼用する設備の構造図は、兼用先の図面には添付しない。	ルールの相違 (主登録側の図面に兼用する
			旨の記載はしない)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		c. 重大事故等対処設備として使用する既存の設備のうち, 既工事計画書に図面の記載が	
		あるものについては、構造図自体は添付せず、添付図面の目次に該当する設備の許認可	
		情報(「認可(届出)年月日」、「認可(届出)番号」および「添付図面名称」)を記載す	
		<b>ప</b> .	
		d. 非常用電源設備の「内燃機関」に関する記載方法について,その設備に附属する要目	
		表記載機器(調速装置、非常調速装置等)の取付け位置がわかるように図中に記載す	
		<b>ప</b> 。	
		(11/13:①参照)	
			DIM なむかとご144
		4. 別紙	別紙名称を記載
		別紙1:記載例	
		力引起、1 . 前上華文 79	
			記載例は省略
		フーロリタ瓜 1	グランドルール上の別紙番号
		7-別紙 1	の附番方法の相違
		記載例	
		山口春秋万寸	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		8 共用設備の工認書類の扱いについて	
		1. 要旨	
		共用設備の工認書類への記載方針について以下に纏める。	
		2. 記載方法	
		2.1要目表への記載	
		「共用設備」の名称、仕様等の表記方法については、「2 工事計画認可申請における要目	
		表の作成要領」に従う。	
		2.2 基本設計方針への記載	
		2.2 基本設計方針への記載 (1)「要目表対象設備」を「基本設計方針」へ記載する場合の表記方法は「2工事計画認可	
		(1) 「安日教列家設備」を「基本設計力到」、記載りる場合の表記力伝は「2工事計画記引申請における要目表の作成要領」に従う。	
		(例)	
		女川第2号機,第3号機発電所共用の設備を基本設計方針に記載する場合	
		「●●ポンプ (第2,3号機共用)」	発電所名称の相違
		(3) 2, 6 (7) (8) (1)	JUNE NO PROPERTY OF THE PROPER
		(2)「基本設計方針にのみ記載する設備」は、要目表と記載を整合させるため、原則とし	
		て、要目表の記載ルールに従う。具体的な記載ルールは以下のとおり。	
		a.「常設設備」の記載について	
		(a) 申請する号機と設備登録号機が同じ場合は,「(第●,▲号機共用)」と記載し、申請す	
		る号機と登録号機が異なる場合は、「(第●号機設備、第●、▲号機共用)」と記載する。	表現の相違(KK7 反映)
		さらにこれに加え、設置場所を明確化するために設備を設置する号機を共用の記載のあ	
		とに記載する。	
		【基本的な記載パターン】	II Francisco de la companya de la co
		●●ポンプ (第●号機設備, 第 1, 2 号機共用, 第●号機に設置) *2	共用設備の記載ルールを明確
		↑	化
		「登録号機*1」 「共用する号機」 「設備を設置する号機」	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし) :前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		注記*1:申請号機と登録号機が同じ場合は、「登録号機」は記載しない。	
		*2:登録情報を列記することで煩雑な表記となる場合は,「」(カギカッコ)で区切	
		り、識別するものとする。	
		(b) 既設の第2,3号機排気筒支持構造物については、所属号機が複数号機(第2,3号機)	設備構成の差異による。
		にまたぐことから,以下の記載とする。	(第2,3号機設備,第2,3号機
		「排気筒支持構造物(第 2, 3 号機設備,第 2, 3 号機共用)」	共用である「排気筒支持構造
			物」にのみに適用される記載ル
			ールを明確化)

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考	
		b. 可搬型設備の記載について 女川原子力発電所第2号機可搬型設備の場合は、「(第1,2号機共用)」等と記載する。 さらに、保管場所を明確化するために設備を保管する号機を記載する。	発電所名称の差異。	
		【基本的な記載パターン】 可搬型計測器(第●号機設備,第●,▲号機共用,第●号機に保管)  「登録号機*1」「共用する号機」「設備を保管する号機」	発電所名称の差異	
		注記*1:申請号機と登録号機が同じ場合は、「登録号機」は記載しない。	可搬型設備の記載方法の明確化。	
		(3) 文章中に同じ設備が複数回登場する場合の記載について a. 文章中に同じ設備が複数回登場するものについては,「初めて」文章中に登場した箇所		
		にのみ「共用」の記載をし、その後の文章に登場する箇所については「共用」の記載を 行わない。 また、初めて登場する「共用」の記載には「(以下同じ。)」を付記して、それ以降の文章 では「共用」の記載が繰り返し登場しないことを示す。なお、この「繰り返し登場しな いこと」を示す記載は、施設単位で有効とする。		

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		(例) 原子炉冷却系統施設	
		$\triangle$ $\triangle$ ポンプ (第 $1,2,3$ 号機共用 (以下同じ。)) は, $\Box$ $\Box$ として使用する。なお, $\triangle$	名称の相違
		△ポンプの設置数は…	
		(4) 設備リストにおける共用の取りやめの記載について	共用取りやめる設備があるた
		第 1,2 号機共用設備について、今回の手続きにて第 2 号機のみ共用の取りやめを行う設	め、ルールを明確化。
		備は、第2号機として技術基準規則への適合確認が不要であるため設備リストに記載しな	
		ν'n	
		(5) 識別のために記載する特殊な例	
		a. 設備仕様を明確にするための情報(個数,計測範囲等)等を記載する必要があるものは,	
		それらの情報を「共用」の後に記載する。	
		例)	
		可搬型計測器 (「第 1, 2 号機共用,第 1 号機に保管」(個数△ (予備▲),計測範囲 ***~	名称の相違
		*** mSv/h))	
		2.3 適用基準及び適用規格	
		適用基準及び適用規格については、共用であることを踏まえて、共用設備に適用する基	発電所名称の相違
		準/規格は、女川原子力発電所で同じ基準及び規格を記載する。	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし) :前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		2.4 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する事項	法令改正に伴う記載の適正化
		設計および工事に関する事項であり、他号機と共用する設備は、女川 2 号機の <mark>設計及び</mark>	発電所名称の相違
		工事に係る品質マネジメントシステムに関する事項を記載する。	
		2.5 添付書類	
		添付書類への「共用設備」の表記方法は、原則として、要目表および基本設計方針と同じ	
		記載方法とする。	<b>计</b>
		ただし、設備が設置される建屋(基礎含む)や配置に評価が依存する「VI-2 耐震性に関	
		する説明書」および「VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下に おける健全性に関する説明書」については、「共用」の有無によって評価結果が左右されな	171) ( V → VI)。
		いことから、資料中に登場する設備名称に「共用」の記載は行わないものとする。	
		V.ことがり,具件下に並勿りる以間右がに「共用」の此戦は1147はV.もV/とりる。	

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし)

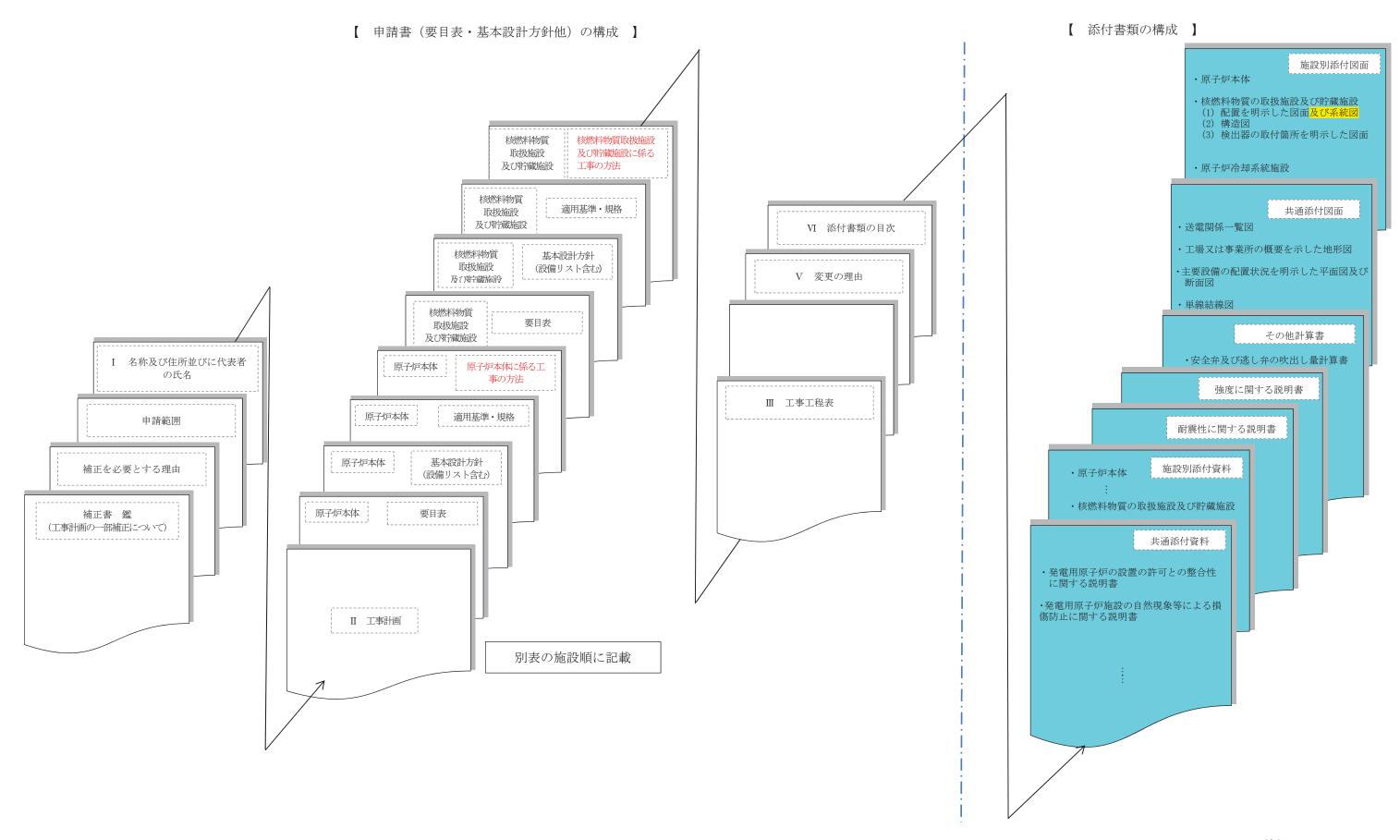
: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考

緑字:記載表現,設備名称等の相違(実質的な相違なし) :前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(R1.6.13提出版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		3. 添付図面の添付方針について	
		添付図面に記載する号機は,本文(要目表,基本設計方針)を参考に記載する。	発電所名称の相違
		(1) 各施設の個別図面について	
		要目表に記載する設備の添付図面の添付方針は、「7. 工事計画認可申請における添付	
		図面の作成要領」に従うものとする。	

工事計画認可申請(補正)書の書類構成について





#### 兼用先の要目表(主配管)の例

			変更前							変更後				
	名称	最高使用 圧 力 (MPa)	最高使用 温 度 (°C)	外 径*1 (mm)	厚 さ*2 (mm)	材料		名 称	最高使用 圧 力 (MPa)		外 径*1 (mm)	厚 さ*2 (mm)	材	料
			-					原子炉圧力容器 ~ 残留熱除去系原子炉停止時冷 却モード吸込配管分岐点 *3 残留熱除去系原子炉停止時冷 却モード吸込配管分岐点 ~ E11-F014A, B	3.1 原子炉	却系統施設 5冷却材再循環 逐子炉再循環系 配管(常設)				
	**4 E11-F014A ~ 原子炉格納容器配管貫通部 (X-33A)	8.62*5	302	355. 6 *6 355. 6	(23. 8) *6 (23. 8)	STS42 *6 STS42		変更なし	変更なし 10.34* <sup>7</sup>	変更なし 315* <sup>7</sup>		変更なし		_
			_					*8 原子炉格納容器配管貫通部 (X-33A)	7. 原子炉格 7.1 原子炉 (4) 原子 に記載する。	格納容器	2管貫通部及び電	気配線貫通部		
残留熱除去系	#4 原子炉格納容器配管貫通部 (X-33A) 〜 サブレッションチェンバ出口 配管A系合流点	1. 37*5	186	355. 6 355. 6 355. 6 355. 6 216. 3*10	*6 STS410  *6 (11.1) STS42  355.6 (11.1)  355.6 (11.1) STS410			残留製 除法去 変更なし						
	**II 残留熱除去系ストレーナ(A) ~ 原子炉格納容器配管貫通部 (X-214A)	-[427] (kPa)	104	508. 0 508. 0 508. 0	8. 5*10 (9. 5) 8. 5*10 (9. 5) 8. 5*10 (9. 5)	*12 SM41C		*13 残留熱除去系ストレーナ(A) ~ 原子炉格納容器配管貫通部 (X-214A)	変更なし ー[854]* <sup>7</sup> (kPa)	変更なし 200* <sup>7</sup>		変更なし		
						32		**。  「原子炉格納施設  「京子炉格納容器  「京子炉格納容器  「京子炉格納容器  「北子炉格納容器  「北子炉格納容器  「北子炉格納容器  「北子炉格納容器  「北子炉格納容器  「北田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・						_
	*14 原子炉格納容器配管貫通部 (X-214A)	427*5 (kPa)	104	508. 0 508. 0	8. 5*15 (9. 5) 8. 5*15 (9. 5)	\$6 \$GV42 \$GV42		*13 原子炉格納容器配管貫通部 (X-214A)	変更なし 854* <sup>7</sup> (kPa)	変更なし 200* <sup>7</sup>		変更なし		
	(A-214A) ~ サプレッションチェンバ出口 配管A系合流点	1.37*5	186	508. 0 *6 508. 0	8. 5*15 (9. 5) *6 8. 5*15 (9. 5)	\$16 SGV410 \$6, \$16 SGV410		ペープリストライン ペート サプレッションチェンバ出口配管A系合流点			変更なし			

【中略】

注記\*1:外径は公称値を示す。

\*2 : (、)内<u>は今</u>監値を示す。 \*3 : 本<u>設備は、既存の原子炉冷却材再循環設備(原子炉再循環系)であり、残留熱除去設備(残留熱除去系)として本工事計画で兼用とする。</u> \*4 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「原子炉再循環系から残留熱除去系ポンプ入口配管まで」と記載。

\*5 : S I 単位に換算したものである。

\*6:エルボを示す。既工事計画書にはエルボを含めた管仕様を記載しているため、記載の適正化を行う。

\*8:本股備は、既存の原子炉格納施設のうち原子炉格納容器(配管貫通部)であり、原子炉冷却系統施設の残留熱除去設備(残留熱除去系)として本工事計画で兼用とする。

			第二発電所			女川原子力	発電所第	2号機		
施設区分	No.		今回の添	気付の有無			今回の添	付の有無		差異理由
		添付書類名称	DB	SA	添付書類の添付の考え方	添付書類名称	DB	SA	添付書類の添付の考え方	
	1					送電関係一覧図	0	×	保安電源設備等の基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。	-
	2					急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限 工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する 法律第二条第一項に規定するものをいう。以 下同じ。)の崩壊の防止措置に関する説明書	×	×	急傾斜地崩壊危険区域の対象がないため添付しない。	_
	3					工場又は事業所の概要を明示した地形図	0	×	発電所敷地境界、炉心位置を示した地形図であるが、施設時から変更を行っていないため新規制基準対応に合わせて添付する。	_
	4					主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図	0	0	設計基準対象施設の基準変更箇所への適合性及び 重大事故等対処設備の要求事項への適合性説明の ため添付する。	-
	5					単線結線図(接地線(計器用変成器を除く。) については電線の種類、太さ及び接地の種類 も併せて記載すること。)	0	0	設計基準対象施設の基準変更箇所への適合性及び 重大事故等対処設備の要求事項への適合性説明の ため添付する。	_
	6					新技術の内容を十分に説明した書類	×	×	技術基準規則及びその解釈に基づかない設備を施 設しないため添付しない。	-
各発電用原子炉施設に共	7					発電用原子炉施設の熱精算図	×	×	原子炉熱出力、蒸気ターピン系のヒートバランスに係 る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添 付しない。	_
通(1/2)	8					熱出力計算書	×	×	原子炉制御系,原子炉熱出力に係る技術基準規則 及びその解釈に変更はないため添付しない。	-
	9					発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書	0	0	設置変更許可の許可事項が、工事計画としての認可事項として記載されていること及びそれらの技術 基準適合性の確認のため添付する。	_
	10					排気中及び排水中の放射性物質の濃度に関する説明書	×	×	通常運転時における排気中及び排水中の放射性物質の濃度に係る技術基準規則及びその解釈に変更 はないため添付しない。	_
	11					人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工場又 は事業所内の場所における線量に関する説 明書	×	×	人が常時勤務する中央制御室、事務所等における 線量に係る技術基準規則及びその解釈に変更はな いため添付しない。	_
	12			発電用原子炉施設の自然現象等による損傷 の防止に関する説明書	0	0	外部からの衝撃による損傷の防止、津波による損傷 の防止に関する技術基準変更箇所の適合性を説明 するため添付する。	-		
	13					放射性物質により汚染するおそれがある管理 区域(第二条第二項第四号に規定する管理区域のうち、その場所における外部放射線に係 る線量のみが同号の規定に基づき告示する線 量を超えるおそれがある場所を除いた場所を いう。)並びにその地下に施設する排水路並び に当該排水路に施設する排水路設備及び 放射性物質を含む排水を安全に処理する設 備の配置の概要を明示した図面	×	×	放射性物質により汚染するおそれがある管理区域及びその地下に施設する一般排水路(湧水等), 廃棄物処理系統の放出ラインの配置及び監視, 放射性物質を安全に処理する設備に係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。	-

			東海	第二発電所			女川原子:	力発電所第	2号機	
施設区分	No.	添付書類名称	今回の湯	気付の有無	添付書類の添付の考え方	添付書類名称	今回の添	付の有無	添付書類の添付の考え方	差異理由
	14		DB	SA		取水口及び放水口に関する説明書	DB O	SA O	設計基準対象施設として取水機能及び重大事故等の収束に必要となる水の供給設備として海水を利用することからその取水機能を説明するため添付する。	_
	15					設備別記載事項のうち、容量又は注入速度、 最高使用圧力、最高使用温度、個数、再結合 効率、加熱面積、伝熱面積、揚程又は吐出圧力、原動機の出力、外径、閉止時間、漏えい 率、制限流量、落下速度、駆動速度及び挿入 時間、効率、吹出圧力、傾性定数、回転速度 半減時間、慣性モーメント、設定破裂圧力並び に設計温度の設定根拠に関する説明書	0	0	機器等に要求される仕様設定根拠について説明するため添付する。	-
	16					環境測定装置(放射線管理用計測装置に係る ものを除く。)の構造図及び取付箇所を明示し た図面	0	0	津波監視設備の構造図及び取付箇所、代替気象観測設備の構造及び取付箇所を説明するため添付する。	_
	17					クラス1機器(技術基準規則第二条第二項第 三十三号ロに規定するクラス1機器をいう。) 及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に 関する説明書(クラス1機器にあっては、支持 構造物を含めて記載すること。)	0	×	原子炉冷却材圧力パウンダリの拡大部分の応力腐 食割れ対策に関する適合性を説明するため添付す る。	-
各発電用原子炉施設に共 通(2/2)	18					安全設備(技術基準規則第二条第二項第九号に規定する安全設備をいう。)及び重大事故等対処設備(設置許可基準規則第二条第二項第十四号に規定する重大事故等対処設備をいう。)が使用される条件の下における健全性に関する説明書	0	0	原子炉冷却材圧力パウンダリの拡大部分等及び重 大事故等対処設備が使用される環境条件等、発電 所への立ち入りの防止についての適合性を説明する ため添付する。	-
	19					発電用原子炉施設の火災防護に関する説明 書	0	0	火災による損傷防止の基準変更箇所への適合性を 説明するため添付する。	-
	20					発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	0	0	溢水等による損傷防止の基準追加箇所への適合性 を説明するため添付する。	-
	21					発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等 の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する 説明書	0	0	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備のタービンミサイル・配管破断防護設計についての適合性 を説明するため添付する。	_
	22					通信連絡設備に関する説明書及び取付箇所 を明示した図面	0	0	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備に関する基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。	-
	23					安全避難通路に関する説明書及び安全避難通路を明示した図面	0	0	安全避難通路等の基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。	_
	24					非常用照明に関する説明書及び取付箇所を明示した図面	0	0	非常用照明の基準変更箇所への適合性を説明する ため添付する。	_

			東海	第二発電所			2号機			
施設区分	No.	添付書類名称		付の有無	添付書類の添付の考え方	の添付の考え方 添付書類名称	今回の添		添付書類の添付の考え方	差異理由
	25		DB	SA		耐震性に関する説明書	O DB		地震による損傷の防止の基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。(置大事故等対処散備としての評価については兼用先の要求)	本表における星取りの考え方の相 遠 (原子炉本体の施設区分としては SA登録ではないが、兼用先の要求 でSAとしての評価を行っているた め、明確化のため〇とした)
	26					強度に関する説明書	×		対象施設に係る技術基準規則及びその解釈に変更 はないため添付しない。(置大事故等対処設備とし ての評価については兼用先の要求)	本表における星取りの考え方の相 連 (原子炉本体の施設区分としては SA登録ではないが、兼用先の要求 でSAとしての評価を行っているた め、明確化のため〇とした)
	27					構造図	×		既工事計画にて提出済みであるため既工事計画書 の読み込みしたリストを添付する。(兼用先の要求)	_
原子炉本体	28					燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐食性その 他の性能に関する説明書	×	×	燃料体に対して、技術基準規則に変更はないため 添付しない。	法令改正により追加
	29					原子炉本体の基礎に関する説明書及びその 基礎の状況を明示した図面	0	0	地震による損傷の防止の基準変更箇所への適合性 を説明するため添付する。(重大事故対処設備として の評価については兼用先の要求)	-
	30					監視試験片の取付箇所を明示した図面	×		監視試験片の取付箇所に係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。	_
	31				原子炉(圧力)容器の脆性破壊防止に関する 説明書	0		設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として 適合性を説明するため添付する。	_	
	32					_	-	-	_	法令改正により削除

					東海	第二発電所			女川原子が	2発電所第	2号機	
施設区分	No.	添付書類名称	今回の添	付の有無	添付書類の添付の考え方	添付書類名称	今回の添	付の有無	添付書類の添付の考え方	差異理由		
		你们看想有例	DB	SA	旅り音類の旅りの	冰竹音烛石竹	DB	SA	旅り音級の旅りの考え力			
	33					核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図	×	0	重大事故等対処設備としての要求事項を満たす配置及び系統であることを説明するため添付する。	改造工事の有無による相違		
	34					耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて 記載すること。)	0	0	地震による損傷の防止の基準変更箇所及び重大事故等対処設備としての地震による損傷防止に対する 適合性を説明するため添付する。	_		
	35					強度に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	×	0	重大事故等対処設備としての材料・構造に関する適合性を説明するため添付する。	改造工事の有無による相違		
	36					構造図	×	0	重大事故等対処設備としての要求事項を満たす構造であることを説明するため添付する。	改造工事の有無による相違		
	37					使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを 監視する装置の構成に関する説明書、検出器 の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲 及び警報動作範囲に関する説明書	0	0	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備としての要求事項を満たすことを説明するため添付する。	_		
	38					使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する 装置の構成に関する説明書、検出器の取付 箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報 動作範囲に関する説明書	×	×	対象施設に係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。	_		
核燃料物質の取扱施設及 び貯蔵施設	39					燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び使用済 燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しな いことに関する説明書	×	0	使用済燃料貯蔵設備の重大事故等時における未臨 界性について説明するため添付する。	_		
	40					燃料体等又は重量物の落下による使用済燃 料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使 用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する 説明書	0	×	燃料対等又は重量物落下による使用済燃料貯蔵槽 等の機能喪失防止等に対する適合性を説明するた め添付する。	_		
	41					使用済燃料運搬用容器、使用済燃料貯蔵槽 及び使用済燃料貯蔵用容器の冷却能力に関 する説明書	×	0	使用済燃料貯蔵槽の重大事故等時における冷却能 力について説明するため添付する。	_		
	42					使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関す る説明書	×	0	使用済燃料貯蔵槽の重大事故等時における遮蔽能 カについて説明するため添付する。	_		
	43					使用済燃料運搬用容器の放射線遮蔽材及び 使用済燃料貯蔵用容器の放射線遮蔽材の放 射線の遮蔽及び熱除去についての計算書	×	×	対象施設に係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。	_		
	44					兼用キャスクにあっては、外運搬規則第二十 一条第二項の規定による容器の設計に関す る原子力規制委員会の承認を受けたことに 関する説明書	×	×	兼用キャスクは保有していないため添付しない。	法令改正により追加		
	45					_	-	-		法令改正により削除		

			東海	第二発電所			女川原子	力発電所第	- 2号機	
施設区分	No.		今回の添	付の有無			今回の添	付の有無		差異理由
		添付書類名称	DB	SA	添付書類の添付の考え方	添付書類名称	DB	SA	添付書類の添付の考え方	
	46		•			原子炉冷却系統施設に係る機器の配置を明 示した図面及び系統図	0	0	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として の要求事項を満たす配置及び系統について説明す るため添付する。	_
	47					蒸気タービンの給水処理系統図	×	×	蒸気タービンの給水処理系統に係る技術基準規則 及びその解釈に変更はないため添付しない。	_
	48					耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	0	0	地震による損傷の防止の基準変更箇所及び重大事故等対処設備としての適合性を説明するため添付する。	_
	49					強度に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	0	0	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として の材料・構造に関する適合性を説明するため添付す る。	_
	50					構造図	0	0	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として の要求事項を満たす構造であることを説明するため 添付する。	_
	51					原子炉格納容器内の原子炉冷却材又は一次 冷却材の漏えいを監視する装置の構成に関す る説明書、検出器の取付箇所を明示した図面 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する 説明書	0	×	原子炉冷却材圧カバウンダリの拡大に伴い、その拡大によっても漏えい検知が可能であることについて 説明する。	_
	52					蒸気発生器及び蒸気タービンの基礎に関する 説明書及びその基礎の状況を明示した図面	×	×	蒸気タービンに対して、技術基準規則に変更はない ため添付しない。	_
原子炉冷却系統施設	53					流体振動又は温度変動による損傷の防止に 関する説明書	0	×	原子炉冷却材圧力パウンダリ拡大部分に対する流体振動又は温度変動による損傷防止への適合性を 説明するため添付する。	_
	54					非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備 のポンプの有効吸込水頭に関する説明書	×	0	重大事故等対処設備としての要求事項を満たすことを説明するため添付する。	_
	55					蒸気タービンの制御方法に関する説明書	×	×	蒸気タービンの制御方法に係る技術基準規則及び その解釈に変更はないため添付しない。	_
	56					蒸気タービンの振動管理に関する説明書	×	×	蒸気タービンの振動管理に係る技術基準規則及び その解釈に変更はないため添付しない。	_
	57					蒸気タービンの冷却水の種類及び冷却水とし て海水を使用しない場合は、可能取水量を記載した書類	×	×	蒸気タービンの冷却水の種類及び冷却水としての海水使用に係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。	_
	58					安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書(パネ式 のものに限る。)	0	0	重大事故等対処設備としての要求事項を満たすことを説明するため添付する。設計基準対象施設に関しては、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(別表第二)の改正に伴い添付する。	_
	59					_	-	-	_	法令改正により削除

			東海	第二発電所			女川原子:	力発電所第	<del>-</del> 2号機	
施設区分	No.	and the state of the	今回の湯	付の有無			今回の涿	付の有無		差異理由
		添付書類名称	DB	SA	添付書類の添付の考え方	添付書類名称	DB	SA	添付書類の添付の考え方	
	60					計測制御系統施設に係る機器(計測装置を除く。)の配置を明示した図面及び系統図	×	0	重大事故等対処設備としての要求事項を満たす配置及び系統について説明するため添付する。	_
	61					制御能力についての計算書(最大反応度価値、反応度制御能力、停止余裕、負の反応度添加率、ほう酸及びほう酸水の貯蔵量並びにほう素濃度の根拠に関する説明を併記すること。)	×	×	制御能力及び最大反応度価値。ほう酸貯蔵量等に 係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため 添付しない。	-
	62					耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	0	0	地震による損傷の防止の基準変更箇所及び重大事故等対処設備としての適合性を説明するため添付する。	_
	63					強度に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	×	0	重大事故等対処設備としての材料・構造に関する適合性を説明するため添付する。	_
	64					構造図	×	0	重大事故等対処設備としての要求事項を満たす構造であることを説明するため添付する。	_
	65					計測装置の構成に関する説明書、計測制御 系統図及び検出器の取付箇所を明示した図 面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関す る説明書	0	0	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備としての要求事項を満たすことを説明するため添付する。	_
計測制御系統施設	66					原子炉非常停止信号の作動回路の説明図及 び設定値の根拠に関する説明書	×	×	原子炉非常停止信号に係る技術基準規則及びその 解釈に変更はないため添付しない。	改造工事の有無による相違
	67					工学的安全施設等の起動(作動)信号の起動 (作動)回路の説明図及び設定値の根拠に関 する説明書	×	0	重大事故等時における作動回路の追加に伴う適合 性を説明するため添付する。	改造工事の有無による相違
	68					デジタル制御方式を使用する安全保護系等の 適用に関する説明書	×	×	対象施設に係る技術基準規則及びその解釈に変更 はないため添付しない。	_
	69					発電用原子炉の運転を管理するための制御 装置に係る制御方法に関する説明書	×	0	重大事故等対処設備として要求事項を満たすことを説明するため添付する。	_
	70					中央制御室の機能に関する説明書、中央制御室外の原子炉停止機能及び監視機能並びに緊急時制御室の機能に関する説明書	0	0	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として の中央制御室の監視機能等への適合性を説明する ため添付する。	_
	71					安全弁の吹出量計算書(バネ式のものに限る。)	0	0	重大事故等対処設備としての要求事項を満たすこと を説明するため添付する。設計基準対象施設に関し では、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規 則(別表第二)の改正に伴い添付する。	-
	72					_	-	-	_	法令改正により削除

								2		
			東海	第二発電所			女川原子力		2号機	
施設区分	No.	添付書類名称	今回の湯	付の有無	添付書類の添付の考え方	添付書類名称	今回の添	付の有無	は 添付書類の添付の考え方	差異理由
		// III 를 자꾸고 기가	DB	SA	がい自然のがいのうたり	NK [1] 는 XR 십 11	DB	SA	がい自然のかがいのかったり	
		3				放射性廃棄物の廃棄施設に係る機器(流体状 の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び自 動警報装置並びに排気筒を除く。)の配置を明 示した図面及び系統図	0	×	設計基準対象施設の改造に対する適合性の説明 のため添付する。	改造工事の有無による差異
		4				排気筒の設置場所を明示した図面	×	×	対象施設に係る技術基準規則及びその解釈に変 更はないため添付しない。	対象設備の有無による差異
		5				耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	0	0	地震による損傷の防止の基準変更箇所及び重大事 故等対処設備(兼用先の要求)としての適合性を説 明するため添付する。	_
		6				強度に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	×	×	対象施設に係る技術基準規則及びその解釈に変 更はないため添付しない。	改造工事の有無による差異
		7				構造図	0	×	設計基準対象施設の適合性の説明のため添付する。	改造工事の有無による差異
放射性廃棄物の廃棄施設		8				排気筒の基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面(自立型のものに限る。)	×	0	置大事故等対処設備(兼用先の要求)としての適合性を説明するため添付する。	対象設備の有無による差異
		9				流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大防止 能力及び施設外への漏えい防止能力につい ての計算書	×	×	対象施設に係る技術基準規則及びその解釈に変更 はないため添付しない。	_
	•	0				固体廃棄物処理設備における放射性物質の 散逸防止に関する説明書	×	×	対象施設に係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。	_
		1				放射性廃棄物運搬用容器の放射線遮蔽材の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書	×	×	対象施設に係る技術基準規則及びその解釈に変更 はないため添付しない。	_
		2			流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置 及び自動警報装置の構成に関する説明書、検 出器の取付箇所を明示した図面並びに計測 範囲及び警報動作範囲に関する説明書	×	×	対象施設に係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。	-	
		3				_	-	-	_	法令改正により削除

	1 1				T	Т			-	·
			東海第	第二発電所			女川原子力	2発電所第2	2号機	
施設区分	No.		今回の添	付の有無	7 (13 Y 0 Y (10 Y 7 1	17.11.李栋 5.14	今回の添	付の有無	7/12/7/10/7/10/7/1	差異理由
		添付書類名称	DB SA		添付書類の添付の考え方	添付書類名称	DB	SA	添付書類の添付の考え方	
	84					放射線管理施設に係る機器(放射線管理用計 測装置を除く。)の配置を明示した図面及び系 統図	0	0	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として の要求事項を満たす配置について説明するため添 付する。	_
	85					放射線管理用計測装置の構成に関する説明書	0		設計基準対象施設及び重大事故等対処設備としての要求事項を満たすことを説明するため添付する。	_
	86					放射線管理用計測装置の系統図及び検出器 の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲 及び警報動作範囲に関する説明書	0		設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として の要求事項を満たすことを説明するため添付する。	-
	87					管理区域の出入管理設備及び環境試料分析 装置に関する説明書	×		重大事故等時における環境試料分析等について説 明するため添付する。	_
放射線管理施設	88					耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	0		地震による損傷の防止の基準変更箇所及び重大事 故等対処設備としての適合性を説明するため添付す る。	_
/从引 柳 昌 - 生/吧 6又	89					強度に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	×	0	重大事故等対処設備としての材料・構造に関する適合性を説明するため添付する。	改造工事の有無による差異
	90					構造図	0	0	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として の要求事項を満たす構造であることを説明するため 添付する。	_
	91					生体遊蔵装置の放射線の遮蔽及び熱除去に ついての計算書	0	0	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備における中央制御室及び緊急時大対策所の生体遮蔽装置 の遮蔽能力等に対する適合性を説明するため添付 する。	_
	92					中央制御室及び緊急時制御室の居住性に関 する説明書	0	0	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の中央 制御室の居住性に対する適合性を説明するため添 付する。	_
	93					_	-	ı	_	法令改正により削除

			東海	第二発電所			女川原子	力発電所第:	2号機	
施設区分	No.	添付書類名称	今回の添	付の有無	添付書類の添付の考え方	添付書類名称	今回の添	付の有無	添付書類の添付の考え方	差異理由
			DB	SA			DB	SA		
	94					原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した 図面及び系統図	0	0	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として の要求事項を満たす配置及び系統について説明す るため添付する。	_
	95					耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	0	0	地震による損傷の防止の基準変更箇所及び重大事 故等対処設備としての適合性を説明するため添付す る。	_
	96					強度に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	0	0	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として の材料・構造に関する適合性を説明するため添付す る。	_
	97					構造図	0	0	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として の要求事項を満たす構造であることを説明するため 添付する。	_
原子炉格納施設	98					原子炉格納施設の設計条件に関する説明書 (原子炉格納容器本体の脆性破壊防止に関す る説明を併せて記載すること。)	0	0	設計基準対象施設として変更のないこと及び重大事 故等時における格納容器の機能を説明するため添 付する。	_
IN I A ILWINOIX	99					原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書	×	0	重大事故等時における格納容器内水素濃度低減に 関する適合性を説明するため添付する。	_
	100					原子炉格納施設の基礎に関する説明書及び その基礎の状況を明示した図面	0	0	地震による損傷の防止の基準変更箇所の適合性を 説明するため添付する。	_
	101					圧力低減設備その他安全設備のポンプの有 効吸込水頭に関する説明書	×	0	重大事故等対処設備としての要求事項を満たすこと を説明するため添付する。	-
	102					安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書(バネ式のものに限る。)	0	0	股計基準対象施股及び重大事故等対処設備として の要求事項を満たすことを説明するため添付する。	柏崎7号機の実績反映によりDBの 計算書を添付
	100					_	-	_	_	法令改正により削除

		I		m = 20 (E) = r						
#550 T ()				第二発電所				力発電所第2	2亏候	******
施設区分	No.	添付書類名称		付の有無	添付書類の添付の考え方	添付書類名称		付の有無	添付書類の添付の考え方	差異理由
	104		DB	SA		非常用電源設備に係る機器の配置を明示した 図面及び系統図	О	SA O	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として の要求事項を満たす配置及び系統について説明す るため添付する。	_
	105					非常用発電装置の出力の決定に関する説明 書	0	0	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として の要求事項を満たす非常用電源設備の出力につい て説明するために添付する。	_
	106					燃料系統図	0	0	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として の要求事項を満たす系統について説明するため添 付する。	_
その他発電用原子炉の附	107					耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	0	0	地震による損傷の防止の基準変更箇所及び重大事 故等対処設備としての適合性を説明するため添付す る。	_
属施設-1非常用電源設備	108					強度に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	0	0	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として の材料・構造に関する適合性を説明するため添付す る。	_
	109					構造図	0	0	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として の要求事項を満たす構造であることを説明するため 添付する。	_
	110					安全弁の吹出量計算書(パネ式のものに限 る。)	×	0	重大事故等対処設備としての要求事項を満たすこと を説明するため添付する。	
	111					_	_	_	_	法令改正により削除
	112					常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面	0	×	保安電源設備の基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。	_
	113					耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	×	×	地震による損傷の防止の基準変更箇所の適合性については、「常用電源設備の健全性に関する説明書」にて、基本方針を説明する。	_
	114					常用電源設備の健全性に関する説明書	0	×	保安電源設備の基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。	_
その他発電用原子炉の附属施設-2常用電源設備	118					電磁誘導電圧計算書(電圧十七万ポルト以上の電力系統に係る中性点接地装置の工事を含む場合に限る。)	×	×	設備に係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。	_
	116					短絡強度計算書	×	×	設備に係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。	_
	117					三相短絡容量計算書	×	×	設備に係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。	改造工事の有無による差異
	118					_	_	-	_	法令改正により削除

			第二発電所			女川原子力	A 雪 正 笠 /	D.巴.琳		
体記区公	No								~〒1技 ┃	美恩珊山
施設区分	No.	添付書類名称	今回の DB	系付の有無 SA	添付書類の添付の考え方	添付書類名称	今回の添 DB	付の有無 SA	添付書類の添付の考え方	差異理由
	119					補助ポイラーに附属する主配管の配置の概要 を明示した図面及び系統図	×	×	対象施設に係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。	_
	120					水循環系統図	×	×	対象施設に係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。	_
	121					補助ボイラーに属する燃料系統図	×	×	対象施設に係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。	_
	122					強度に関する説明書	×	×	対象施設に係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。	_
その他発電用原子炉の附属施設-3補助ボイラー	123					構造図	×	×	対象施設に係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。	_
	124					補助ボイラーの基礎に関する説明書	×	×	対象施設に係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。	_
	125					制御方法に関する説明書	×	×	対象施設に係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。	_
	126					安全弁の吹出量計算書(バネ式のものに限る。)	×	×	対象施設に係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。	_
	127					_	_	_	_	法令改正により削除
	128					火災防護設備に係る機器の配置を明示した図 面及び系統図	0	0	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備を火災 より防護する設備としての要求事項を満たす配置及 び系統について説明するため添付する。	_
	129					耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	0	0	地震による損傷の防止の基準変更箇所の適合性を 説明するため添付する。	_
その他発電用原子炉の附	130					強度に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	0	0	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備を火災 より防護する設備としての材料・構造に関する適合 性を説明するため添付する。	_
属施設-4火災防護設備	131					構造図	0	0	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備を火災 より防護する設備としての要求事項を満たす構造で あることを説明するため添付する。	_
	132					安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書(パネ式のものに限る。)	×	×	対象となる安全弁が無いため添付しない	_
	133					_	-	-	_	法令改正により削除

			東海	第二発電所			女川原子力	力発電所第2	- 2号機	
施設区分	No.		今回の添	が付の有無			今回の添	付の有無		差異理由
		添付書類名称	DB	SA	添付書類の添付の考え方	添付書類名称	DB	SA	添付書類の添付の考え方	
	134					浸水防護施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図	0	0	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備を浸水より防護する設備としての要求事項を満たす配置及 び系統について説明するため添付する。	_
	13					耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	0	0	地震による損傷の防止の基準変更箇所の適合性を 説明するため添付する。	_
その他発電用原子炉の附 属施設-5浸水防護施設	130					強度に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	0	0	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備を浸水より防護する設備としての要求事項を満たす構造・ 強度を有していることを説明するため添付する。	_
	13					構造図	0	0	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備を浸水より防護する設備としての要求事項を満たす構造であることを説明するため添付する。	_
	138					-	ı	ı	_	法令改正により削除
	139					補機駆動用燃料設備に係る機器の配置を明 示した図面及び系統図	×	0	重大事故等対処設備としての要求事項を満たす配置及び系統について説明するため添付する。	対象設備の有無による差異
TO MARKET TO BU	140					耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	×		地震による損傷の防止の基準変更箇所及び重大事 故等対処設備としての適合性を説明するため添付す る。	対象設備の有無による差異
その他発電用原子炉の附属施設-6補機駆動用燃料設備(非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。)	14					強度に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	×	0	重大事故等対処設備としての材料・構造に関する 適合性を説明するため添付する。	対象設備の有無による差異
	14:					構造図	×	0	置大事故等対処設備としての要求事項を満たす構造であることを説明するため添付する。	対象設備の有無による差異
	14:					_	-	-	_	法令改正により削除

							/ WE = 4	- 24 - F - 7 45 -		
				第二発電所			女川原子力		2号機	
施設区分	No.	添付書類名称	今回の湯	は付の有無	添付書類の添付の考え方	添付書類名称	今回の添	付の有無	   添付書類の添付の考え方	差異理由
		ייין דו אויין די אויין די אויין די אויין	DB	SA	734 1 3 E AROV 144 1 3 O V - 3 / C / 3	/MITE XR 12 17	DB	SA	がい自然のかがいのかったり	
	144					非常用取水設備の配置を明示した図面	0	0	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として の要求事項を満たす配置及び系統について説明す るため添付する。	_
	145					耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	0	0	地震による損傷の防止の基準変更箇所及び重大事 故等対処設備としての適合性を説明するため添付す る。	_
その他発電用原子炉の附属施設-7非常用取水設備	146					強度に関する説明書*(別添)	0	0	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として の材料・構造に関する適合性を説明するため添付す る。	_
	147					構造図	0	0	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として の要求事項を満たす構造であることを説明するため 添付する。	_
	148					_	ı	- 1	_	法令改正により削除
その他発電用原子炉の附 属施設-8敷地内土木構造	149					斜面安定性に関する説明書(地震による斜面 の崩壊の防止措置を実施する場合のものに限 る。)	×	×	対象施設がないため添付しない。	_
病旭放一0 敖地內工不傳追 物	150					_	1	-	_	法令改正により削除
	151					緊急時対策所の設置場所を明示した図面及 び機能に関する説明書	0	0	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備における緊急時対策所の機能に対する適合性を説明する ため添付する。	_
その他発電用原子炉の附	152					耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	0	0	地震による損傷の防止の基準変更箇所及び重大事 故等対処設備としての適合性を説明するため添付す る。	_
属施設-9緊急時対策所	153					緊急時対策所の居住性に関する説明書	0		設計基準対象施設及び重大事故等対処設備における緊急時対策所の居住性に対する適合性を説明するため添付する。	_
※宝用标辑則则主第一1一面	154					_	1	-	_	法令改正により削除

